

【実感評価】

意見・コメント集(下巻)

個別課題についての専門家の評価

平成18年9月7日

高知県教育委員会事務局

目 次

(下 巻)

上 巻	1 子どもたちとのグループインタビュー	
	(1) 高知大学教育学部学生	P
	(2) 県立学校 3年生 [高知追手前高校、高知工業高校、高知北高校、高知盲学校]	P
	(3) 公立中学校 3年生 (南国市立香南中学校、四万十市立中村西中学校、高知市立朝倉中学校、香美市立鏡野中学校)	P
	2 P T A 団体の評価	
	(1) 高知県小中学校 P T A 連合会	P
	(2) 高知県高等学校 P T A 連合会	P
	3 県民からのパブリックコメント	
	(1) 県民からのパブリックコメント一覧	P
	4 元教員の評価	
	(1) 前高知市立大津小学校長	P
	(2) 前香南市立香我美中学校長	P
(3) 前県立高知追手前高等学校長	P	
	P	
中 巻	5 市町村教育委員会の自己評価	
	(1) 高知県市町村教育委員会連合会	P
	(2) 市町村教育委員会の自己評価	
	6 教職員団体の自己評価	
	(1) 高知県独立高等学校教職員組合	P
	(2) 高知県教職員組合	P
	(3) 高知県教職員団体連合会	P
	(4) 高知教職員組合	P
	(5) 高知県高等学校教職員組合	P
下 巻	7 個別課題についての専門家の評価	
	(1) 高知県の学力実態と学力向上対策について (大阪大学大学院教授 志水宏吉)	P 1
	(2) 高知県の学力実態と学力向上対策について (高知大学助教授 平井貴美代)	P 1 9
	(3) 就学前の保育・教育について (大妻女子大学副学長 大場幸夫)	P 3 4
	(4) 教職員の資質・指導力の向上について (上越教育大学教授 若井彌一)	P 4 2
	(5) 特別支援教育について (高知大学教授 寺田信一)	P 4 7
	(6) いじめ、校内暴力、不登校、中途退学等の教育課題について (東京理科大学教授 八並光俊)	P 5 4
	(7) いじめ、校内暴力、不登校、中途退学等の教育課題について (島根大学教授 肥後功一)	P 6 3
	(8) 高知県の子どもたちを取りまゝ教育の環境について (高知大学助教授 内田純一)	P 7 1
	(9) 高知県の子どもたちを取りまゝ教育の環境について (早稲田大学人間科学学術院教授 前橋明)	P 7 5

(1) 高知県の学力実態と学力向上対策について

～高知県の学力実態から～

大阪大学大学院

教授 志水宏吉

ア はじめに

「子どもたちが主人公」をスローガンとする「土佐の教育改革」は、全国的にみてもきわめてユニークなものである。そのような話を、東京大学教育学部に在任中の私は、職場の先輩である浦野東洋一教授から何度となく聞いたものである。また、大阪大学人間科学部に長年にわたって在職し、私を阪大に呼び戻して下さった故池田寛先生は、高知県東部の東洋町の出身で、生涯にわたって土佐を愛された人であった。

それらのご縁もあり、私は、2003年度に大阪の地に戻ってきて以降、教職員研修や校内研修などの場に呼んでいただき、かなり頻繁に高知の地に足を踏み入れるようになった。今回のこのような仕事を与えていただいたのも、そのような経緯があつてのことだと思う。

とは言うものの、私と高知県とのかかわりはまだまだ歴史の浅いものであり、高知の学力問題の現状と課題を的確に評価するには、私自身、役不足の感がすることは否めない。精いっぱい努力をするつもりではあるが、ここでの私の文章が、的外れなものになっていないことを祈るばかりである。

さて、1996年に「土佐の教育改革を考える会」がまとめた7つの提言のうちの第二番目に「子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上」という項目が挙げられている。これは第一番目の「教員の資質・指導力の向上」に次ぐもので、学力問題の優先順位が当初から高いものであった事実を示している。さらに2002年からの第2期の「土佐の教育改革」においては、その順位がトップに上げられ、今日では子どもたちの基礎学力の定着・向上が、教育改革の最重要課題であると認識されているに至っている。

この文章を作成するにあたって私に与えられた課題は、以下の3点である。

- 1) 全国的な学力の状況との対比から、高知の学力実態を明らかにする。
- 2) 「土佐の教育改革」で、学力向上に関して成し得たことと残された課題を示す。
- 3) 高知県の置かれた環境や県民風土を考慮したうえで、県として目指すべき学力向上の方向性や方策を提言する。

以下では、県教委から提供していただいた資料を参考にしながら、上の3つのポイントについて順に論述していきたい。

イ 高知県の学力実態について

平成17年4月に示された「第2期土佐の教育改革重点化計画」では、高知の子どもたち

の学力の現状について、次のような総括がなされている。

「学力面では、到達度把握検査結果の県平均結果で見ると、小学生の算数・国語は全国平均と同等か上回っているが、中学生の国語、数学、英語は下回っており、関心・意欲・態度も、小学校高学年あたりから全国平均を下回り、学年が進むにしたがって差が広がってくる。

また、中学校数学では、「努力を要する」割合が全国よりも多く、「十分満足」が少ないが、中学1年から3年への改善の兆しが見られる（平成15年度到達度把握検査結果）

高等学校では、大学進学者数は増加しているが、中途退学率が高水準で、学力全体の底上げには至っていない。」

ここで概括的に述べられている高知の子どもたちの学力実態を、県教委から提供されたデータを参照しながら、「小中学生」と「高校生」に分けてより詳細に検討してみよう。

（ア）小中学生

まず断っておかなければならないのは、高知の学力実態を「全国」と比較をするためには、比較を可能にするような適切なデータが必要だということである。文科省の教育課程調査などの、全国規模の学力調査の都道府県別データがあれば事は足りるのだが、それは現状では公表されておらず、参考にすることができない。次善の策として考えられるのが、全国規模で展開されている「業者テスト」の結果を利用することである。高知県では、「土佐の教育改革」の一環として「CRT」を子どもたちに対して継続的に実施しており、それが、参照されるべき基礎データとしての性格を担わされている。

「CRT」について、県教委は、次のような解説を施している（県教委事務局小中学校課『学力定着状況調査』平成17年10月より）

「CRTは、Criterion Referenced Test（目標規準準拠テスト）の略称で、一人一人の目標到達度の度合いを明らかにして、その結果判明した未到達の児童・生徒に指導することを目的に行われるものである。全問正解を100%とし、全国のデータをもとに集計された正答率が「全国得点率」である。これは、固定された割合であり、毎年の受検者の平均正答率ではない。また、学習指導要領が全面改訂され、検査内容が変われば、当然得点率も変更される。全国の得点率を1としたとき、0.9以上1.1以下の範囲であれば、「全国とほぼ同等」であるといえる。また、0.8以上0.9未満であれば「全国よりやや低い」、0.8未満は「全国より低い」といえる。」（文言は省略・修正してある）

なお平成14年度後期からCRTの問題が新学習指導要領に即した改訂版となったため、それ以前のデータとの厳密な比較はできないが、上に述べた全国得点率との比較の上での

高知県の得点率を算出することによって、大まかな傾向をみることはできる。

図1～図3が、平成9年度から16年度にかけての、国語、算数・数学、英語という3教科の得点率の変化を整理したものである。順にみていこう。

図1の国語については、以下のような特徴が読み取れる。(1)小学校1・2年生と中学校3年生で国語の得点率が上昇傾向にある。(2)その間にある小学校3年生から中学校2年生については、横ばいか若干の上昇という傾向がみられる。(3)14年度の中3(0.91)を除くと、すべての数値は0.94～1.03の範囲の中におさまっており、「全国とほぼ同等」の国語の学力を有していると考えてよい。(4)平成16年度の数値に関して言うなら、小学校ではほとんど全国得点率を上回る数値になっている、すなわち全国の数値より高くなっているのが注目される。

次に、図2の算数・数学については、以下のような傾向を指摘できる。(1)やや上昇傾向にある小6を除くと、小学校ではどの学年でも横ばいの状態が続いている。(2)中学校については、中1・中2で得点率の低下傾向がみられるのが気がかりである。特に、新指導要領下(平成14年度以降)での中2の落ち込みがひどいのが目につく。(3)上に関連して、平成14年度以降の中1と中2で、数値が0.9点台から0.8点台に低下しているのが気になるところである。国語と比べると、中学校段階での数学の学力の落ち込みはやはり顕著である。

最後に、図3の英語のデータをみてみよう。(1)中1・中2では、若干ではあるが数値が低下傾向にあり、新指導要領下では0.90? 0.92程度の水準となっている。(2)それに対して、中3では、14年度・15年度の0.8点台の数値から、16年度には0.92へと大幅な改善をみることができた。

トータルするなら、「土佐の教育改革」の期間(この10年間)を通じて、子どもたちの基礎学力の水準が着実に上昇してきたという事実を、ここでは見出すことができなかった。残念な結果ではあるが、しかしながら、落胆するのも早計である。子どもたちの学力向上には、さまざまな要因が関与しているのであり、特定の施策の効果がすぐに現れるというものでは必ずしもない。周到に考え出された学力向上のためのさまざまな手立てを継続的に実施することによって、はじめて持続的な効果がもたらされると考えたい。その意味では、図1～図3において、大幅なものではないものの、16年度の数値が押し並べて前年と比べて上昇しているのは、注目されるべき結果である。この結果を、これまでの改革努力がようやく実を結びつつある兆し、と解釈することも可能であろう。これに続く、17年度の結果の趨勢を注意深く見守りたいものである。

さて、冒頭での県教委の指摘にもあったように、小学生の国語・算数の力は全国的にみても遜色ないものであるが、中学生になると、特に数学と英語において、子どもたちの基礎学力はより多くの課題をもつようになるようである。平成16年度調査に関して、教科別・学年別の数値をグラフに表したものが次の図4であるが、ここにはそうした傾向性が如実に表現されている。

ただし、より注意深く図 4 の数値を追ってみると、あるひとつの興味深い事実が浮かび上がってくる。それは、中学校段階における数学の値の変化にかかわるものである。すなわち、落ち込みが激しいのは、中 1 と中 2 の数値（それぞれ 0.89 と 0.85）であり、中学新 1 年の値は 0.95 とそれほど低くなく、また、中 3 の値の 0.93 とかなりの回復を見せているのである。これらの数値の動きを、どのように解釈したらよいだろうか。

まず、6 年生での学習領域を解答した新中 1 の結果がそんなに悪くないという結果は、「高知では、中学段階での私学抜けが激しく、できる子が公立中学に入っていない」という「常識」に疑義を呈するものとして注目される。中学校スタート時点での結果は、それほど悪くないのである。それは、国語の数値にも示されている。中学校段階での値は 0.99 0.97

0.96 0.98 と推移しており、平成 16 年度における高知の公立中学に通う子どもたちの国語の学力はほぼ全国水準並みに達している。とすると、問題は、中 1 と中 2 における数学の数値の落ち込みということになる。入った段階では、高知での「常識」とはうらはらに、全国レベルとそれほど遜色のない点数をとっている子どもたちが、「中 2」のテストを受ける時期（中 2 の終わりから中 3 のはじめ）までに大幅に力を落とすが、「中 3」のテストを受ける時期（卒業前の時点）までにある程度ばん回するというシナリオを、これらの数値から描くことができるのである。

高知の公立中学に通う生徒たちの数学の力は、もともとそんなに低いわけでもなく、また、受験前の時期には馬力をかけて点数をかなりの程度回復できるとするならば、中 1 から中 2 にかけての「落ち込み」こそが、克服すべきターゲットになると言わねばならない。そのカギになるのは、「高知の中学校はしんどい」という教育関係者の「思い込み」の克服、中学生たちが学習に対するモチベーションを保てるような「面白くて、ためになる授業」の工夫ということになるであろう。

（イ）高校生

高知県においては、全国の水準と比較した場合の、高校進学率の低さおよび高校中退率の高さが歴史的に問題とされてきた。例えば、1980 年代から 90 年代にかけて、全国の高校進学率が 95% 程度であった時期、高知県のそれは 91~92% 台、高知市のそれにいたっては 87~88% 台で推移していた。また、中退率について言うならば、同時期には、高知の高校中退率は全国有数の水準にあり、

その理由の根底には「単位がとれないなどの学習不振」があったという。

義務教育機関にあたる小中学校では、C R T などの標準化されたテストによって、全国的な学力水準との比較を一定程度行うことができるが、高校段階にはそのような標準化されたテストは存在しない。その代わりに、生徒たちの学力水準を示す指標として採用されてきたのが、大学への進学状況である。表 1 は、最近（平成 3 年度以降）の、公立高校からの四年制大学進学者数（現役）と卒業者数に締める割合の推移をみたものである。

「土佐の教育改革」がスタートしたのは 1997 年（平成 9 年）であるが、それを境に、県

内の公立高校卒業者の四年制大学進学者数（現役）および進学率とも、大幅に上昇していることがわかる。すなわち、進学率で言うなら、平成 8 年まで 9 ～ 13% 程度の水準で推移していたそれは、平成 9 年に 17.4% となり、以下順調に上昇し、平成 17 年には 24.8% となっている。またその中で、国公立大学に進学した者の数は徐々に増え続け、平成 14 年では 296 名となり、史上初めて私学からの進学者数を超えたという。

「土佐の教育改革」は、高校段階については、期待通りの成果を収めていると評価してよいだろう。少なくとも大学進学という側面に関して、高知の公立高校は大きな進歩を遂げているとみることができる。

ただし、高校中退率（公立全日制高校）をみると、状況は依然として楽観できるものではない。ここ数年の変化を追ってみると、2.3%（平成 14 年度） 2.2%（15 年度） 1.7%（16 年度）と減少傾向にはあるものの、まだ全国平均（15・16 年度で 1.5%）には届かない数値となっている。2 年続けて中退者が減ったこと背景には、「進路変更」者の大幅な減少や「学業不振」者や「学業不適応」者の減少があるが、依然として不本意入学や学業不適応は多く、基礎学力の定着が大きな課題となっている。

平成 17 年に県高等学校課が県下の全高校生を対象とした実施した「学習支援調査」によると、2 人に 1 人が授業以外には一切勉強をせず、4 人に 3 人が「30 分以下」しか勉強をしていないという状況になっている。そうであるにもかかわらず、2 人に 1 人が「授業をだいたい理解している」と回答している。生徒の学力水準に合わせた授業がおおむね展開されていると肯定的にこの数値を読むこともできるが、逆に、「生徒たちの力を十分に引きださず授業となっているか」と問い直すこともできる。不得意な教科として数学と英語をあげている生徒が多く（これは先にみた中学生の学力の状況と対応している）、その理由として「勉強の仕方がわからない」「興味がない」の 2 つが多くあげられている。高校における基礎学力の指導・授業の工夫改善が、さらに求められるところである。

これらの結果をまとめると、次のように言うことができるであろう。すなわち、高知の小学生の学力は、全国と比べても遜色のあるものではない。また、中学生についても、「常識」とはうらはらに、その学力水準は顕著に劣っているというわけではない。ただし、中 1・中 2 における数学と英語の「落ち込み」については、改善の余地大と言わねばならないだろう。他方、高校生の学力に関しては、大学進学率の伸びという点からみるかぎり、教育改革の成果は一定程度あったと言うことができる。ただし、中途退学率は依然として全国平均よりも高く、高校生全体の学力の底上げはいまだ成し遂げられていないと言わざるをえない。

ウ 学力向上策に対する評価

（ア）「土佐の教育改革」で成し得たこと

1998年に高知大学教育学部の研究者グループがまとめた冊子『高知県の教育問題と教育改革を考える』には、高知の学力問題の経緯が詳細に記されている。

それによると、高知県において、学力の問題が広範に論議されるようになったのは、70年代半ば以降のことである。全国的にも注目された「高校全入」が1950年代後半に廃され、60年代には多くの高校不合格者が生みだされるようになったという（63年には1732人）。それ以降、学校間格差の顕在化、中学校段階からの私学への脱出、それに対応するための小学校段階からの学習塾通いが全県的に拡大し、子どもたちの「低学力」問題や高校・大学進学をめぐる「私高公低」問題がマスコミにさかんに取り上げられるようになった。1984年には、高知新聞で「高知の学力」の長期連載がなされた。その時代に行われた世論調査によると、「本県教育に満足していますか」という設問に対して、全国では「満足」（「満足」＋「どちらかといえば満足」）が43.8%に達しているのに、高知ではわずか22.1%で、不満派が57.1%（「どちらかといえば不満」42.8%＋「不満」14.3%）と過半数を超えたという（同上書、21～23頁）

高知県における小学生の通塾率や私立中学への進学率は、東京に次ぐ高率を示すようになり、ついに橋本政権の第2期を迎えた段階で、「土佐の教育改革」が断行されるに至った。

東京都立大学（現首都大学東京）の乾彰夫教授を代表とする研究グループがまとめた科学研究費報告書（『分権改革下における地方教育行政ならびに学校管理運営過程の変容に関する実証的研究』2003年）は、「土佐の教育改革」の基本的性格を、次のように表現している。

「『土佐の教育改革』は第一に、公教育あるいは公立学校教育の正当性（信頼）回復をはかるための関係者（教育行政担当者・教職員・保護者・県民各層など）相互間の関係性の再編成を課題とした『教育政治改革』という側面が大きい。」（同上書、1頁）

1997年からはじまる第一期の「土佐の教育改革」において、「子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上」は第2番目の柱として挙げられている。その際に第1番目の柱として掲げられたのが、「教員の資質・指導力の向上」という課題であった。上の報告書には、次のような記述が見られる。

「勤務評定導入をめぐる教職員組合と県教育委員会との激しい衝突以来の県政界などをも巻き込んだ激しい対立構造が、県レベルでの教育政策・施策の決定や実施を多くの場面で歪めたり阻害するとともに、学力問題などをめぐる公立学校教育への保護者・県民らの不満や批判の蓄積が、公立学校への信頼性を揺るがせていた。」（同、1頁）

「土佐の教育改革」の背景に、このような歴史的経緯があることを忘れてはならない。高知の学力問題は、上に指摘されているような「対立構造」によって人為的・社会的に創

りだされた側面が強いと言っているのである。

では、2期10年にわたる「土佐の教育改革」によって、子どもたちの学力面に関して、どのような成果があがっていると整理することができるだろうか。

第一に、教職員の意識改革が間違いなく進んでいるように思われる。さまざまな著作物や資料をみると、「土佐の教育改革」が着手されて以来、上に述べられているような対立の構造がずいぶん薄らぎ、子どもたちの学力をしっかりと高めていこうという雰囲気に着実に学校現場に醸成されていることがうかがえる。このこと自体が、改革の最大の果実と言ってよいことである。

第二に、そのような雰囲気のもとで、教職員と保護者・地域の人々・その他の関係者が一緒になって学力の問題に取り組もうという形ができつつある。詳細は、この私の文章に続く、高知大学の平井先生の担当部分で語られることになるが、「わかる楽しい授業の創造」「幼保・小中の連携教育の推進」「地域ぐるみの教育の推進」「教員配置の充実」という4つからなる、第2期の教育改革における「学力向上のための具体的手立て」を通して、学力向上に向けての確かな「協働」関係が構築されようとしている。

そして第三に、前節でみたように、子どもたちの学力の実態に関して、いくつかの側面において着実な進歩が認められるのである。先にも述べたように、改革の成果は一挙に開花するものではありえない。改革には常に時間が必要であり、その成果がコンスタントな形で現れるようになるにも一定の時間がかかる。その意味で注目されるのが、16年度の小中学生のCRTの結果に関して見られた「一貫した伸び」である。これと17年度の結果を照らし合わせることによって、この伸びが持続性のあるものかどうかという点について一定の判断を下すことができよう。

大崎教育長は、『土佐の教育改革』のなかで、改革の次のステップについて、以下のように書いている。

「改革の次のステップでは、もう少し具体的な形で答えをださなければならぬ。何より、そうしなければ、子どもたちが救われぬ。眼目は、学力の問題に答えをだすことだと考える。県民のみなさんの関心が最も高いのも学力である。また、今、教育が抱えている非行や中途退学や不登校などの課題の多くが、直接間接の差はあるにせよ学力の問題に起因していると思うからである。」

(イ) 残された課題

第2期「土佐の教育改革」においては、改革の基本方針や重点施策がすでに明確に提示され、さまざまな局面において具体的な取り組みが進行している。したがって、現在の時

点での最大の課題は、ひとえにいかに関革をやりきるかという点にかかっているとつてよい。子どもたちの学力向上のために、大人たちが改革の灯を消すことなく、地道な取り組みを継続的に推し進めていくこと。高知の子どもたちの未来は、その永続的な努力にかかっている。

そのことを確認したうえで、私が考える、より具体的な課題を4点にわたつて提示しておきたい。

第一には、学力実態の適切な把握という課題がある。今回の文章を作成するにあつて、小中学生の学力の状況を知る資料として私がいただいたのは、ほとんどがCRTにかかわるものであつた。CRTは慎重に考え抜かれたテストであり、全国的に一定の信頼度も勝ちえているものであるが、それだけで、高知の子どもたちの学力実態が必要十分に把握できるとは私には思えない。

今日、いくつもの府県で、「自前」の学力調査が実施されている。CRTなどによって、全国的・標準的な視点から子どもたちの学力を測定することももちろん必要だが、他方で、自県・自地域の子どもたちに対して、具体的につけさせたい力を想定し、ローカルかつユニークな視点から彼らの学力を把握することも大切なことである。その意味で、先生方の「手作りテスト」による、県あるいは市町村レベルでの学力調査を、私は推奨したい。そのことによって、現場サイドの参加意識が向上し、学力向上に向けての機運がさらに高まるという効果がもたらされるだろうことは言うまでもない。

上の課題と関連して、第二に、学力向上を捉える視点の多様化という課題をあげておきたい。CRTなどの結果を評価する際に私たちは、どうしても全国平均と比べて高いか低いかという視点から判断を下しがちである。しかし、それはひとつの見方にすぎない。次節に見るような高知県の特性を考えた場合、その視点だけでは、改革の成果を十分にとらえることは難しいと私は考える。イギリスの学力向上施策の一環として「付加価値方式」というものが採用されているが、私はその視点を取り入れることを、ここで推奨しておきたい。

「付加価値方式」とは、学校がどれだけの「付加価値」を生んだかという観点から学校の成果を考えようというものである。具体的には、過去のある時点と比べて子どもたちの学力がどれだけ伸びたかを捉えようという考え方である。

例えば平均が100点という形で標準化されたテストがあるとする。A県の結果は、5年前には101点で今年は103点となった。一方B県の結果は、5年前には93点であったが、継続的な改革のおかげで今年は99点となった。平均点という視点で見ると、103対99で依然としてA県の方が優れているということになるが、付加価値方式の観点から見れば、A県の2点(103-101)に対して、B県は6点(99-93)と、圧倒的にB県の方が成果があがっていることになる。ある取り組みの成果を見る時に、このような視点をも採用していただきたいということである。

第三の課題として、「しんどい学校」への人的・物的資源の重点的配置というものがあ

られる。「しんどう学校」とは大阪の言葉である。標準語に言いかえるなら、地域・家庭の経済・文化的環境がきびしい状況に置かれ、子どもたちの学力もふるわないタイプの学校のことである。そこへの人・物の重点配置として典型的なものが、かつての同和教育推進校に対する加配措置である。現在も各自治体において、「同和加配」は形をかえて存続していると思われるが、そのような発想に立つ措置を是非ともより手厚いものにしていただきたい。

私たちのグループが蓄積してきた学力調査の結果においても、「しんどう学校」で成果を挙げるためには、ふつうの学校の何倍もの手間ひま・労力がかかるということが明らかになっている。県全体の学力向上を図るためには、「しんどう所に手厚い」施策をとることが不可欠である。

最後に、第四番目の課題として、家庭とのなお一層の連携の推進という項目をあげておきたい。これは、「土佐の教育改革」の重点施策ともなっているものであるが、その重要性は、いくら強調しても、し足りないくらいである。とりわけ、前述の「しんどう学校」のようなタイプの学校では、学力向上の取り組みは、家庭との連携なしでは完結しないと考えてよい。

子どもたちの学力向上に不可欠である着実な学習習慣の形成という側面に関して、家庭の協力は欠くことができない。基本的な生活習慣の確立、家庭学習や宿題を通じた学習習慣の育成、読書やその他の活動を通しての知的好奇心の養成などにおいて、家庭生活の重要性は際立っている。学校における諸々の学力向上策や授業改革の試みの土台にあるのが、子どもたちの家庭生活である。その事実を、今一度強調しておきたい。

エ 学力向上の方向性

(ア) 高知県の置かれた環境や県民風土

「高知県の置かれた環境や県民風土を考慮したうえでの提言を」という注文を受けたが、私がそれらについて知っているのは、きわめて常識的なことがらでしかない。例えば、土佐が坂本龍馬を生んだ地であること、太平洋に面した温暖な土地柄であること、「いごっそう」という言葉に示されるような気骨のある人格が理想とされること、県民のアルコール消費がかなり高水準なことなどなど。

そこでここでは、「高知の県民性」を知るためのひとつの資料として、朝日新聞社が出している『民力』に掲載されている統計データに目を通してみた。そこで目についた諸点を列挙してみよう。

(1) 民力水準

これは、「民力」データの最も基本的なデータである。指標は、以下の4つが設定されている。

「総合」：以下の4領域（24指標）を合算したもの

「基本」：人口や県民所得といった6指標から算出

「産業活動」：工業の出荷額や就業者数 〃

「消費」：商店販売額や一般公共事業費 〃

「文化」：教育費や書籍費 〃

高知県の値は、まず「総合」が 87.5 となっている。最高は東京の 144.4、最低は沖縄の 75.0 である。以下、「基本」は 84.2、「産業」は 75.1、「消費」は 101.3、「文化」は 89.3 という数字が出ている。全国的にみるなら、「産業」の値がかなり低く、「消費」水準が相対的に高いと総括することができるだろう。

(2) 生活満足指標

これは、「生活の豊かさ」あるいは「生活の質」を表すものとして設定されたものである。以下の 3 つの領域について、「プラス指標」（値が高いほど基本的要件が満たされている）と「マイナス指標」（高いほど基本的要件が損なわれており、イライラの程度を表す）という合計 6 つの数値が算出されている。

「安定水準」：プラス指標（所得格差・持ち家率などから算出）

マイナス指標（失業率・生活保護者数 〃 ）

「安全水準」：プラス指標（公園面積・水の自然度 〃 ）

マイナス指標（交通事故件数・犯罪件数 〃 ）

「健康水準」：プラス指標（平均寿命・下水道普及率 〃 ）

マイナス指標（病死者数・自殺者数 〃 ）

高知県の値は、「安定水準」について「プラス」が 116.6、「マイナス」141.2、「安全水準」について「プラス」が 89.0、「マイナス」が 64.6、「健康水準」について「プラス」が 109.6、「マイナス」が 147.3 という数値が出ている。このなかで目立つのは、「安定水準」および「健康水準」の「マイナス」指標の数値が、全国での最低値（141.2 と 147.3）となっている事実である。

(3) 生活現代化指標

ここでいう現代化とは、「生活行動、つまり私的消費を中心とした高密度化」のこととされている。設定されている指標は、以下の 5 つである。

「情報化率」：パソコン利用率、携帯電話保有率などから算出

「教育化率」：大学志願率、人口あたり教育費支出 〃

「モビリティ化率」：乗用車利用回数、一台あたりのガソリン消費 〃

「ファッション化率」：海外旅行回数、女性雑誌部数 〃

「生活現代化率」：生活財、レジャー財の普及率 〃

高知県の数値は、「情報化率」が 80.6、「教育化率」が 85.6、「モビリティ化率」が 80.5、「ファッション化率」が 64.5、「生活現代化率」が 57.6 となっている。ワイド型テレビや大型冷蔵庫、デジカメや DVD といった耐久消費財の普及率からなる最後の指標（「生活現代化率」）の数値（57.6）は全国最下位である。

これらの数値から浮かび上がってくる高知県の特徴について、誤解を恐れずに言うなら、いまだ第一次産業従事者が 12%台を維持している（就業構造基本調査より）高知の人々の暮らしは、各種の耐久消費財や多様な情報環境に包囲された大都市型のライフスタイルとは相対的に距離を保ったものとなっているということである。(2)でみた「安定水準」と「健康水準」における「マイナス」指標の数値の高さは、ある部分での「生活の不安定さ」を示しており、それ自体は気になる数値ではあるが、「安全水準」の「マイナス」指標の数値は低く（豊かな自然に恵まれた、住みやすい環境にあることを示す）各領域の「プラス」指標は、全国水準からみても遜色のないものとなっている。すなわち、高知の「生活の質」は、決して低くはないのである。

ただし、大都市型のライフスタイルとの距離は、大都市圏の住民との、教育に対する意識の違いをも生じさせていることであろう。例えば、高知県で顕著に見られる私立中学志向は、主として「公立中学不信」に由来するものと考えられ、有名高校・大学への進学と大企業・官公庁への入職を志向する大都市圏住民のそれとは質的にかなり異なっていると推測される。都市住民の中には、子どもにつけてやるのは高い学歴・学校歴しかないと考え、私学受験に血道をあげる層が多く存在する。高知では、そのような人々は、それほど多くはないのではないだろうか。その意味で、高知県民の私学志向は「消極的選択」という色合いが強く、公立学校のがんばりが広く認識されるようになれば、人々は公立中学・高校に戻ってくるのではないかと期待できる。

（イ）学力向上に向けての提言

上のような前提をふまえて、高知の子どもたちの学力向上に向けての、私なりの提言を行っておきたい。

県教委からいただいた資料のなかに、平成 14 年に実施された「児童生徒の生活スタイル調査」の結果があった。表 2 は、そこからの抜粋である。「今朝、朝食を食べなかった」人の割合が、高知ではかなりの高率となっている。例えば小学生では、全国の数値が 2%台になっているのに対して、高知県では、女子が 4.2%、男子が 7.0%となっている。中学生・高校生についても、その格差は大きい。前項で指摘した県民の「ライフスタイルの違い」が、この数値にも反映していると見ることができるだろう。

表 3 は、「朝食を食べなかった」理由についてまとめたものである。小中高のいずれにおいても、「時間がなかったから」「食欲がなかったから」「いつも食べないから」の順で回答が多くなっているが、「いつも食べない」の数値が、小学生の段階から 2 割近くにのぼっているのが注目される。高知の小学生の中には、恒常的に朝食を食べて来ない子が一定数存在するというわけである。

私は、着実な学習習慣の形成こそが、学力向上に向けての最大の戦略ポイントだと考えている（志水宏吉『学力を育てる』岩波新書、2005 年）。これが、提言の第一のポイントである。子どもたちは、人生のできるだけ早い時期に、しっかりとした学習習慣を身につけ

る必要がある。そして大人たちは、彼らが自分自身で着実な学習習慣を身につけていけるような教育的環境を整えてやらねばならない。

その際にベースになるのが、家庭における基本的な生活習慣の確立である。「早寝、早起き、朝ご飯」で学力向上が実現できるという言説が、昨今もてはやされている。もちろん、それだけで自動的に学力の向上がはかれるわけではないが、「早寝、早起き、朝ご飯」で培われる子どもたちの健康な体が、学力形成のカギとなることは間違いのないと思う。前節でふれた「学校と家庭とのさらなる連携」の推進を通じて、是非子どもたちの着実な学習習慣の形成をはかっていただきたい。そのためには、家庭における親たちの生活パターンを見直す作業も不可欠になってくるだろう。

提言の第二のポイントは、「できない子をなくす」ということを、学力向上の最重要の検証軸としていただきたい。より具体的に言うならば、「わかる授業」の構築を推し進めることによって、「授業がわからない」小・中学生をなくし、中途退学していく高校生をつくらないことを最重要課題としていただきたいということである。

先に述べたような高知の県民性、その背後にある地勢的条件や産業構造を考えた場合、大都市部の子どもたちの学力水準や進学率と高知県のそれを、そのままの形で比較するという視点は、無意味であるだけでなく、有害ですらあると思われる。前節で述べたことと関連づければ、大切なのは「平均値」や「絶対値」ではなく、どれだけの力をつけたかという「付加価値」の方である。とりわけ、上で指摘した「朝食を家で食べてこれない」ようなタイプの子どもたちに、具体的にどのような基礎学力を身につけてもらうことができるかという点が、今後の「土佐の教育改革」の成否を占う試金石になるだろうと指摘しておきたい。

図 1

教科総合得点率

【国語】教科総合得点率指数(全国の得点率を1とした場合の高知県得点率)の推移

※横軸の年度やタイトルは検査内容を学習した年度・学年である。

※学習指導要領の改訂により、平成15年度から中学新1年用(小学校高学年の内容)の検査が加わったが、小6の指数は、経年で比較するために、小6用と中学新1年用の検査をあわせて集計した数値である。

※小6は小学校6年の内容を小学校6年の終わりに検査した結果である。

※中学新1年は小学校高学年の内容を中学校1年の初めに検査した結果である。

※中3は、今回の調査でデータ数が増加したことにより、過去2年間とあわせて新たに示してある。

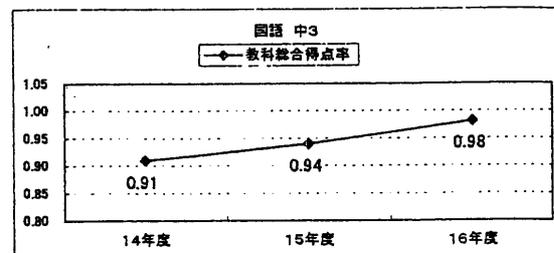
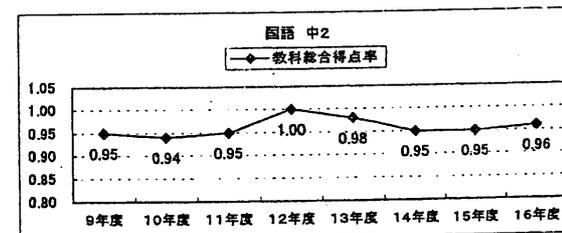
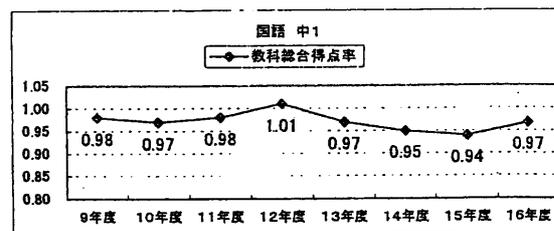
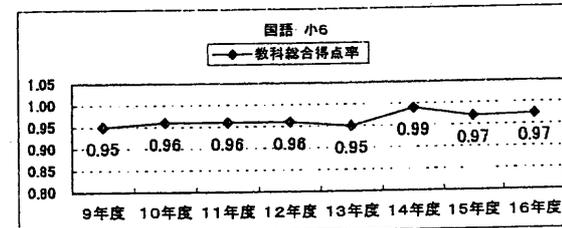
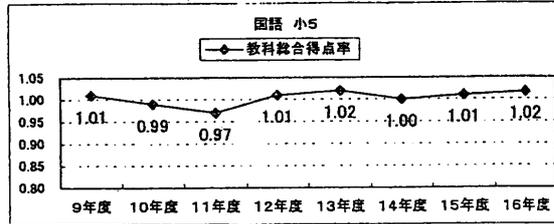
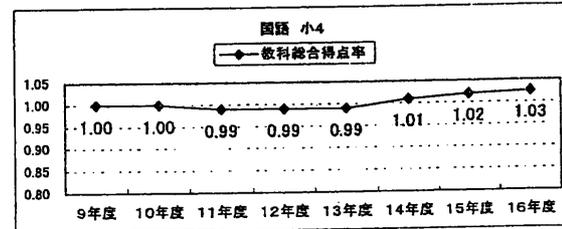
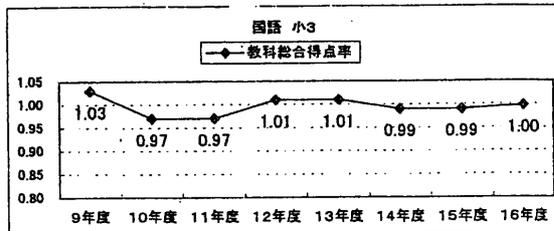
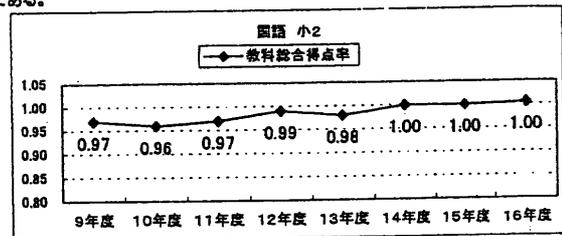
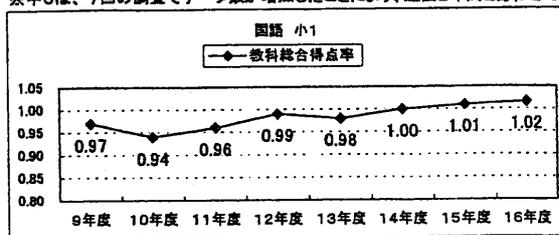


図 2

教科総合得点率

【算数・数学】教科総合得点率指数(全国の得点率を1とした場合の高知県得点率)の推移

※横軸の年度やタイトルは検査内容を学習した年度・学年である。

※学習指導要領の改訂により、平成15年度から中学新1年用(小学校高学年の内容)の検査が加わったが、小6の指数は、経年で比較するために、小6用と中学新1年用の検査をあわせて集計した数値である。

※中3は、今回の調査でデータ数が増加したことにより、過去2年間とあわせて新たに示してある。

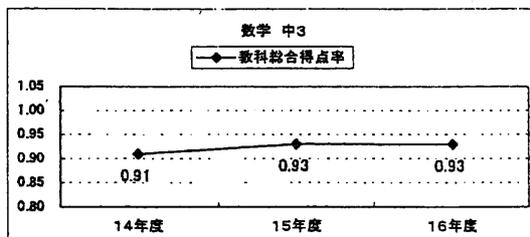
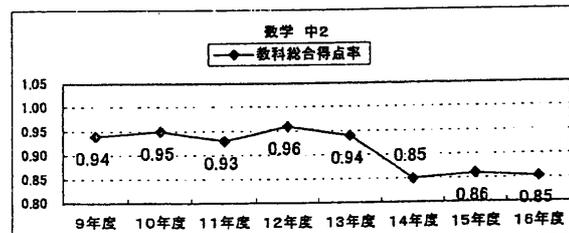
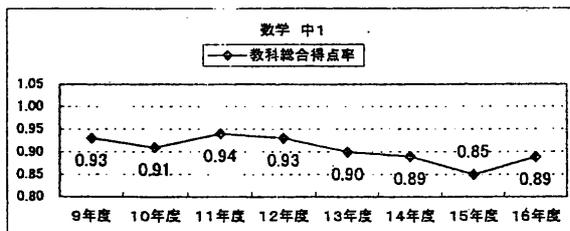
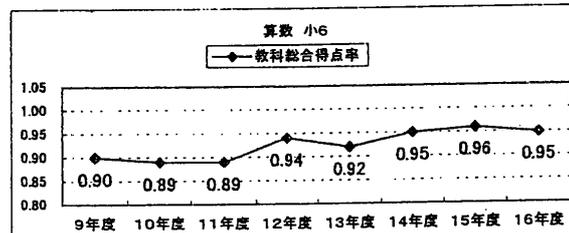
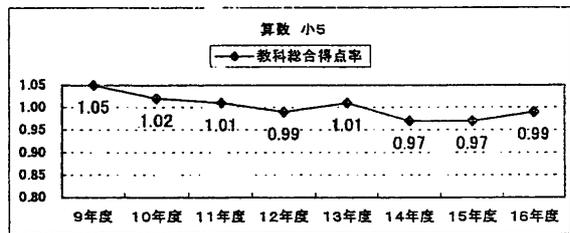
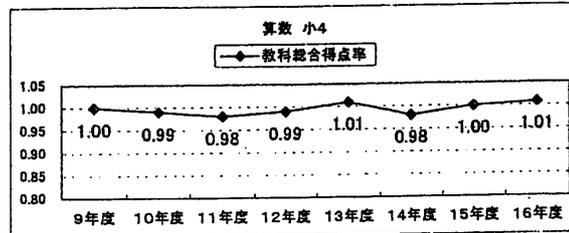
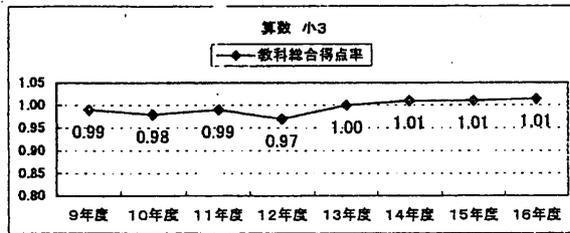
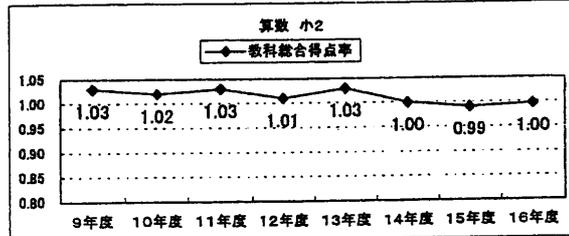
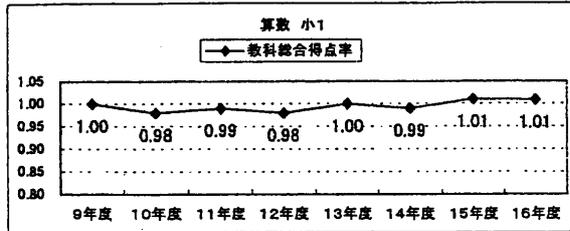


図 3

教科総合得点率

【英語】教科総合得点率指数(全国の得点率を1とした場合の高知県得点率)の推移

※横軸の年度やタイトルは検査内容を学習した年度・学年である。

※中3は、今回の調査でデータ数が増加したことにより、過去2年間とあわせて新たに示してある。

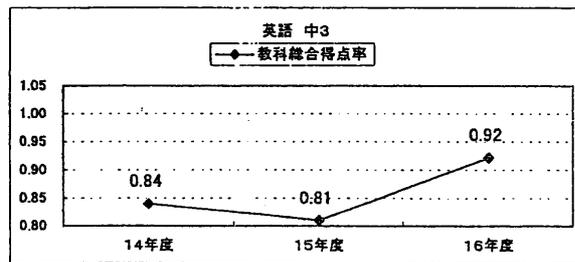
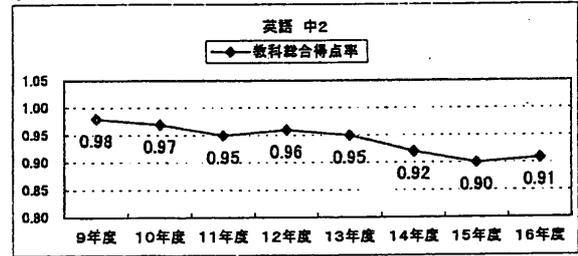
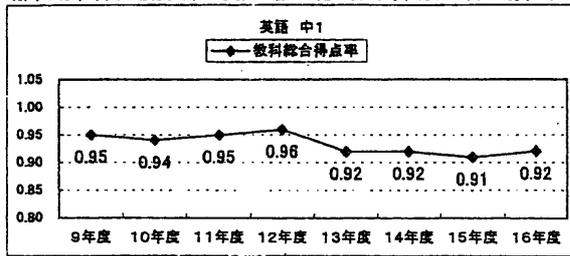
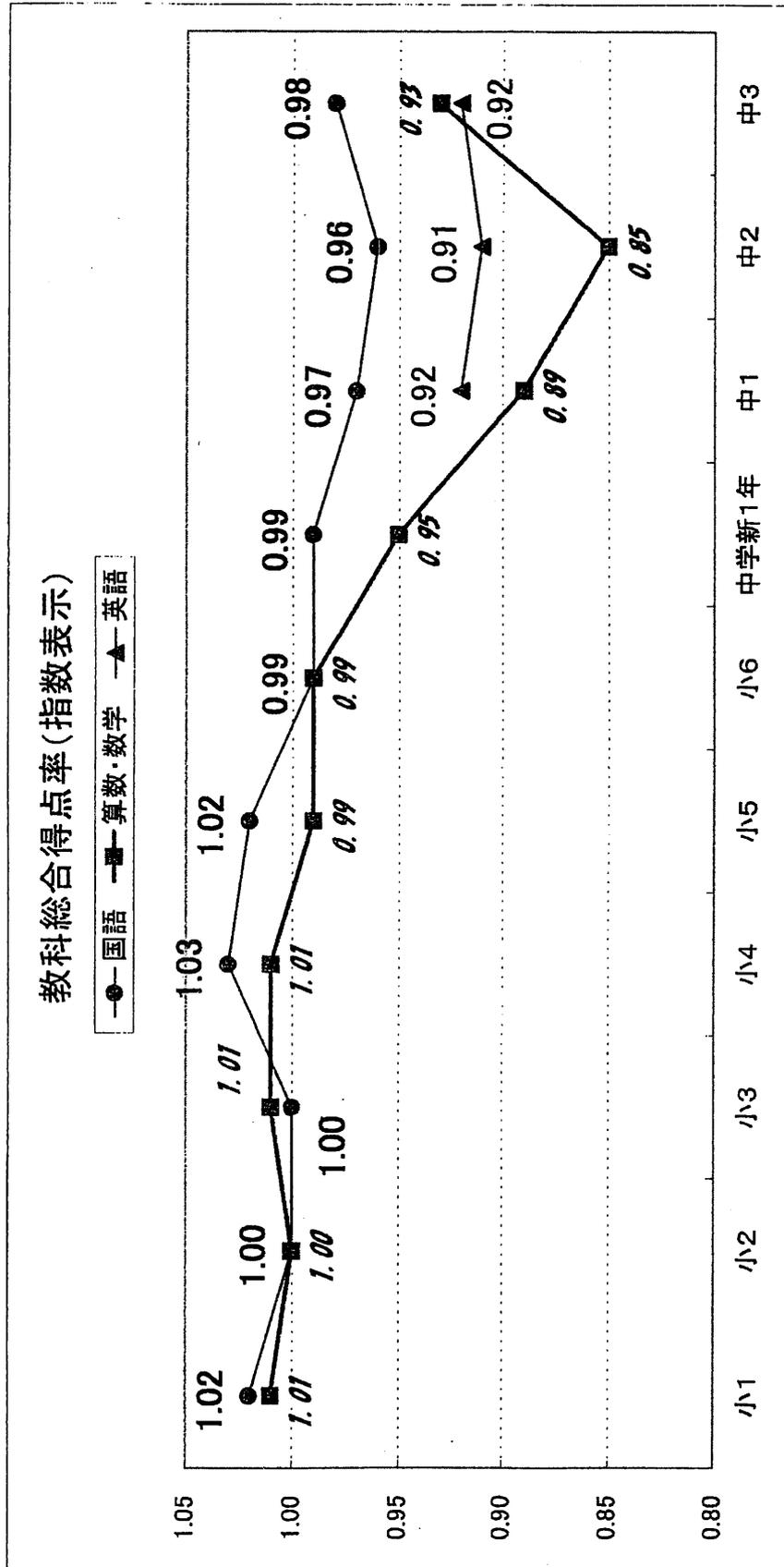


図4

各教科の学年別総合得点率指数(全国の得点率を1とした場合の高知県の得点率)
 【平成16年度後期～平成17年度前期実施集計】

- ※横軸は実施検査の内容学年、縦軸は得点率指数
- ※小6は小学校6年の内容を小学校6年の終わりに検査した結果
- ※中学新1年は小学校高学年の内容を中学校1年の初めに検査した結果
- ※グラフの数値は少数第3位を四捨五入した数値



・小学校の内容は、どの教科も全国とほぼ同等である。中学校の数学は中1、中2で全国より低い状態となる。
 ・国語、算数・数学とも小学4年以降、学年が上がるにたがって徐々に低下する傾向がある。小学校中学年からの十分な手当てが必要である。

表1 公立高校の進学状況（現役）

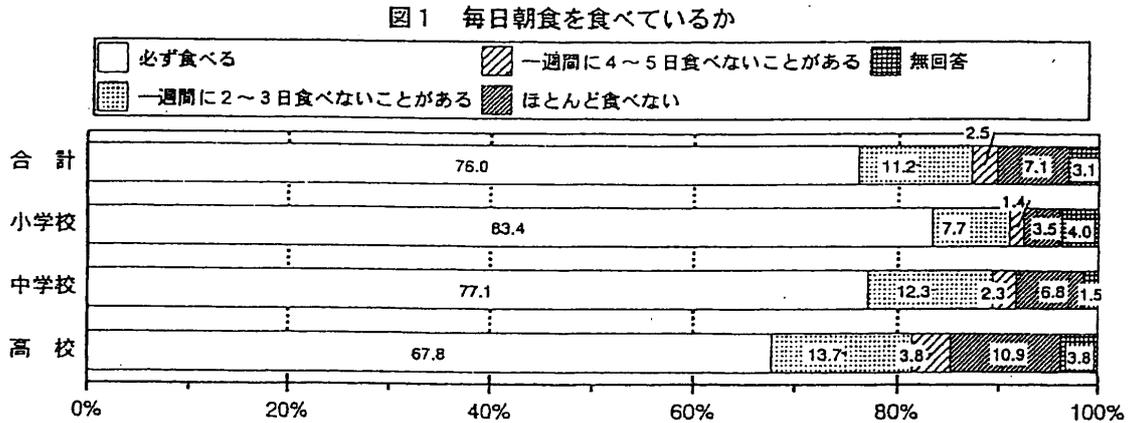
卒業年	3年3月	4年3月	5年3月	6年3月	7年3月	8年3月	9年3月	10年3月	11年3月	12年3月	13年3月	14年3月	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月
卒業生数	8,733	8,856	8,603	7,880	7,946	7,339	7,354	7,027	6,277	6,438	6,593	6,337	6,240	6,259	5,884	5,649
進学者数	1,995	2,008	2,019	1,852	1,929	1,901	2,184	2,149	2,129	2,155	2,300	2,125	2,082	2,038	1,904	1,780
進学率	22.8%	22.7%	23.5%	23.5%	24.3%	25.9%	29.7%	30.6%	33.9%	33.5%	34.9%	33.5%	33.4%	32.6%	32.4%	31.5%
四大進学者数	868	882	831	843	926	956	1,283	1,302	1,367	1,512	1,599	1,540	1,510	1,489	1,457	1,424
四大進学率	9.9%	10.0%	9.7%	10.7%	11.7%	13.0%	17.4%	18.5%	21.8%	23.5%	24.3%	24.3%	24.2%	23.8%	24.8%	25.2%
国立大学	98	146	154	148	155	161	187	171	181	187	219	199	205	220	246	272
公立大学	32	40	56	42	47	57	63	73	80	101	94	97	91	83	82	86
国公立大学	130	186	210	190	202	218	250	244	261	288	313	296	296	303	328	358

児童生徒の生活スタイル調査

調査対象：小学5年生、中学2年生、高校2年生ほぼ同人数ずつ合計3,085人
回収状況：児童生徒調査2,705票（回収率87.7%）、小学校907票、中学校878票、高校920票
抽出方法：郡連別及び地域性別に抽出
調査方法：必要数を対象校に郵送し、配布回収
調査期間：平成14年7月10日（水）～23日（火）

<関連設問>

問 20 あなたは、毎日朝食を食べていますか。 （ひとつ選ぶ）
 「必ず食べる」のは、小学生83.4%、中学生77.1%、高校生67.8%と、学年が上がるほど割合が低くなる。同様に学年が上がるほど朝食を食べない日が多くなる傾向がみられる。



<全国との比較>

表1 「昨夜、夕食を食べなかった」人の割合 (%)

	小学生		中学生		高校生	
	女	男	女	男	女	男
高知県	2.1	1.9	1.4	1.7	6.6	4.7
全国	0.6	1.2	1.1	0.8	2.0	1.2

表2

今朝、朝食を食べなかった」人の割合 (%)

	小学生		中学生		高校生	
	女	男	女	男	女	男
高知県	4.2	7.0	8.4	13.4	15.2	19.4
全国	2.5	2.9	6.1	8.7	9.0	11.7

問 15 「朝食を食べなかった」と回答した人は、その理由は何ですか。

小中高のいずれも「時間がなかったから」「食欲がなかったから」「いつも食べないからの順である。「いつも食べないから」という朝食欠食が習慣化している割合が小学生からすでに2割近くある。

表3 「朝食を食べなかった」理由 (%)

上位の項目	小学生	中学生	高校生
時間がなかったから	26.5	39.1	36.3
食欲がなかったから	24.5	30.4	26.8
いつも食べないから	18.4	19.6	21.7
朝食が用意されてなかったから	0.0	7.6	6.4

（以下略）

(2) 高知県の学力実態と学力向上対策について ～具体的な学力向上対策から～

高知大学 教育学部
助教授 平井貴美代

ア．はじめに

私が高知県に関わりをもつようになった時、すでに「土佐の教育改革」ははじまって数年がたっており、創始期の熱気や県民の期待などを聞くことはあっても実感することができないのは誠に残念なことであった。話に聞く「土佐の教育改革」とは、教育の諸問題の解決を県民参加のプロセスを通じて目指すという、まさしく民主主義の理想とも言うべき政策形成プロセスである。おそらく、そうした合意があったからこそ、それ以後 10 年間にもわたる教育改革に、行政や学校、マスコミだけでなく県民各層が手を携えて取り組んで来られたのだと思う。しかし、たとえ望ましいプロセスを経て政策が形成されたとしても、形成された政策が成果を収めることができなければ、政策形成プロセスそのものへの信頼も失われ、形骸化が進むだろう。改革の成果を厳密に検証することは、改革の理想を継続していくためには欠かせない取組みであることは間違いない。

イ．「土佐の教育改革」における学力向上対策の重要性

「土佐の教育改革」では、第 1 期、第 2 期にまたがる主要な課題として学力向上対策が据えられてきた。第 1 期改革では「子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上」が 3 本柱の一つとされ、到達度把握、授業評価システムなどを推進することや複式学級や飛び複式の解消、免許教科外担任や臨時教員の縮減などが以後 5 年間に県が取り組むべき施策として掲げられた。第 2 期でも引き続き学力向上の課題が 6 つの柱の第一番目に位置づけられ、授業改善や幼保小中連携教育、地域ぐるみ教育の推進、教員配置の充実に重点的に取り組まれてきた。学力向上対策と同様に 2 期にまたがる主要課題に取り上げられた教員の資質・指導力の向上、学校・家庭・地域の連携も、その成果として学力を含む教育力向上を狙いとすることを思えば、学力が「土佐の教育改革」10 年間の成果を検証するうえで最も重要な観点の一つであることは明らかである。

経年的推移を数的・量的に示すことのできる学力は、改革の成否の判断材料として比較的分かりやすい指標を提供する観点でもある。その指標から見て、「土佐の教育改革」の学力向上策は、果たして効果をあげたと言えるのだろうか。到達度把握検査(CRT)の結果を見る限りでは、残念ながら顕著な影響は感じられない。CRTの分析では全国の得点率を 1 として、全国平均との差から学力達成度を見ることが行われる。高知県の小中学生の学力到達度について、改革初年度の 1997(平成 9)年度と 2004(平成 16)年度を比べてみると、国語で全学年が 0.01~0.05 向上したほかは、算数・数学で -0.09~+0.05、英語で -0.07~-0.03 と、得点率がかって低下している学年もある。統計上の解釈では、0.9 以上 1.1 以下の範囲であれば「全国とほぼ同等」と見なすとされるので、この程度の差異は誤差の範囲内というべきだが、1997 年度当初に「全国とほぼ同等」だったのが、改革終盤の 2004 年度にも同様に「全国とほぼ同等」ということ以上のポジティブな意味を、このデータから得ることができないのも事実である。(表 1 到達度把握検査結果の各教科ごとの県得点率の結果)

改革の動機づけとなった県民の公立学校に対する不満は、高等学校進学率や大学進学率の低さや「私高公低」といわれる公立中学校不信、それにとまなう私立中学校進学熱に向けられていたと言われる。そのうち高等学校進学率は1997年3月の94.7%から2005年3月の97.3%へと3.3%向上し、全国平均とほぼ変わらない水準を達成した。公立高校の大学進学者数も1997年3月の962人から2005年3月の1458人へと増加し、卒業者数に占める割合も13.1%から22.8%へと飛躍的な伸びを示している。いまや公立学校に行くと大学に行けないという評価は正当ではない。にもかかわらず第1期終了時に行われた県民への教育世論調査において、学力・基礎学力面への不満が依然として残されたのは、公立学校のがんばりが十分に認識されていないことと（広報不足も原因か？）公立中学校不信による私立学校の「消極的選択」傾向が依然として根強いことがあるのだろう。（図1 公立高校の大学進学者数と卒業者数に占める割合の推移）

第2期改革における「最大の課題は公立の中学校の強化である」ことは、第1期の改革の成果を検証するフォローアップ委員会からも指摘されていた。「郡部の優秀な子どもが家庭から離れて、大きな経済的負担を伴い、また、家庭や地域とのつながりがなくなっていきながら、私立中学校に行っているのは深刻な問題である。保護者が納得するのは公立中学校のレベルアップしかない。高校生までは地元で育てないと、家庭のしつけもできないし、地域にとっても損害である。」県は東部と西部に公立の中高一貫高校を設置し、高知市への就学者の流出を食い止める手立てをうったが、その影響は一部地域に限られる。問題の解決には公立中学校全体の「レベルアップ」が不可欠のだが、中学校のCRT結果は国・数・英ともに全国を下回り、とくに数学、英語は全国との差が拡大してしまった。世界的に見ても中等教育改革は困難な課題といわれるが、高知県の場合は公私格差による受験競争の早期化がもたらすゆがみなど構造的要因が存在するため、中等教育の改善には二重の困難が伴うのである。

公立に行くと大学に行けないという否定的評価は払拭されつつある。最近では、公立中学校の対教師暴力などの問題行動が減少傾向にあるという明るい材料も示されている。残るは、学力面の不安を改善することである。たとえどれほどの困難を伴うとしても、高知県が教育改革の最重要ターゲットに学力を掲げたことは、理に適っていたと言えよう。

ウ．具体的な学力向上対策の効果

第1期改革では、CRTの導入や児童・生徒による授業評価、小規模校を対象とした教員配置など、主として学力向上を促すシステムの創出と普及に力が注がれた。予算措置による政策誘導や広報活動、そして県民の目という外圧を設定することで、システム導入は比較的スムーズに進み、ショック療法による一定の効果をあげることができた。しかし、それだけでは効果は一時的にとどまり、やがてショックが収まると効果は低減する。システム導入でいったんは覚醒された意識に馴れが生じてプラトー（高原状態）に達し、県のとり得る政策が手詰まりになったというのが、第2期改革の難しさであったように思う。

第2期改革では県民参加による課題設定という第1期同様の政策形成プロセスに加え、県民に改革の成果を明確に示すために、新たに5ヶ年間に達成すべき目標を数値で示してみせた。学力関連では、到達度把握検査結果の各教科ごとの県平均結果を全国平均以上とすることや高校進学率、大学進学率を全国平均と同程度にすることなどの学力指標のほか、

到達度把握検査結果の公開率・協議実施率を公立小中学校・市町村とも100%とする、授業評価システムに取組み、授業改善に効果をあげている学校の割合を100%とするなどの具体的な学力向上対策の実施率も設定されている。後者の取組み状況を向上させることが前者の学力指標に結びつくという道筋を想定して設定されたものと思われるが、先述したように、今のところC R T結果は横ばいか低下傾向、大学進学率も向上したものの全国平均との差は拡大傾向と、学力指標の目標達成は厳しい状況にある。

学力成果が思うように伸びない理由は、学力の数値目標達成の実施主体の大半が、県の管轄が及ばない市町村および市町村が設置する学校であり、本来、県は目標達成の手段をもち得ないということに尽きるだろう。授業評価システムの授業改善への活用を例にとれば、実施率は高校で100%であるのに対して、小・中学校ではそれぞれ97%と95%と少数ではあるがまだ実施されていない学校も存在する。さらに、もっぱら市町村・市町村立学校の取組みとされるC R T結果の公開率・協議実施率になると以前より向上したものの、2005年度末現在、その比率は小学校で52.7%、中学校42.7%、市町村が47.2%と、県自身、取組みが「まだ不十分」とコメントするしかない状況にある。今後の課題とする評価システムの「質的な向上」に到っては、もはや県が関与できることはそれほど多くはないのかもしれない。

しかし、把握した学力結果や授業評価をいかにして教育や授業の改善に結び付けるかというプロセスに関与することはできないとしても、県が示した改革の方向性は基本的に正しかったと私は思っている。その証拠が、県が数値目標を設定した学力関連施策を「質的」にも高いレベルで実現し、学力向上という成果に結び付けることに成功した「グッド・プラクティス」の存在である。

エ．C R Tの公開・協議における「グッド・プラクティス」(旧佐賀町の取組み)

まずはC R T結果の公開・協議における「グッド・プラクティス」として、旧佐賀町の地域ぐるみ教育推進事業を取り上げてみよう。C R Tの効果的活用事例は他の市町村や個々の小中学校にも少なからず見られるが、旧佐賀町の取組みでは、課題とされる中学校の学力が顕著にのびた(C R Tの通過率が年々向上した)という点で、第2期「土佐の教育改革」のモデル地区と言ってもよい。(表2「国語科 学年別得点率 教科総合」)

旧佐賀町では、2003(平成15)年度より着任した新教育長のもと、生徒数100人程度という小規模中学校1校を擁する地域実態を活かして、行政と学校が個々の児童・生徒の問題を「一緒に考える」きめ細かな教育経営がなされてきた。取組みの要となる地域ぐるみ教育推進事業では、地域ぐるみ教育推進会(保小中連携理事会、構成メンバーは小中学校長・保育所長、教委事務局)のもとに、保育所、町内3小学校および中学校の教員によって構成される教科等専門部会として、国語部会、算数・数学部会、生活部会の3つの部会がおかれ、各教科の到達基準・到達目標の設定、独自作成の「力試しテスト」「基礎学力チェックテスト」や生活調べの計画・実施・検証が行われている。さらに年3回の保育士・教員全員が参加する保小中合同研修会で検証結果が報告され、それをもとに協議がなされるといったシステムティックな方法がとられている。C R Tではなく独自の到達テストを作成・実施している点では、土佐の教育改革の枠組みに留まる実践ではないが、把握した学力を共有し、各学校段階が密接なかかわりをもって、将来的な「出口」(高校に入っ

らの針路変更を予防する＝高校での学習に耐えうる学力保障)を目指して児童・生徒の学力保障に系統的に取組む体制が整備されたという点で、まさしく改革の意図を具現化した取組みと言えよう。

この取組みの成功要因として、「土佐の教育改革」の目玉の一つ、地域教育指導主事が保小中連携のつなぎ役となってプロセスを強力に推進したことがあったと学校関係者は指摘するが、その地域教育指導主事制度が2006(平成18)年度より廃止され、今後の継続性が心配されるところである。さらに大方町・佐賀町の合併によって、よく目が届く、小回りがきく行政のメリットが薄れる可能性もある。ただ、もともと佐賀町の学力把握の取組みは、県の改革以前の1984(昭和59)年に佐賀中学校がはじめた、小学校卒業時の学力把握テスト(「把握テスト」)の基盤のうえに自律的に発展してきた取組みであるから、継続の意欲が萎えてしまう心配は少ないだろう。むしろ現在の取組みを継続・発展させるために、カリキュラムに関する自由度を保障する「小中一貫特区」をうけてみたいという同校校長の発言には、一種の分権化を行うことによって、中学校区単位で取組みが継続される可能性があることを示唆された。県の役割としては、旧佐賀町や佐賀中学校のように独自に効果的取組みを開発できる地域や学校に対して、システム改革面での支援(とくに企画立案・情報提供面での)を行うことが、今後ますます求められていくのではないだろうか。(図2 佐賀中学校「学力向上プロジェクト年間計画」2005年度)

オ．授業評価システムを授業改善に活用する「グッド・プラクティス」(高知市立泉野小学校)

次に授業評価システムを授業改善に活用して、学力向上という成果に結びつけた「グッド・プラクティス」として、高知市立泉野小学校を取り上げる。

泉野小学校が授業評価を導入したのは「土佐の教育改革」の2年前。県内で比較的多く取り込まれる標準的な授業評価が、「授業は楽しかったか」「内容は理解できたか」などの質問項目にもとづいて児童・生徒に授業を定期的に評価してもらうアンケート形式がとられるのに対して、同校では、算数の授業を中心に、授業に対する感想や学ぶ過程で思ったことなどを毎時間、日記形式で教師に伝える授業評価システムに取り組んできた。平成14～16年には文科省の学力フロンティア事業の指定も受け、算数科を基盤に個に応じた指導方法・指導体制の工夫改善に向けた研究も行っている。

泉野小学校の授業評価システムの優れたところは、学校自らが授業評価のメリット・デメリットを主体的に分析し、評価者である児童と評価対象者である教師がともに成長する仕組みを工夫してきたことである。アンケート形式の授業評価では、質問の項目自体は教師側が決めるため児童の意見を吸い上げられない、自由記述欄を設けても児童の側に授業を評価する下地ができていないと、「楽しかった」や「よく分かった」など表面的な評価にとどまりがち、同じ質問ばかり続くとマンネリ化してしまう、といったデメリットがある。「児童自身に教師を評価する技術がないと、本当の意味で児童と教師相互の向上には結び付かない」(「内外教育」2003年10月14日)という判断から、同校では、一年生から学習感想の書き方についてプリントを配り指導する。基本的な記入事項は、「どんなことを勉強したか、授業で大切だと思ったこと」といった授業の振り返り、「分かったことやできたこと、分からない点や疑問に思ったこと」といった理解に対する問い掛け、「楽

しかったこと」「先生に言いたいこと」などの授業評価。学年が上がるにつれ、授業を図や表でまとめたり、教師や他人の意見に対して問い掛けをするなどの高度な内容に徐々に発展していくと言う。教師はすべての日記に目を通し、書くポイントを指摘する中で、徐々に書き方を方向付けていくようにしており、そうした取組みを続ける中で、児童の意識や反応は変わっていくという。

同校は学習感想に対する意識の変化を4段階に分類し、教師全員が「価値ある学びの姿」を具体的にイメージできるようにしている。第一は書かされている段階、「自分の考えを分かり、認めてもらおう」という思いで書くようになるのが第二段階。第三段階には児童が記述内容の質を吟味するようになり、自分の考えの変化を振り返ったり、勉強に対する目標など「学習の記録」として書いたりすることに少しずつ価値を見出していく。そして最終的には「学習感想を授業活動に活かす」の第四段階に至ることが、児童だけでなく教師が実現すべき目標でもある。

第1期「土佐の教育改革」では、まずは児童・生徒による授業評価を導入することで、児童・生徒を配慮しない自分勝手な授業を防止するうえでの一定の効果を発揮したと言える。しかし、評価の活用を教師の個人的努力に委ねていたため「抑止機能」(アラーム)はやがて低減し、第2期にはシステムとしての取組みが強調されることになった。授業評価の実施状況を全員でチェックすれば、少なくとも授業評価をやらないでごまかしたり、結果を秘匿したりすることができなくなり、一定の改善は見込まれる。しかし、そうした低い基準がクリアされたのちに、授業の質的改善に歩を進めるとするならば、システムの内容が問われることとなる。最近、茅ヶ崎市立浜之郷小学校や静岡市立岳陽小学校の授業公開の取組みを導入し、同僚間で授業を改善しようとする学校が増えているのは、授業評価の質的側面にシフトしてきた現れかもしれない(大阪府教育委員会・大阪教育大学合同プロジェクト編『第4回スクールリーダー・フォーラム 授業評価の理論・政策・実践』大阪教育大学スクールリーダー・プロジェクト、2004年)。

泉野小学校でも授業評価のシステム化に積極的な他の学校の取組みと同様に、児童・生徒による授業評価と教師による授業評価表を併用して授業改善に取り組んでいる。しかし、取組みの中心はやはり「学習感想」による授業改善への継続的研究のようである。「学習感想」の最も優れた点と私が考えるのは、児童・生徒をサービスの提供者と見なす顧客主義的発想ではなく、授業をともにつくるパートナーとして位置づけていることである。授業における児童の主体性を大切にする同校の取組みの効果は、算数科のCRTにおいて関心・意欲・態度の通過率が全学年を通じて高く維持されていることから窺える(平成17年度2年生 85.6、同年度6年生 78.3/平成18年度2年生 87.1、6年生 83.5)。そして何よりも、これほど手間がかかる授業評価を、学校自らの意思で10年以上にわたって継続させてきたという事実が、「学習感想」の効果を証明していると言えるだろう。

(図3 算数日記の手引き、学習感想とその分析)

カ．学力向上関連の諸施策が好影響を与えた成功例(高知県立追手前高等学校)

最後に、大学進学者数などで顕著な実績をあげた高等学校の実践例を分析してみよう。追手前高校は、2005年度卒業生(平成18年3月卒業)の国公立大学合格者数で県内私学を抜き、1位の座に踊り出た(『読売ウィークリー』2006年6月11日号)。同校の卒業生数

に対する国公立大学合格者数（現役）の割合は、「土佐の教育改革」が開始された平成 9 年度から平成 18 年度までの間で、実に 25.8%から 51.6%と倍近くの伸びを示してきた。

設置者である県が改革に直接関与できる高等学校は、「土佐の教育改革」の影響をもっとも及ぼすことが出来るフィールドである。県教委高等学校課は平成 15 年 4 月に第 2 期改革の達成にむけて、わかる楽しい授業の創造など 4 つの手だてからなる県立高校学力向上のための 5 か年計画、「まなび 2 1 プラン」を立ち上げた。同プランは、追手前高校を含む県内各校のさまざまな課題を踏まえた詳細な計画であり、追手前高校の取組みも同プランの内容と重なるものが多い。ただ追手前高校の成功の秘訣は、そうした手だてのうち、使えそうなものを持ってきて組み合わせた即席の実践ではなく、少子化という外部環境の変化に危機感を抱いた教員たちが、独自の課題意識のもとで開発してきたプロジェクトであったことにある。プロジェクトのもとで、到達度把握や授業評価にとどまらず、学力向上に関わるさまざまな手立てを独自の課題意識のもとで有機的に結び付けることに成功したのである。

追手前高校はもともと県内の私学校 3 校とともに「4 強」の一角と見なされてきた進学校であった。しかし、少子化の影響から塾関係者の間では、いずれ「4 強」のうち 1 校は進学校の座から脱落するとささやかれており、いわゆる「私高公低」の高知県の現状のなか、追手前高校の教員の間には強い危機意識が醸成されつつあったという。新たな取組みに着手する契機となったのは、県が推進する教員の県外交流で岐阜県の公立進学校の実践を知ったことであった。それまで追手前高校は、授業では易しい教科書をしっかり教え受験対策はもっぱら補習で、というやり方がとられていた。しかし、岐阜県の進学校の授業は自習を前提に高度な内容を扱い実績をあげている。この違いに触発されて、岐阜県との交流を終えて帰ってきた数学科教員が同じやり方で授業を進めたところ、当該学年の模擬試験の数学科の成績が、それまで上回ることがなかった県内私学の成績を超えるという快挙を成し遂げたのである。

同じ時期に当初、「総合的な学習の時間」のカリキュラム内容検討のために立ち上げられていたプロジェクトが、「将来を見据え、次代をリードする人材の育成」という SI（スクール・アイデンティティ）を構想するまでに発展し、結局はそのメンバーを中心に学校の課題全般に関する企画立案を担う企画研修部という新しい組織がつくられることになった。その後は SI と新しいプロジェクトのもと、自学促進という新たなコンセプトが有機的に発展していく。キャリア・プラン「レオ・タイム」と Skill Up のための小論文・プレゼン、面接指導（総合的な学習の時間）や、それに向けた新入生オリエンテーションなどから構成される新カリキュラムを軸に、保護者との連携強化とそれを通じた家庭学習の啓発、そして教員の指導力向上に向けた取組みの 3 本柱と、SI を結び付けた関連図をワンペーパーに収めた学校運営構想図は、それを掲載した HP を見た全国 20 数校の学校関係者がわざわざ学校訪問に訪れるほどの出来映えとなっている（[図 4 高知追手前高等学校 学校運営構想図](#)）。

同校の企画研修部は、「まなび 2 1 プラン」の手だての一つ、学校の企画運営力向上のための「企画・研修・改革を担当する組織の創設」の典型例ではある。ただ、追手前高校の改革過程の経験抜きに形態だけをまねようとしても、結局は失敗に終わるように思う。同校では、プロジェクトが活性化したことにより多くの企画が生み出され、すでに多くの仕

事を抱えていた既存の5つの分掌では扱いきれなくなったことから、新たな分掌を独立させる必要が生じた。企画研修部は学校の中核に位置付きながらも、その構成員は他の分掌の長などが兼務せず専任であり、管理職も含まれない。そうした自由な立場であるからこそ新たな企画が次々と生まれたのだと言えるが、それは意図して組織化されたものというより、SIをつくりあげたメンバーが横滑りした経緯によって生み出されたものである。高等学校課は学力向上フロンティア・ハイスクールの実践事例をもとに、「他校でも活用可能な実践事例をテーマごとに紹介」した『まなび21 実践事例集』をまとめ県内各校に配付したが、おそらくはこの良く出来た事例集を見て学校改革が生まれる例は少ないだろう。それよりも各校のプラン作成能力を信じ、すべての学校がそれぞれ課題に応じた成功例となるよう支援していくこと、すなわち「まなび21プラン」のうち「21ハイスクールプランの支援」を強化する方向に展望があるのではないか。県の今後期待される役割は、プラン作成段階と実施段階における学校への支援を強化していくことであり、実践事例集はむしろ、支援を担当する指導主事の参考書という意義づけが相応しいように思う。

キ．おわりに 今後の学力向上対策への提言

「土佐の教育改革」の学力向上対策は、学力に関わる諸課題を分析し、解決するための具体的な方法論を政策当事者や教育関係者に提供し得たという点では、大いなる貢献をしてきたと言えるだろう。到達度把握や授業評価などの具体的な指標によって学校や教員の取組みを把握する、地域や家庭との連携により教育力を高めるなどの改革の要となる諸方法論の大切さについて、教育関係者の意識に定着したことは、アンケート結果などにもはっきり示されている。ただ、意識への啓発段階から改革の実行段階に移す段になると、学校間の取組みには差が生じており、その差を埋める決め手がなかなか見出せないジレンマがあるように見える。

成果を上げている学校の取組みに共通していたのは、学校が自ら課題を発見し、その課題を解決するための構想・プランを練り上げ、さらに構想・プランを具体化していくシステムを有していることである。このことは、第二期「土佐の教育改革」のなかで提案されていたが、そうした取組みを促進する方法論としては、従来ながらのプランの提示と啓発という手法には、もはや限界が見えてきている。今後は、県立学校を対象とした「まなび21プラン」の方法論を発展させていくこと、とりわけ各校が自らの課題を発見し、課題に応じたプランを作成、実行していくことを支援する方向性を強化する必要がある。市町村立学校については、「まなび21プラン」の市町村版を策定するのを支援したり、学校単位でのプラン作成面で学校からの要請があれば支援したりするといった方法が考えられよう。現在、学力フロンティア事業の研究指定校を対象に行っている指導主事による個別の支援は、今後に向けた一つのモデルになりそうである。独自の課題解決ができない自治体・学校に対しては、第三者評価などを通じて課題を明確化させることで、自治体・学校の取組みを促すと言うのも一手法である。

県はこれまで、中山間地域の小規模校について複式学級や教科外担任を改善したり、地域ぐるみ教育を促進するために地域教育指導主事を配置したり、小学校低学年に35人学級を導入したりと、学力改善に向けた財的支出にも努力を傾けてきた。しかし地域教育指導主事の廃止に象徴されるように、今後も財的支援を拡大していくということは県の厳しい

財政状況を考えれば難しい。ヒト・モノ・カネに限られるなかで一層の改革を推進するには、それらの効率的な運用を図っていくしかないだろう。すべての学校が課題を正確に把握し、既存の資源を組み合わせで課題解決を図るプランを作成、実行していくことができれば、学力向上という成果は自ずと得られるはずである。県が考えてきた基本的な方向性は妥当である。あとは、その趣旨をきちんと踏まえて首尾一貫した実践に鍛え上げていくことができれば、成果に必ず結び付くものと確信している。

要約

改革が課題とした学力問題は、高校教育に関して言うと、進学実績が向上したことによって、公立に行くとうちに行けないという否定的評価は払拭されつつある。最大の課題である公立中学校の強化は、全般的にはC R Tなどの結果に結び付いていないとは言えないが、地域ぐるみの取組みなどによって成果をあげる学校も出てきた。県が考えてきた学力向上対策の基本的な方向性は妥当であり、あとは、その趣旨をきちんと踏まえて首尾一貫した実践に鍛え上げることである。今後は学校が自らの課題を発見し、課題に応じたプランを作成、実行していくことを支援する側面を強化すること、そして独自の課題解決ができない自治体・学校に対する促進策を考えていく必要がある。

表 1

到達度把握検査結果の各教科ごとの県得点率の結果

注：全国得点率を、1.00。

対象となった学習内容学年	教科	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
小1	国	0.97	0.94	0.96	0.99	0.98	1.00	1.01	1.02
小2	国	0.97	0.96	0.97	0.99	0.98	1.00	1.00	1.00
小3	国	1.03	0.97	0.97	1.01	1.01	0.99	0.99	1.00
小4	国	1.00	1.00	0.99	0.99	0.99	1.01	1.02	1.03
小5	国	1.01	0.99	0.97	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
小6	国	0.95	0.96	0.96	0.96	0.95	0.99	0.97	0.97
中1	国	0.98	0.97	0.98	1.01	0.97	0.95	0.94	0.97
中2	国	0.95	0.94	0.95	1.00	0.98	0.95	0.95	0.96
中3							0.91	0.94	0.98

対象となった学習内容学年	教科	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
小1	算	1.00	0.98	0.99	0.98	1.00	0.99	1.01	1.01
小2	算	1.03	1.02	1.03	1.01	1.03	1.00	0.99	1.00
小3	算	0.99	0.98	0.99	0.97	1.00	1.01	1.01	1.01
小4	算	1.00	0.99	0.98	0.99	1.01	0.98	1.00	1.01
小5	算	1.05	1.02	1.01	0.99	1.01	0.97	0.97	0.99
小6	算	0.90	0.89	0.89	0.94	0.92	0.95	0.96	0.95
中1	数	0.93	0.91	0.94	0.93	0.90	0.89	0.85	0.89
中2	数	0.94	0.95	0.93	0.96	0.94	0.85	0.86	0.85
中3							0.91	0.93	0.93

対象となった学習内容学年	教科	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
中1	英	0.95	0.94	0.95	0.96	0.92	0.92	0.91	0.92
中2	英	0.98	0.97	0.95	0.96	0.95	0.92	0.90	0.91
中3							0.84	0.81	0.92

注：0.98以上を **表示・太字**としている。

注：得点率とは、全問を正解したときを100%としたときの正答率

注：全国得点率とは、検査問題作成後、全問正解を100%とし、全国のデータを基に集計された正答率。

毎年受検者の平均正答率ではなく、固定された割合。

学習指導要領が全面改定され、検査問題の内容が変れば得点率も変更になる。

図 1

公立高校(全日制十定時制)の4年制大学進学者数と卒業者数に占める割合の推移(現役)

卒業年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
国立(人)	98	146	154	148	155	161	187	171	181	187	219	199	205	220	246	272
公立(人)	32	40	56	42	47	63	63	73	80	101	94	97	91	83	82	86
私立(人)	738	696	621	653	724	738	1033	1058	1106	1224	1286	1244	1214	1186	1129	1169
合計	868	882	831	843	926	962	1283	1302	1367	1512	1599	1540	1510	1489	1457	1527
卒業者数(人)	8733	8856	8603	7880	7946	7339	7354	7027	6277	6438	6593	6337	6240	6259	5876	5649
国立	1.1%	1.6%	1.8%	1.9%	2.0%	2.2%	2.5%	2.4%	2.9%	2.9%	3.3%	3.1%	3.3%	3.5%	4.2%	4.8%
公立	0.4%	0.5%	0.7%	0.5%	0.6%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.6%	1.4%	1.5%	1.5%	1.3%	1.4%	1.5%
私立	8.5%	7.9%	7.2%	8.3%	9.1%	10.1%	14.0%	15.1%	17.6%	19.0%	19.5%	19.6%	19.5%	18.9%	19.2%	20.7%

文部科学省学校基本調査による卒業年は、その年の3月卒業 *ただし、18年は、高知県進学協議会の調査による

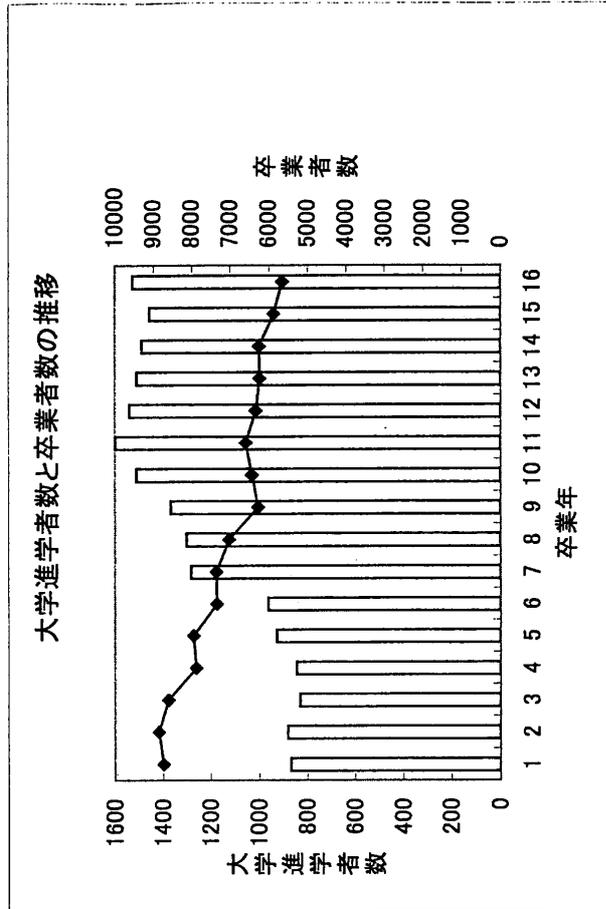
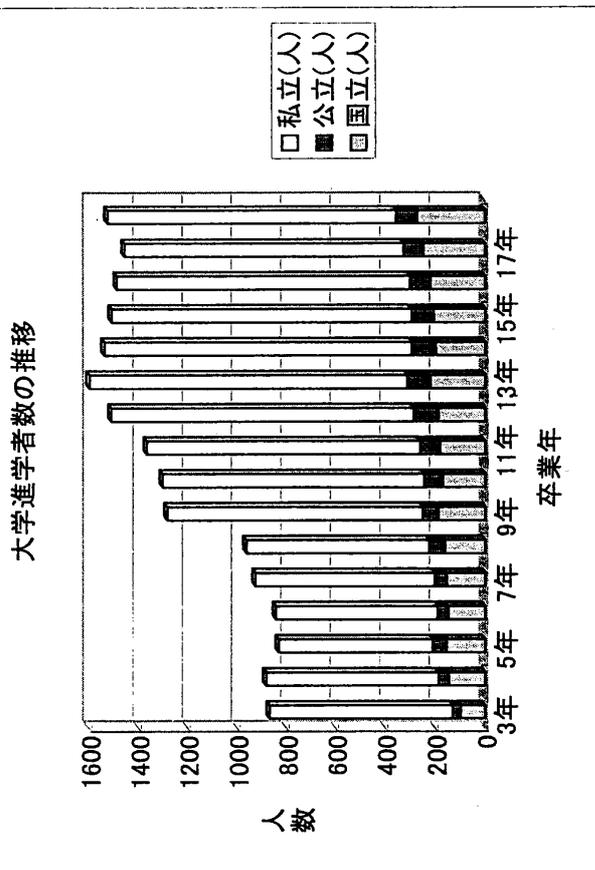
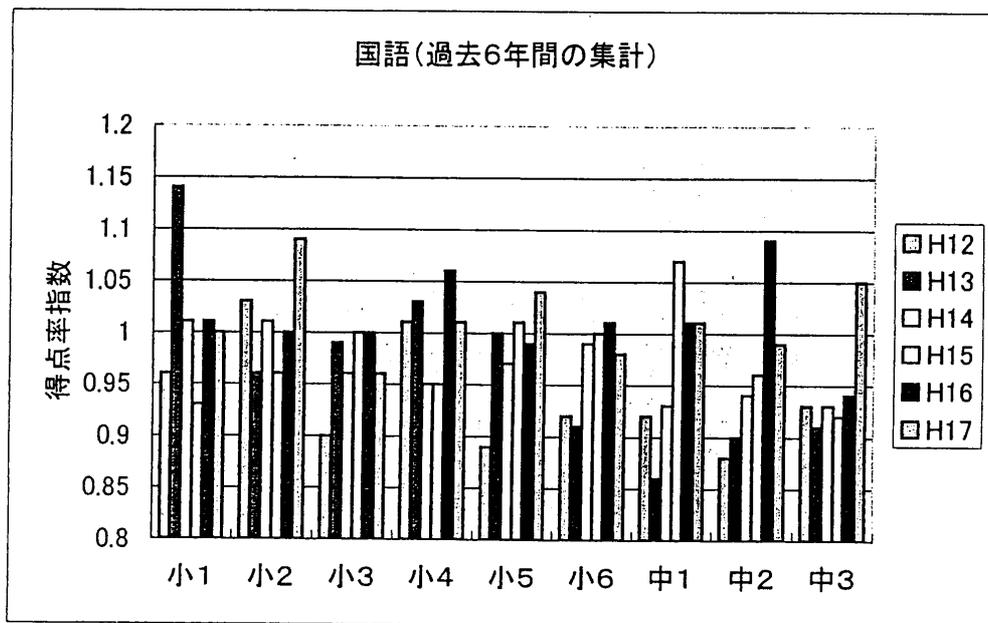


表2

国語科 学年別得点率<教科総合>

【佐賀町内国語科(過去6年間の集計)】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H12	0.96	1.03	0.9	1.01	0.89	0.92	0.92	0.88	0.93
H13	1.14	0.96	0.99	1.03	1	0.91	0.86	0.9	0.91
H14	1.01	1.01	0.96	0.95	0.97	0.99	0.93	0.94	0.93
H15	0.93	0.96	1	0.95	1.01	1	1.07	0.96	0.92
H16	1.01	1	1	1.06	0.99	1.01	1.01	1.09	0.94
H17	1	1.09	0.96	1.01	1.04	0.98	1.01	0.99	1.05



【国語科追跡調査】:平成18年4月3日現在

	現小2	現小3	現小4	現小5	現小6	現中1	現中2	現中3	現高1	現高2	現高3
小1	1	1.01	0.93	1.01	1.14	0.96					
小2		1.09	1	0.96	1.01	0.96	1.03				
小3			0.96	1	1	0.96	0.96	0.9			
小4				1.01	1.06	0.95	0.95	1.03	1.01		
小5					1.04	0.99	1.01	0.97	1	0.89	
小6						0.98	1.01	1	0.99	0.91	0.92
中1							1.01	1.01	1.07	0.93	0.86
中2								0.99	1.09	0.96	0.94
中3									1.05	0.94	0.92

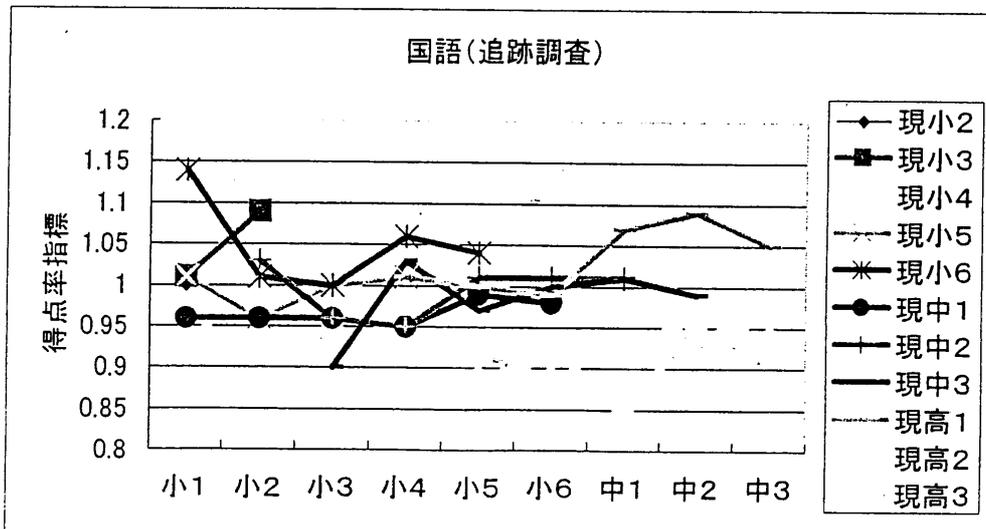


図 2

(3) 学力向上プロジェクト年間計画

2005年度 学力向上プロジェクト年間計画

●学力向上プロジェクト 研修の柱●
すべての生徒が生き生きと探求できる授業づくり

☆「分かる授業・力になる授業」～生き生きと活動していくための土台となる基礎・基本の徹底
☆「確かな学力実態の把握とその活用」～定期的な分野別学力分析テストの実態+その結果を生かした授業実践

学期	月	研 修 内 容 A (教科部会研修)	研 修 内 容 B
1 学 期	4	☆プロジェクトチームの決定 ☆教科部会主催の授業研修計画	◎学力チェックテストの作成 ◎学力チェックテストの分析と課題への手だて ◎2005年度KTの内容確認 ◎2005年度選択授業(国語・数学・体育・家庭)の内容確認
	5	☆2005年度学力向上プロジェクトの研修の柱作成 ☆2005年度学力向上プロジェクト年間計画 ☆各教科における絶対評価内容確認と検討	◎CRTのデータ集計と分析 ◎評定についての確認(選択・総合) ◎教科別授業研の「共通の視点」の確認
	6	★町教委支援訪問 1年(理科) 2年(体育) 3年(数学)	数学科(自主) 英語科(自主) ◎教科別授業評価アンケート作成 ◎夏期休業中の加力補習の日程・内容確認
	7	☆1学期の総括	◎教科における生徒の輝き ◎教科別授業評価アンケート実施 ◎KT(テスト)の現状から
夏 期 休 業	8	★パワーアップ研修会	◎授業評価アンケートの集計と分析 ◎夏期休業中の情報交換(補習など) ◎来学期以降の実践内容
2 学 期	9	★パワーアップ研修会	
	10		英語科(自主) 理科
	11	国語科(事務所訪問)	数学科(自主) 社会科 ◎冬季休業中の日程・内容確認
	12	☆2学期の総括 ☆2005年度の総括に向けて(教科部会)	◎KT(テスト)の現状から
3 学 期	1	☆2005年度総括会議① ☆2006年度に向けて	◎冬季休業中の情報交換(補習など)
	2	☆2005年度総括会議② ☆2006年度に向けて	◎KT(テスト)の現状から ◎今年度のKTの成果と課題
	3	☆2006年度プロジェクト組織の検討 ☆2006年度教育計画案作成 (教科経営案等)	◎CRTのデータ集計と分析

- 教科部会授業研修について
 - ・各部会が主催する授業研修を、学力向上プロジェクトの研修の柱にそって実施していく。
 - ・5教科においてはなるべく1度は講師を招聘し、研修を積み上げていくようにする。
 - ・教科部会の研究授業は、年に一度は学力向上プロジェクトのメンバー(数名)と管理職の先生にも参加してもらい、学校全体の課題を明確にしていく。
 - ・講師を招聘しない場合は、管理職の先生に授業を見てもらうよう、なるべく日程調整する。
- 教科別授業評価アンケートについて
 - ・各教科で独自の授業評価アンケートを作成し、少なくとも学期に1回は必ずアンケートをとる。
 - ・1学期については学期末に実施し、その分析結果を校内研で話し合い、全体のものにしていく。
- 通年
 - ・教科部会に充実
 - ・KTの検証→チェックテストの分析
 - ・長期休業中に実施する加力補習の計画とその総括
 - ・家庭学習の充実に向けて(家庭学習につながる授業・各教科の課題・家庭への投げかけなど)

図3 算数日記の手引き

中学年

『算数日記』の手びき

書き方

- ① 自分で工夫して、授業で思ったことを書いてみよう。下の「日記の内容」(①→④)にそって書いてもいいです。
- ② じゆぎょうのあとに、ノートに『算数日記』と書いてから、書き始めよう。
- ③ 書いたあと、青えんぴつでかこんでおこう。

日記の内容

- ① わかったこと・わからなかったことを書いてみよう。
- ② 発見したこと・ふしぎに思ったことを書いてみよう。
- ③ 今までの学習とにているところ・ちがうところを書いてみよう。
- ④ 学習のポイントをまとめてみよう。

さんすう日記

＜かきかた＞

- ① 「たのしかったこと」や「たいせつだとおもったこと」をかきましよう。
- ② 「がんばったこと」や「ともだちのすばらしいところ」をかきましよう。
- ③ 「わからなかったこと」があつたら、おしえて下さい。

高学年

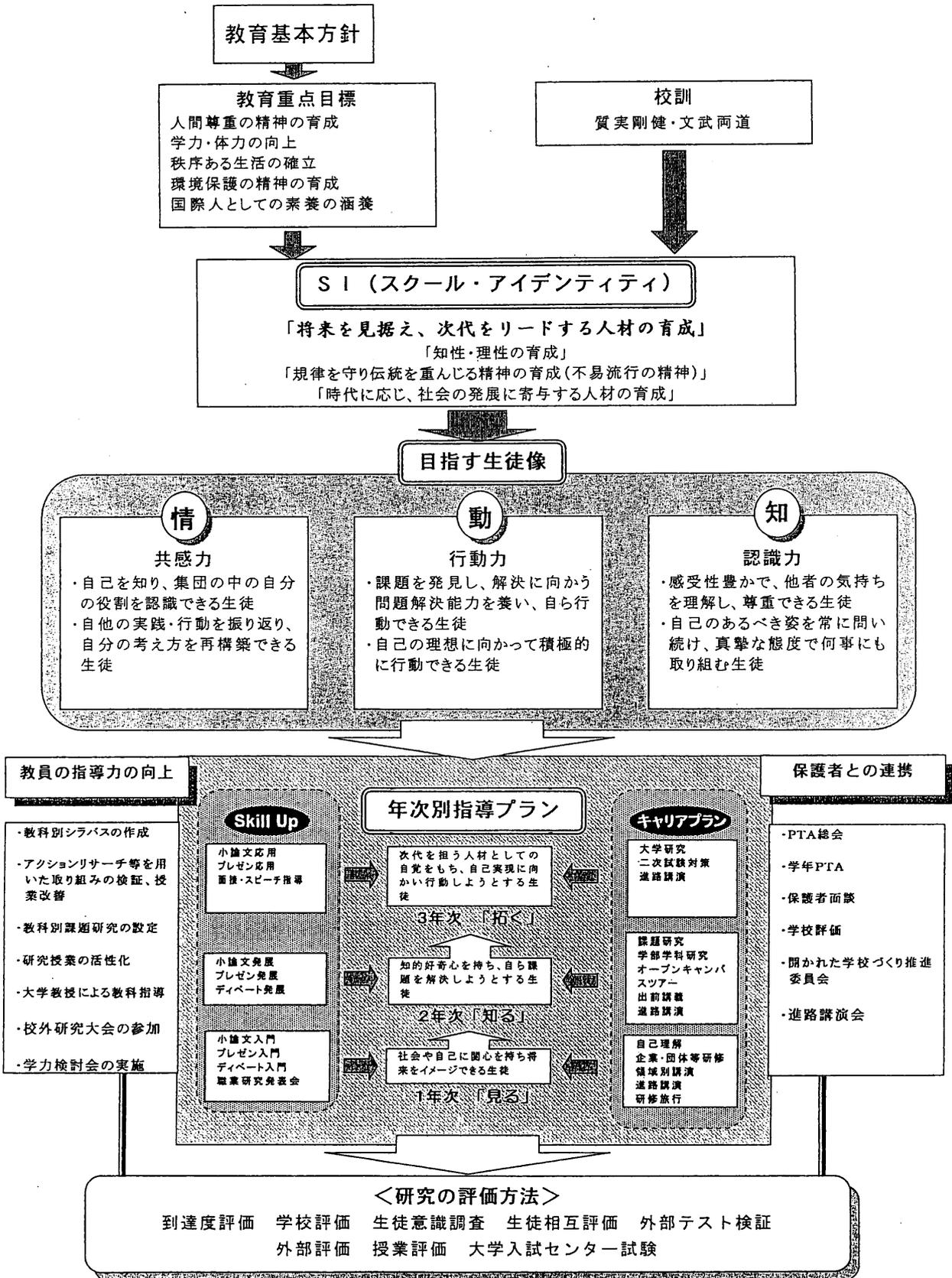
『算数日記』を書こう！

【書き方】
 ・『算数日記』と青えんぴつで書いてから、書きはじめる。
 ・1～5の項目については、順番に書く。今度がんばればいいのです。
 （書けないう項目は、青線で見逃す。）
 ・書き終わったら、点数を書き、20点で計算する。
 (点数).....1項目
 ex. 1～5項目書いたら、 $20 \times 5 = 100$ 100点

- 1. 勉強した中身を順序よく、できるだけくわしく書こう。
- 2. 今日の勉強で「大切だな!」と思うことを書こう。
- 3. わかったことやできるよくなったことを書こう。
友だちや先生の考えや意見に対する、自分の意見や考えがあれば書こう。
- 4. わからないこと、できないこと、疑問に思ったことがあれば書こう。
- 5. 問題づくりをしよう。

図4

高知追手前高等学校 学校運営構想図



(3) 就学前の保育・教育について

大妻女子大学
副学長 大場 幸夫

<要約>

本論は、教育改革の取組の一環として位置付けられる「第二期高知のこどもをどう育てるかを考える会」に参加し、地域の保育者との協働によるカリキュラムの検討という1年半の作業過程で得た知見を、論述の主要な根拠にした。10年の改革的取組を概評して、(1)継続性、(2)行政のリーダーシップ、(3)改革の担い手の育成、などの特色を指摘し、またその上で保育・幼児教育に求められる今後の課題として5つの提言を行っている。

<本文>

【ア】就学前の保育・教育に関する諸施策についての総合的な評価と今後の課題

(ア)就学前の保育・教育の今日的状況

昨今の保育界は、10年どころか5年刻みで変わるほどに、その状況は移ろいやすい。幼稚園で、保育所で、実践の現場が大きく揺れている。園の統廃合や民営化、組織的な幼保一体化、認定こども園の設置、地域における幼稚園と保育所の交流を形にしている"合同保育"の実践、背景には各地方自治体の次世代育成行動計画の立案と実施、そしてそれらを巡るいろいろな波紋など、際限なく書き上げることができる。しかもそのいずれにおいても原因探しは可能でも、それが的を射たものになることは容易ではない。大きく揺れる現象の"震源"が、財政難や少子化傾向、あるいは家族関係の危機などなど、その言説や風説は喧しい。しかし、保育・幼児教育の問題はきわめて構造的、複合的であり、そのことをしっかりと把握する視座からの解明と対策が求められている。

元来、政治や経済あるいは社会が、その時代においてどういう状況を呈するものかということは、人々の日常生活を大きく左右する。それが理屈や理論上のことというよりも、日頃の生活感覚に裏打ちされて、強い実感としてある場合には、なおさらその及ぼす影響は強くなるに違いない。人々の判断や行動の多くが、こうして根強い経験則に基づいている。この点では、おとなに限らず、こどももまた例外ではない。むしろ、こども期に実感し体得したことほど、後の人生に大きく影響を及ぼすものは他にない、と言っても過言ではないだろう。生後のほんの数カ年であるにしても、幼少期体験によって、こどもたちは周囲の世界に関係を結び、生活者として成長していく。やがておとなになっても、この体験世界がこども時代の原風景として、晩年まで人の心の深奥に刻印付けされ、人の心情を揺さぶる。こども時代を豊かなものにといい願いが、世界人権宣言や児童憲章などにも通底する理念になる由縁は、以上のようなことによっている。

そもそも保育・幼児教育がなぜ国や県あるいは市町村において重要であるのか。それは、保育・幼児教育の実践の場がこどもの生きる現場であるからだ。生まれて育つこどもが主人公として生き方を体得する重要なステージだからだ。しかし、このようなことが本当にしっかりと把握され、その認識に基づいた行政政策が取られてきているのだろうか。ここは保育行政・幼児教育行政の自己点検・評価の問われるところであろう。

その意味でも、こどもの生育環境に対するおとなの擁護する責務と権利などが損なわれないように、その配慮や計画に基づく活動が最優先される地域でなければ、親たちは安心してこどもを護り育てる気持ちにはなれないだろう。親たちは、金銭で解決するような発

想や施策に操作されて産み育てをするマシーン(機械)ではない。その点から考えてみても、こどもを産み育てる環境を整えるとはどういうことなのか、という本質的な議論を十分に踏まえて、労働行政や保育・幼児教育行政における政策の策定がなされる必要がある。

(イ)この10年の歩み：改革の継続性を問う

高知県における就学前の保育・教育に関して、この10年の取り組みを、時系列に並べて概観すると、どういう傾向が見えてくるだろうか。高知県の幼児教育に対する諸施策は本当に有効であるのか、あるいは継続性をもって改革の歩みを続けていると言えるのだろうか。そのような問いに応えるために、まず以下のようにこれまでの取り組みを概観してみた。

- *平成8年「土佐の教育改革を考える会」で、保護者を含めた幅広い分野から、県民的な議論・提言がなされた。
- *平成9年～13年にかけて、「第1期土佐の教育改革」教員の指導力、子どもの基礎学力、地域の教育力などの向上の3つの柱が立てられた。
- *平成13年、「土佐の教育改革フォローアップ委員会」で、第1期の「検証と総括」がなされた。「第2期土佐の教育改革を考える会」が設定され、さらに幅広い分野から意見の交換がなされる。そしてそれらの討議のまとめに対する基本的な対応方針が平成13年11月20日付けで教育委員会から提出された。ここにおいて、公に「1.子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上」の検討を進める柱の一つとして「幼児教育の充実」が提示されたのである。就学後の学修問題を検討するために、一步踏み込んで、就学前の幼児教育のあり方を問うことになった。それが「高知県幼児教育振興プログラム(平成15年4月)」である。
- *平成14年7月～15年3月「高知のこどもをどう育てるかを考える会」を設置。ここでは、就学前の子どもの育ちを発達段階に応じて支援し、「生きる力」の基礎を育むためには、ということが必要かを議論することになる。
- *平成15年、「高知県幼児教育振興プログラム」において、基本方針として以下の5点が挙げられた。(1)幼稚園・保育所における幼児教育活動及び教育環境の充実、(2)教員・保育士に求められる資質・指導力の向上、(3)子どもをとりまく連帯の推進、(4)子育て・家庭教育への支援、(5)特別支援教育の推進、である。それらの一つ一つについて、重点目標と具体的な取り組みを掲げて実行している。
- *平成15年4月からさらにまた、保育所・幼稚園に関する県行政の窓口を一本化し、保・幼・小の連携を「幼保支援課」に、幼保研修の一元化を「教育センター」において実施することになる。
- *幼保支援課において、就学前の子どもたちに「生きる力の基礎」を育むため、「育ち」と「学び」を体系的に支援し、小学校への円滑な接続を図る、という意図から、県行政の窓口の一本化(平成15年4月)、という重要な形をつくることになる。
- *平成15年5月～17年3月、「第2期高知のこどもをどう育てるかを考える会」が設置され、(1)幼保一体型施設の調査検討部会、(2)研修プログラム検討部会、(3)胎児期からの育成支援部会、(4)共通カリキュラム作成部会、という4部会が編成され、それぞれに専門的な検討が始まったのである。このように高知県幼児教育振興プログラムを契機に検討が進められたのである。

このように時系列的に"行動計画"の展開を追ってみると、明らかに一つの取り組みの反省を踏まえ、あるいは発展的に次の取り組みへと進んでいく形を意図的に取ってきた経緯を確認することができる。その歩みをふり返るなら、計画(Plan) - 実行(Do) - 評価(Check)の手順に合致しており、連続(継続)させてきた航跡を確認することができる。行動計画の実行という面からすると、それは明らかに"らせん状"に過去から現在へ、そして現在から未来へと繋がる継続性のある営みの形をとってきている。

どうしてこのようなことが行政主導の取り組みにおいて可能であったのか。その点については外部からの気づきとして指摘することはできるが、筆者自らが参加するかたちで始められた平成15年以前のことについては、これ以上の事実として根拠を掲げることは難しい。そのような改革的に歩みだしている流れにのせて、高知における3地域の保育カリキュラムの検討を通して気づかされたことについては、後に述べることにする。ここでは改革の継続性を確認できたことに留意しておきたい。

(ウ)行政担当者の指導性 - 担い手の育成と権限の委譲

なぜこのように改革的な取り組みを継続することができたのかという点について、注目しておきたいことは、行政の側における担当者のリーダーシップである。一方的に方向付けをしても行き過ぎであり、反対に周囲のいいなりに動いて全体を結束していくまとめ役に徹する人材に欠けても改革は進まない。そう考えると、10年余の年月をかけた継続性のある取り組みを可能にした理由の一つとして、この行政側の指導性を挙げることができるだろう。それが改革という取り組みには不可欠の条件であることを認めなければならない。但し、同時に、本論ではそのような指導性に依って、実際に改革的なDoの部分あるいはActionの部分の担い手に注目してみたいのである。この場合、その担い手が見えにくい、目に見えない形で担い手が存在することを無視した改革は、見せることはできるが実体のないものに陥りがちである。改革の難しさはそこにある。

この10年間に見ることでできる一連の改革的取り組みの本当の担い手は誰だったのか、そのことを確認しておくべきであろう。改革の歩みは優れた担い手をどう育てるかということに大きく左右される。行政の中で、そしてまた保育・教育実践の現場の中で、指導性を発揮できる担当者の存在があつてこそ、改革がらせん状に継続することが可能になり、その結果、実質的に有効な改革となるのではないだろうか。その点で、改革の継続性に必要なことは、保育所・幼稚園の現場において、そしてまた保育・幼児教育にかかわる行政の立場において、その双方に、担い手を育てることであり、それこそが改革のコツと言えそう。

担い手を育てるということは、単になすべき職務内容を授けるということではない。もちろんそれがなくては、改革の連続性または継続性が保証されることはない。その上で、こうした職務を通して見えてくるつながりの悪さや伝わり方の拙さをいち早く発見して、直ちに修正をすることのできる権限を担い手に委ねる必要がある。融通の利かない仕事に立ち往生させられるようであれば、改革は絵に描いた餅に陥ることはきわめて容易である。それほど改革という取り組みはもろくも崩れるようなはかない一面をみせることがあるのは、そのように権限を委ねて、同時に即応できる周辺の体制を整備することも不可分にあるのではないか。この点はこれから10年かけて検討すべき重点課題といっても過言ではない。

【イ】第二期高知のこどもをどう育てるかを考える会の取り組みから

(ア) 高知の保育現場に臨む

ここで筆者の立ち位置について簡潔にはあるが、明確にしておく必要がある。筆者が、高知県の幼児教育に関して、このように責任ある発言の場を与えられた理由は、県の教育委員会から業務委託を受けたNPO保育総合研究所の成員である筆者らが、第二期高知のこどもをどう育てるかを考える会の「共通カリキュラム検討部会」に關与したことに端を発している。私たちにとって、高知県の幼児教育・保育に關連する情報は、この取り組みによって多大の示唆を得ている。以下にその取り組みの中で得た成果から、いくつか要点を紹介し、それに続く発言の根拠としたい。

(1) 保育の計画はこどもとの協働で作られる

言うまでもないことであるが、保育カリキュラムのために保育・教育の実践があるのではない。子どもたちの人間的な育ちを支えるという大きな目的のために、実践的な営みがある。その実践的な営みを託された保育者の社会的責任の重さは、計り知れないほど大きい。一つの実践の場に集う子どもたち一人ひとは、他の誰でもない一個の人間として存在する。保育カリキュラムは、これらの子どもたちが、いろいろな経験を通して、社会的・情緒的・認知的・身体的に育つことを促進するために、その諸経験の機会を恣意的に委せるのではなく、保育者が意図的・計画的に場を用意し実行する一連の取り組み、と考えていいたろう。

保育カリキュラムは、保育者によって計画された経験の選択と体系化だけではない。むしろ子どもの伸びやかで自由な経験を保障された園環境の下で、子どもたち自身の自発的な取り組みから得られる経験が手がかりになって、新たな保育計画が練られていく。しかも、さらに言うならば、そのようなものばかりが保育カリキュラムではない。子どもが経験していることから保育者が学びとることも実際には極めて多い。それが保育者によって吟味され、再び子どもの新たな経験の獲得へと還元することのできるプランとして再生される循環の形をとることが、通常の姿なのだと言っても過言ではない。つまり、保育カリキュラムは、保育者と子どもとの双方向的なやりとりの過程(プロセス)なのだと言えるだろう。

こうしたことを確認できたという点において、“共通カリキュラムの検討”という取り組みは、新たな保育カリキュラム観を求められていることを発見する作業でもあった。一般的には、カリキュラムというと一つの形に完成されたもののように思われがちであるが、保育実践では決してそうではなかった。むしろ保育カリキュラムはプランニングの過程(プロセス)を意味していた。保育者の計画による経験は、子どもたち自身の計画的な取り組みを促し、そこで得ていく経験が子どもたちの育ちを支えていくことになる。そのプロセスから保育者は新たなプランを工夫し、ふたたび保育者の手による計画的な取り組みを促すものになる。このような子どもと保育者の間につくられる循環こそが実践における最も基本的な核に違いない。

(ウ) こどもにとって身近な存在としての保育者

高知における地域ごとの検討作業を進めてきたことで、明らかになってきたことがある。それは、上述のような保育界の大揺れの中にあっても、個々の実践現場ではしっかりと現

場のなかで生ずる諸事実に目を凝らし、その事実を丁寧に見届ける立ち位置を守ってきているということである。子どものニーズを最優先すべきこととして尊重する姿勢をとるとき、なすべきことは唯一つ。それは「子どもの傍らにいる大人の問題」をしっかりと捉えることに尽きる。要するに表層の混乱にあわてず自分の取り組むべき課題は何か、ということ凝視する"ぶれない"姿勢が必要なのだということになる。

はからずも高知県の3地区の取り組みに、共通するのは、この"ぶれない姿勢"であった。もちろんそこに気づくための協働に時間を要したことは事実である。しかしそれはこれまでに接点の少なかった幼稚園と保育所の保育者が一つの目的のために、はじめてとっていいのだが、一緒に取り組んだ経過がある。これはぶれていたのではなく触れ合っていなかったという極めて物理的な理由によるものである。そこで、ひとたび互いに接触の機会を得ると、地域の保育実践を担い合う協働者として互いの存在を認め合うことに、さほど時間を要さなかった。そして、この経験を共有することが実践者相互にとって重要であるだけでなく、行政の関係者にとっても、実践者を仕事仲間として認識し、互いの協働を確認するために、欠かすことのできない共有財産として蓄えていく手だてを講ずる必要がある。学校教師にとって大事なテーマである「同僚性」は、保育・幼児教育の実践者と行政関係者にとっても欠かせない問題である。

もとよりこの出会いは、到達点を意味するものではなく、有意義な出発点の共有ができたということの意味しているところが大事である。保育者は互いの状況の確認や新たな情報の交換などに、積極的な姿勢で臨みはじめた。その流れと目指す方向、その後の取り組みにみせる動きに"ぶれ"は微塵も感じられないほどであった。

(I)保育カリキュラム - 就学前の保育・幼児教育の共通課題

保育カリキュラムが「子どもの傍らにいる大人たちの問題」であることは、その検討の過程で次第に鮮明になってきた。一般的に考えてみても、保育カリキュラムが保育者による計画として手の内にあるもの、という点において、疑うこともなく保育者の課題であると見なしてきた。このような一般論を援用して本論の説明を済ませるつもりはない。また、そのような説明をもってくことでは、この3地区に分かれて取り組んできた保育カリキュラムの検討は、無意味なものになる。保育カリキュラムは当然保育者の課題なのだというのは、単に自明のこととして、なんら踏み込んだ検討もないままであることを露呈するようなものである。今回の高知における取り組みは、そのような言説として保育カリキュラムを取りあげたのではない。具体的な地域における保育実践を有効なものにするために、個々に努力をして計画的に取り組んできた保育実践とその成果を踏み台にして、幼と保の、公と私の垣根を越えて、協働による子育てと子育ての支援態勢を保育者間でまず構築しよう、という方針で取り組んできた。

中部地区においては、人間関係の問題を取り上げながら、保育者の子どもに対する対応の在り方として描き出されている。

東部地区では、園生活のなかで例年のこととして根づいてしまって、その意味が問い直されることの多くはない「行事」について、保育者の意図性の問題を取りあげている。

そして西部地区では、保育者が保育で大切にしたいことを共有することに焦点を当てて保育カリキュラムの共通性を探った。

3つの地域で取りあげてきた保育実践にかかわる内容は、マニュアルではないし、モデル

でもない。そのように使われるのであるなら、委員の努力は無意味なものになる。確かに、今回の取り組みは"委員会"というレベルでの作業に終始した。委員会としての一応の責務を果たすために、マニュアルやモデルの公示にならないように、極力そのことへの配慮をして報告書への文章化までもってきた。それほどに心を配ってきたのは、ここにまとめた委員会の検討事項についてその中味は、保育カリキュラム検討レポートに過ぎないからである。

もちろん、地域で保育者が3人寄ればこうした内容の検討が可能なのだということを示唆したことは否定できない。保育者一人ひとりのこのような検討過程を抜きに、"共通"のカリキュラムなるものの実体が存在するということが、われわれの最も忌避してきた"絵に描いた餅"づくりだったことを意味することになる。そうならないために、また、そうさせないために、今回の取り組みは有効であった。この協働が保育者間の連携を強める契機になるのであれば、これからも、そこに高知ならではの見えない糸で結ばれた幼保の保育者協働による保育カリキュラムを、日常の実践の過程から探り出せると確信している。

保育者の数だけ保育カリキュラムはある。子どもの数だけ保育のカリキュラムは必要とされる。子どもたちと楽しくかつ真摯に生きようとする大人の存在がある限り、そのかわらにある保育者にとって1人ひとりの身近にいる子どもたちとどう生きたいか、その概念と目標と方法、内容などの吟味はまさに保育カリキュラムの問題そのものだと言える。

以下のように、象徴的な問いの形で今回の3地区の検討を言い表せそうだ。

西部地区の検討から、「私たちは子どもたちの人生においてどういう存在なのか」というように、保育カリキュラム検討のスポットを「誰が(who)」に当てて、保育者の"在り方"そのものを問うている。

中部地区の検討では、「なぜ私たちは子どもたちの人生にかかわるのか」というように、検討のスポットを「なぜ(why)」に当てて、保育実践における"かかわり"を問うた。

東部地区の検討は、「私たちは子どもたちのため、あるいは社会(地域)のためになにをなそうとしているのか」というように、「なにを(what)」に当てて、保育実践における"ねらいと内容"を問うている。

高知県下の各地域において、保育者が保育カリキュラム過程に取り組む際の共通項は、これらの「誰が」「なぜ」「何を」ということを自己点検することにあるだろう。

このように、保育カリキュラムの検討において、根本的で主要な3つの問いに対応するように各地域の実践的取り組みになったのは、決して偶然ではない。地区別の検討課題への取り組みから括り出されたこれらの3つの問いは、実践の過程においては常に切り離すことのできない営みとして作用する。保育者の「在り方」と、園生活における「人のかかわり」と、活動の「ねらいと内容」とは、相互に深く関連し合って保育実践の方針や内容を備えていくために必要な配慮事項である。

今回のような実践的試みを更に継続していくことが、一人ひとりの保育者に課せられたこれからの課題である。同時に、地域における保育者相互の協働による実践研究的な検討の積み重ねもまた忘れるべきではない。今回の地区別の検討は、おおいに期待のもてる先導試行(パイロット・スタディ)として、その意義は大きかったと言えるのではないか。

【エ】高知県におけるこれからの就学前の保育・教育施策への提言

最後に、これらの保育・幼児教育の現場に臨んで得た知見、また保育者との協働によってまとめることのできた保育カリキュラム検討の成果などを踏まえて、以下のように5つの提言を試みてみたい。

(ア)乳幼児期の生活体験の充実

保育現場はこどもの生きる現場である。こどもたちは園生活を充足することによって、自らの乳幼児期体験を豊かなものにすることができるのである。そのような乳幼児期の意義がありながら、しかしながら日常生活の厳しい現実条件によって大きな歪みをこどもたちの育ちにもたらしかねない。保育者はそのような現実を直視しつつ、こどもたちの育ちの歪みを極力排除することに専心する。こどもの日常を護り、こどもの信頼を得る身近な存在として保育者がこどもたちにとって重要な人となっている。保育実践の社会的な意義に照らして、このような乳幼児期のこどもたちの育ちを支える保育現場のみならず、家庭生活も含めて、乳幼児期の生活体験の充実を保証することが必要である。

(イ)子どもの遊び環境の保全

これまでしばしば話題にされてきた知育や徳育の問題と論議に関して、その最も根源において、こどもの自発的な遊び体験の意味深さのあることを忘れてはならないだろう。ともすると力をつけること、能力を高めること、というような部分的に取り出されたことからのためのノウハウのような目に見える形に囚われがちである。園舎をもたず大自然の中でこどもたちが生活する「森の幼稚園」がドイツ国内で増えている。その傾向は国策から地域の草の根運動のようなレベルまで、こどもにとってなにが必要とされるかを、こどもの視点に立って考え、実践するという体制づくりが必要になることを示唆している。乳幼児期のこどもたちの人間的な成長にとって、遊び環境の保全は不可欠の前提条件となる。

(ウ)乳幼児版・こども条例の作成

ここまで述べてきたことから明確なように、乳幼児の命と育ちを護ることが、家庭はもちろん、地域における保育・幼児教育施設の重要な使命である。高知県においては、すでにそのことを包括的に捉えた認識をもって、「こども条例」を備えている。ただし年齢幅の広さとそれぞれの生活世界の多様さからみて、できるなら発達初期の重要性を考慮して胎児期から乳幼児期に重点をおいた、いわば「乳幼児版・こども条例」を既存の「こども条例」に補足してはどうだろうか。

(エ)幼・保・小の円滑な接続に向けた保育者・教員の合同研修の実施

標記の提案の根拠は極めて明快である。それは、将来の地域を担う人材となるこどもたちの育ちを、保・幼・小、さらに中・高まで"輪切り"の状態に陥ることのないように、こどもの育ちに沿って、各々の時期の支援が縦への連携の取れるものになるようなネット・ワーク化や組織化が必要である。特に、保育者と教員相互の実践を理解し合うことが、こどもたちの保育・教育環境の豊かさを実現するためには欠かすことのできない要件となる。その意味で、合同研修の機会が用意され、相互理解を深めることのできるような環境の整備をしなければならない。

(オ)県独自の経営と保育・教育の統合的戦略とそのP-D-C

高知県は、全国に先がけて幼保支援課を設けたことは、こどもの乳幼児期に対する行政の意欲的な姿勢を示すだけでなく、そこにおいて保育・幼児教育と経営の統合的戦略に向けたもろもろの行動計画を実行に移しつつ実績の面でも高く評価したい。その実績を踏ま

えて、「土佐の改革、更なる10年」に引き続き取り組み、乳幼児期からこどもの育ちの支援体制づくりを推進していただきたい。今、乳幼児期のこどもの育ちを支えるためには、県独自に経営と保育・教育の統合的な戦略会議に基づいて、より意図的なP-D-Cの積み重ねが求められていると言えるだろう。

以 上

(4) 教職員の資質 指導力の向上について

上越教育大学
教授 若井彌一

はじめに

重点課題に対する専門家からの評価」の1つの項目(柱)として、教職員の資質 指導力の向上についての取組を取り上げる。振り返ってみると、「土佐の教育改革」と称される、高知県における全県的規模での教育の見直しと改善方策の展開は、橋本県知事が第2期目の選挙公約のトップに「教育改革」を掲げたことを起点としている。(高知県教育委員会で公表している「土佐の教育改革の概要」による)。

「土佐の教育改革」全体を振り返ることは、筆者の任ではないので省略するが、この橋本知事の公約発言を契機として、その後の高知県における全県的規模での教育(教育行政も含む)の見直しと改善方策の展開が試みられることになっていったことを確認しておく。

平成8年度に入り、「土佐の教育改革を考える会」が組織され、この会は、都合10回に及ぶ会議を開催し、そこで3つの主要取組課題が提言された。(1)教職員の資質・指導力の向上、(2)子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上、(3)学校、家庭、地域の連携による教育力の向上という3つの課題である。

これら3つの取組課題の(1)に教職員の資質・指導力の向上が掲げられたのには理由がある。橋本知事は、後日、「土佐の教育改革」を振り返って、次のように述べている。

「で、2期目というときにですね、先ほどお話がありましたように、県内あちこち出かけて、いろんな方々と話をするとき、やっぱり教育に対する不満とか要望って、非常に強いものがありました。(中略)その中でやっぱり、教師に対する不満が、どういう立場の方からも強く出ました。それは教師の資質とかですね、教える力とかいうことでございます。そこで、やはり教師に変わってもらうという意味での教育改革は、どうしても必要ではないかと感じて、(2期目の知事選で)教育改革ということを行いました。」(橋本大二郎・高知県知事インタビュー「土佐の教育改革について」聞き手:日本教育学会「教育改革の総合的な研究」事務局長 乾彰夫・東京都立大学教授。平成15年5月14日によるhttp://www.pref.kochi.jp/hisho/chiji/hatugen-15_5_14.html)

こうして、「教職員の資質 指導力向上」は、土佐の教育改革の主要取組課題の一つとして位置づけられて、教職員の採用、研修、人事考課(評価)等の見直しと改善方策の展開が図られていくことになったのである。

(1)教職員の資質 指導力の向上のための取組

まず、最初に、教職員の資質 指導力の向上について、どのような改革が試みられてきたかを確認しておく。

「土佐の教育改革」の第1期(平成9年度～13年度)の取組は、次のように整理されている。(ア)研修内容や研修時期の見直し、(イ)教育センターの整備、(ウ)校内研修の充実、(エ)自己啓発研修への支援、(オ)教育事務所の統合、(カ)長期社会体験研修の実施、(キ)教員採用の受審年齢制限の緩和、(ク)人物重視の教員採用の改善(保護者や民間人の採用面接への参加、集団討論の実施等)、(ケ)管理職登用審査の改善、(コ)広域人事異動の実施、(サ)指導を要する教職員対策(予防策、指導を要する教職員の認定、復帰や課題克服に向けた研修)(土

佐の教育改革の概要」による(ア)~(サ)の見出しは筆者が付けた。)

この改革に続く第2期(平成14年度~18年度)の取組は、次のとおりである。

(ア)教職経験者研修体系の見直し(3,4年次サポート研修導入、教頭研修の体系化、学校管理職のマネジメント研修導入等)、(イ)自主的な研修に対する支援の充実(自主企画研修、通信企画研修等導入)、(ウ)長期社会体験研修の充実、(エ)広域人事交流(県外人事交流、校種間交流等)の推進、(オ)教職員人事異動公募制の導入、(カ)職業能力育成型人事評価制度の試行・実施、(キ)管理職登用の工夫改善(民間人校長の登用、教頭任用候補者の県民推薦制の導入、希望降任制度の導入等)(土佐の教育改革の概要」による。)

上記の第1期(平成9年度~13年度)であれ、第2期(平成14年度~18年度)であれ、教職員の資質・指導力の向上のための行政施策が広範多岐に及んで行われてきたことが一目瞭然である。一見網羅的とも思われるほどの広範多岐に及んで行政施策の数々は土佐の教育改革がどれほど大規模な改革であったかを示す何よりの証左である。大規模な改革であるだけに、総合的な検証には、大きなエネルギーと時間と経費が必要となる。それ故専門家からの評価といっても、自ずと限られた範囲での評価になることをお断りしたうえで、これまでの教育委員会による教育改革、とりわけ、教職員の資質・指導力向上のための改革施策の評価について、次に述べることにする。

(2)これまでの取組についての評価(試論)

〔基本的成果〕

まず第一に確認しておくべきことがある。それは、「土佐の教育改革」の取組を進めるに当たって、「子どもたちが主人公」という改革の根幹とも言える合意が得られたということである。改革の具体的な施策を巡っては、当然のことながら、仔細な検討が必要とされるが、それは、改革の内実を豊かにするための検討であり、「最初に結論ありき」の表面的あるいは、形式的な検討ではない。

詳細を論ずる余裕はないけれども、「土佐の教育改革」の何よりの大きな成果は、高知県の教育を、子どもを尊重するという共通理解の下に、誰が教育のヘゲモニーを握るかという発想ではなく、将来を生きる子どもたちのために、何をしてやる必要があるかという発想で、教育改革の取組が進められるようになったことである。「同じテーブルにつく」という、当然のことではあるけれども、教育委員会(教育行政)側と教職員団体の側が激しく対立を繰り返してきた歴史を想起するならば、「土佐(高知県)の子どもたちのために」という共通理解の下に、教育行政と教育に携わる人々が、協力的関係の在り方を共に共通課題として努力するようになったことは、画期的な成果と評して誇張ではなからう。

土佐の教育改革を契機として、ヘゲモニー(主導権)主義の教育観が克服されたことにより、その後の教育行政施策には、教育委員会側と教職員団体側が相互理解と相互協力の考え方に基づいて進められる事例が見られるようになった。第1期改革の組である(エ)自己啓発研修への支援、第2期改革の取り組みである(イ)自主的な研修に対する支援の充実(自主企画研修、通信企画研修策導入)などは、その好例である。教職員の資質・指導力の向上は、いわゆる「行政研修」の体系化と整備に期待されるところも大きいですが、それだけでは、不十分であり、教職員の自主的な意欲と任意性を尊重し、支援していく施策の充実が不可欠である。高知県は、教員研修施策について、今後の日本のモデル的存在となり得る可能性が大きい。

以上、2つの成果を基本的成果として確認した上で、施策の具体的な成果について述べることにする。個々の具体的な成果について述べる前に、「具体的成果」の概念について述べておく（具体的成果）

具体的成果とは、「教育改革」として明確に位置づけられているかどうかは別として個々の教育行政施策が掲げ、または目指している目標が効果的に達成または実現されていることを意味する。基本的成果が、より包括的な成果であるのに対して、具体的成果は、行政施策の展開の仕方を工夫することによって、その検証を比較的容易に確認できる。一、二の例を示す。

事例1）第1期改革の（オ）教員採用の受審年齢制限の緩和

このような行政施策は、実現しようとするのが何であるかが明確である。即ち、教員採用選考試験の受審者の年齢制限を緩和することによって、教員になりたいと希望している人々の要望を満足させること、また、緩和することにより、これまで以上に多様な人材が得られる可能性が拡大することが想定されている。それでは、この施策を実施した場合、その成果は何によって確認または検証されることになるのか。確認の最も基礎となるのは、実施したことによって、受審者の年齢幅にどれだけの変化が見られたかということであり、この確認は、受審者の生年月日の整理によって簡単にできる。前年比で従来は受審対象とならなかった人々がどれだけ受審をしていたか（人数）を点検することによって、行政施策の成果を検証することができる。

しかし、受審者の年齢幅が顕著な変化が見られたとしても、たまたま、受審者の成績が相対的に低位に集中していたとしたら、どう判断するか。もし、行政施策をするに当たり、受審者の成績が上位に集まると想定（予想）していたならば、その予想に反していた訳であるから、受審者が増加したこと自体のみをもって行政施策の効果を「高い」（「普通」、「低い」の3段階の評価とした場合）とするのは、評価の仕方としては適切ではない。かといって、たまたま低位に集中した直接的原因が審年齢制限の緩和に求められることでないことも明らかであり、その施策自体を「失敗」（評価としては「低い」）と結論づけるのも短絡的に過ぎることになる。

このように行政施策の評価は、その施策の具体的な目標がどのように設定されているかによって、施策としては同様のものであっても、違ったものとなることがありうる。目標設定が限定された、しかも容易に実施可能なレベルのものであれば、評価（自己評価）は高くなるが、そのようなレベルのものは、多くの人々の信頼を低下させることになる可能性もある。結局、行政施策の具体的な目標設定は、少々の工夫を必要とする、段階的なものであることが望ましいということになる。

事例2）第2期改革の（キ）管理職登用の工夫 改善（民間人校長の登用、教頭任用候補者の県民推薦制の導入 希望降任制度の導入等）

一般の教諭等にどれだけ強い意欲のあるしかも資質的にも優秀な人々を多く招致できるかは、各公共団体の大きな関心事であり、かつ重要な行政課題となっているが、この課題は、校長、教頭等の管理職の登用に関しても同様である。高知県教育委員会では積極的にこの課題に取り組んできたところであるが、その取組の一つとして、民間人校長の登用、教頭任用候補者の県民推薦制の導入、希望降任制の導入等が開始されたものである。（論述を に限定する。）

民間人校長の登用は、平成12年の学校教育法施行規則の一部改正により、国立若しく

は公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第八条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。」(第9条の2)という規定が設けられたことによって可能になったものである。学校の運営上特に必要がある場合」と「第八条に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者」という制限を設けているので、やる気さえあれば誰でも」という程の無制限さではないものの、任命権者等の大幅な裁量権が認められていることは規定表現上明白である。この規定をどのように解釈・運用するかは、任命権者等に委ねられており、高知県のみならず、全国的に民間人校長の登用が進んでいる。

国の法令の改正動向を注視して、法令改正の方向に沿った行政施策を実施していくことは一般的には望ましいことと評価されて然るべきである。しかし、その一方で、特例または例外的な意味合いを有する法令規定に基づく行政施策の場合は、その施策によって、具体的にどのような成果(または効果)を予想しているかを明確に示し、その結果の検証に努めることが必要である。その場合、単なる量的な観点からの一面的な評価は、これを努めて避けるくらいの慎重さが望まれると思われる。

教頭任用候補者の県民推薦制の導入

この制度の趣旨は 教育に対する識見と情熱を有し、学校・家庭・地域の連携を図りながら、教職員と一体となって学校経営に取り組むことのできる優れた人物を教頭に登用するため、広く県民から教頭候補者の推薦を求め、適任者の選考審査受審の拡大につなげること」とされている(平成19年度高知県公立小・中学校(高知市立養護学校を含む)および高知県立学校教頭任用候補者推薦要領」による)。公立学校の管理職(教頭)任用候補者について、県民の推薦制を活用して、より優秀な人材を管理職に登用したいとする教育行政側の意図が具体化されたものであり、刮目に値する行政施策である。

ただし、制度の趣旨を生かして行くためには、教育委員会による県民の啓発が不可欠であり、今後の課題であろう。このことは、この制度の実施にだけ必要なことではなく、斬新なアイデアに基づく行政施策を実りあるものにしていく場合の共通する課題であることを指摘しておきたい。制度の趣旨がいかに卓越したものであっても、この種の行政施策は、多くの人々の理解と参加を得なければ、制度の継続さえ困難になることも予想される。したがって、教育委員会は、この制度の運用(実施)状況について、定期的に点検し、その結果を公表して、県民の理解と参加の意欲を強めることに意を用いていくことが必要である。

以上、二つの事例を掲げる形で、行政施策の具体的な成果をどのように確認するかについて述べた。このような考え方を基本として、高知県が「土佐の教育改革」として、これまで2期に及んで実施してきた行政施策を、総合的に俯瞰するならば、次のように評価することができる。

教職員の資質・指導力の向上を目指す行政施策として展開された主要な取組は、すでに確認したとおりである。これらは、大括りに整理するならば、(1)研修、(2)採用、(3)管理職の登用、(4)人事異動、(5)人事管理(新たな教員評価の取組等)という5つに区分できる。

(1)研修については、研修事項の精選や体系化を図る一方で、教職員の自発的な自己研修について支援する方向性を明確に打ち出しており、バランスのとれた研修施策として高く評価することができる。

(2)については既述のごとく、受審年齢制限の緩和、人物重視の教員採用に向けての改善

(具体的には、保護者や民間企業人の採用面接への参加、集団討論の実施等)が実施されてきた。他の公共団体の動向と相通じる行政施策の展開となっている。保護者や民間企業人を教員採用選考のプロセスで活用することは、教職以外の領域・分野で活躍している人々の人物評価の力を援用するものであるが、これらの人々を単に参加させるだけで満足するのではなく、これらの人々の人選に工夫と慎重を期すこと、また、これらの人々に対して教職及び教員採用選考についての理解を豊かにするための啓発活動を実施することも重要な取組課題である。

(3)については、特色のある取組が行われてきており、行政施策の発想の斬新さについては、これを高く評価できる。管理職登用の在り方は、校長・教頭の他の職員に対する人格的影響及び職能的影響が極めて大きいことから、総合的に優れた人物の登用に向けて、なお一層の選考の工夫が期待される。

希望降任制度は、他のいくつかの公共団体でも導入されているが、単に本人からの降任希望を受け付け承認する範囲での行政施策にとどまることなく、優秀な人材を育て、また、少々の困難に屈することなく使命感をもって管理職の職務を遂行できるように研修内容の充実を図ることも重要な課題である。

(4)については、単に広域人事交流の促進を図るだけでなく、教職員人事異動公募制の導入も試みられており、積極的な行政施策として高く評価することができる。一般的に行われている異動希望についても、校長の意見具申権を人事異動の手続き上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第3項の積極的運用を関係者に促す等の努力をすることにより、一人一人の教職員の意欲と適性を生かした人事異動をさらに徹底できる可能性が高いことを付言する。

(5)については、指導力不足教員への対応と、一方では、新たな教員評価制度の取組によって信頼される教職を目指す試みが堅実に展開されていると判断される。しかし、指導力不足教員に関する取組は研修(事後的対応としての行政研修と事前的または予防的対応としての行政研修、校内研修)の充実に期待されるところが大きいとは言え、そのような教員を生み出さない根本的解決策は教員採用における総合的な観点からの慎重審査による的確な選考に依拠するものであることを強調し、今後の施策の更なる充実に期待したい。

以上を総合するに、「土佐の教育改革」の主要課題として教職員の資質・指導力の向上に向けて行われてきた行政施策は、その趣旨・目標が適切・妥当であり、手続き・方法についても相応の配慮が認められる。今後とも、教職員の理解と納得を得ることに特段の意を用いつつ、児童・生徒及びその保護者、さらには県民の信頼を維持・向上できる教職員に資する行政施策が実施されていくことを切望するものである。教職員の理解と納得の程度が低い行政施策は、その趣旨・目標が適切・妥当のように思われるものであっても、教職員の自発的な取組が期待薄であるところから、行政施策の大きな成果あるいは高い水準の成果を期待することができない。反対に教職員の理解と納得の程度が全体的に見て高い行政施策であるならば、その施策の効果又は成果が大であることを期待できる。教育委員会はこのことを強く自覚して、教職員の先に立って行政施策を実施するという発想ではなく、教職員の資質・指導力の向上を促すための奨励的・支援的な諸条件整備に努めるという発想で、行政施策の表面的成果づくりを急ぐのではなく、教職員と共に進める行政施策を目指して頂くことを願うものである。このような行政施策を確実に進めていくためには、個々の行政施策について、可能な限り教職員の充実感や満足度、改善についての要望を確認していく方法を継続していくことが重要な課題である。

(5) 特別支援教育について

高知大学 教育学部
教授 寺田 信一

< 要約 >

特別支援教育(障害児教育)の領域では、「障害児教育振興対策協議会」での審議結果を施策として実現する方式で、教育環境整備等において一定の成果を上げた。低水準の免許保有率に象徴される教員の専門性の向上や、大きな制度改革である特別支援教育体制の整備が課題であり、特別支援教育課単独で解決することはできず、今後は小中学校課、教職員課、教育センター、知事部局である障害福祉課、高知大学との綿密な連携が必要である。

< 本文 >

ア 「土佐の教育改革」で実施してきた、特別支援教育(障害児教育)の充実に 関する取り組みについての評価

橋本知事が第2期の選挙公約のトップに教育改革を取り上げたことを契機に、平成8年6月に有識者らによる「土佐の教育改革を考える会」が設置され、半年間で10回の審議を行った。審議の7項目の柱の中に「障害児教育」の柱が立てられ、審議の結果は「座長団まとめ」として集約された。障害児教育については、「障害児教育に対する県民の理解度が低いため、県民の理解、啓発の一層の推進に努めるとともに、障害児との交流の機会の拡大を図る必要がある。また、養護学校卒業後の進路保障、高等部訪問教育の実施など、障害児教育の充実に取り組んでいくべきである。」と総括された。

これを踏まえ、教育委員会は、平成9年7月に「高知県障害児教育振興対策協議会」を設置し、「適正就学」、「障害児学級の教育」、「盲・聾・養護学校の教育」、「進路指導」、「障害児教育の理解・啓発」という5項目の施策を提起した。「第1期土佐の教育改革」が、平成9年度から平成13年度までの5年間実施され、平成13年には、その成果を検証し、第1期の施策提言を行うため「高知県障害児教育振興対策協議会」がもたれた。そこでの柱は、第1期と変わらず、上記の5項目に整理された。そこで、ここでは、5項目の分類にしたがって、10年間の改革の取り組みについてまとめる。

(ア)適正就学

福祉・保健等関係機関と連携した教育相談ネットワークの充実として、盲・聾・養護学校による「巡回教育相談」や、教育センターによる「ハートフル教育相談」を実施した。また、保健所・療育福祉センターと連携した「早期教育相談派遣事業」を実施した。これらの取り組みは、障害保健福祉圏域や市町村における教育・福祉・医療等の関係機関が連携するネットワークの構築による就学前から学校卒業後までを見通した一貫した支援体制に繋がる連携強化となったといえる。

また、平成14年に文科省は、学校教育法施行令を改正し、「市町村の教育委員会は、就学基準に該当する障害のある者を認定就学者として小学校又は中学校に就学させることができることとなるが、この者について小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情が認められるかどうかについては以下に留意して適切に判断する必要があること。」とされ、市町村就学指導委員会の重要性が高まったことを受けて、市町村就学指導委員会への支援として、「市町村就学指導事務担当者連絡会」、「高知県就学指導

研究協議会」等を開催した。しかしながら、「障害の種類、程度等に応じた適切な教育の内容及び方法について専門家の意見や保護者の意見を聴いて、児童生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立って適切に判断する」ための幼児児童生徒の実態把握の精度を上げることが課題として残されている。

(イ) 障害児学級の教育

障害児学級担任の専門性の向上のため、「盲・聾・養護学校障害児学級教育実践交流事業」を実施した。この事業は、今後の盲・聾・養護学校が特別支援教育におけるセンター的機能を果たす上で、小・中学校における対象児童生徒の実態把握の方法や指導法、校内体制の整備について助言・援助を行っていく足がかりとなるため、事業の拡大が望まれる。

教育センターが実施する「新任障害児学級担任研修会」は、年度を追う毎に日数が短縮されてきている。この問題に関わる小・中学校における特別支援教育の推進については後述する。

(ウ) 盲・聾・養護学校の教育

養護学校分校への高等部の設置、養護学校分校の設置と校舎等の整備、高知若草養護学校への看護職員の配置、養護学校でのスクールバスの運行、国立高知病院分校での病弱教育の実施、学校長裁量予算として「スクールプランニング推進事業」の創設、といった主に教育環境の整備がなされた。全国では障害の重度・重複化問題が指摘されており、本県の肢体不自由養護学校の重度・重複化問題についても、肢体不自由養護学校の87%の学級が重複学級であることが指摘されている。管理責任上、重度・重複化に対し緊急時に医療的に即応できる体制が是非とも必要とされる。また、2006年以降は少子化の影響により微減傾向が予想される。さらに、本校・分校のうち3校が極めて近い地域に隣接している。これらを踏まえると、医療機関併設型の養護学校として統合することが望ましいと考えられる。医療機関併設のメリットは、緊急時の医療的な対応だけでなく、OT、PT、STといった専門的な訓練の充実を図れる点も大きい。ただし、統合に際しては、給食・看護師・スクールバス・駐車場といった必要な教育条件の整備を行う必要がある。

個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に向けては、「授業改善実践事例集」の作成、校内研修会、計画作成への指導・助言が行なわれてきた。計画の作成自体は普及したものの、計画の元となる客観的なアセスメントや実践の成果の評価については、今後の課題として残されている。

特別支援教育体制の整備としては、「高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」の設置、小・中学校での校内委員会の設置等校内支援体制の構築、特別支援教育関連研修会の開催、コーディネーターの養成、広域特別支援連携協議会及び5圏域での特別支援連携協議会の設置を行ってきた。平成18年6月15日に、特別支援教育に関わる学校教育法等の改正法案が国会で可決され、平成19年4月1日施行となった。今後の課題については、後述する。

(エ) 進路指導

労働・福祉等関連機関との連携を強化し、卒業後のケアも含めた進路指導を充実させる

ため、進路連絡会、進路指導研究集会を開催し、卒業生へのアフターケアを行った。これまでの 10 年間の就職状況の厳しさの中であって、連携を強化させながらの進路指導が成果をあげてきたと評価できる。

(オ) 障害児教育への理解・啓発

特殊教育諸学校と小・中・高等学校との交流として「盲・聾・養護学校ふれあい事業」を実施した。また、理解・啓発を促すための冊子の作成や、理解推進事業「がんばる子ども明日のために」を実施し、障害のある子どもが地域での活動に参加する機会を作るための「地域連携自立支援事業『とびだせ 21』」を実施した。

イ 「特別支援教育」への転換の中で、高知県における特別支援教育を推進していくための方向性や施策についての提言

(ア) 特別支援教育を担う教員の専門性は向上できるか

平成 17 年 5 月に、文科省初等中等教育局特別支援教育課が、『平成 16 年度盲学校、聾学校及び養護学校教員の特殊教育教諭免許状保有状況等調査結果の概要』を公表し、その中で平成 16 年 5 月 1 日時点の都道府県別の保有状況が示された。

盲学校勤務者に対する盲学校免許保有者の割合は、全国平均が 22.6%であり、四国の他の 3 県では、徳島県 31.3%、香川県 14.3%、愛媛県 22.0%となっており、高知県は 5.3%である。平成 14 年から 3 年間の推移では、高知県は 7.3% 9.5% 5.3%という変化であり、全国平均の 18.7% 20.7% 22.6%という増加傾向を示していない。

聾学校勤務者に対する聾学校免許保有者の割合は、全国平均が 34.3%であり、四国の他の 3 県では、徳島県 69.8%、香川県 27.3%、愛媛県 40.5%となっており、高知県は 16.2%である。平成 14 年から 3 年間の推移では、高知県は 14.3% 13.9% 16.2%という変化であり、全国平均の 31.1% 33.2% 34.3%という増加傾向を示していない。

養護学校勤務者に対する養護学校免許保有者の割合は、全国平均が 59.0%であり、四国の他の 3 県では、徳島県 76.3%、香川県 86.6%、愛媛県 53.7%となっており、高知県は 48.9%である。平成 14 年から 3 年間の推移では、高知県は 49.9% 51.6% 48.9%という変化であり、全国平均の 54.4% 55.9% 59.0%という増加傾向を示していない。

さて、この数字をどう見るかである。これには、2 点からの議論が必要である。1 点目は、それぞれの障害種別の学校の教育で、その障害種別の教育に対する専門性をもった教育が保障されているのかという問題である。平成 17 年度に開催された『高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会』の審議のまとめにおいて、「盲・聾・養護学校教員には、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化へ対応し、一人一人の障害の状態に応じた適切な教育活動を展開するための高い専門性が求められる。」ことから、今後の対応として、「特殊教育教諭免許状取得に向けた実効性のある方策が必要である。」と結論づけた。検討委員会の審議の過程でも、保護者の委員から、この数字の低さに対して驚きの言葉が発せられ、免許保有率は 100%であることが当然であり、それ以上の高い専門性を望む意見が出された。保護者からみれば、それぞれの学校の全教員が免許を保有していることは、最低限クリアしなければならない教育の質を示していると言える。

もう 1 点は、今回の学校教育法等の改正で、これまでの特殊教育諸学校は、特別支援学

校への転換が求められ、地域の特別支援教育のセンター的な機能をもつことが義務づけられる。このセンター的機能が果たせるのかどうかという問題である。センター的機能として求められるのは、当然、それぞれの学校の障害種別に関する教育の専門性に応じたセンター的な機能である。このことは、例えば、盲学校の場合、県内に1校しかないため、県内の9つの小学校に設置されている弱視学級(平成17年度)に対して、視覚障害教育に関する専門的な助言・援助が求められる。したがって、盲学校から小・中学校等の弱視学級を支援する担当者には、盲学校の他の教員以上の専門性が必要となる。

この点に関して、中央教育審議会は平成17年12月8日の答申『特別支援教育を推進するための制度の在り方について』の中で、「都道府県教育委員会等においては、採用、配置、研修等を通じて特別支援教育関係教員の専門性の一層の向上に努めることが必要である。今後、少なくとも特別支援学校(仮称)の教員を採用するに当たっては、特別支援学校教諭免許状(仮称)の保有を前提とするとともに、採用後の特別支援学校(仮称)の担当教員に対する現職研修の充実に努めることが重要であり、都道府県教育委員会等において研修等を担当する指導主事等に、専門性の高い者を配置するなど、教育委員会等における特別支援教育担当職員の充実に努められる。」と述べている。

また、教育職員免許法の附則第16項の「当分の間、特殊教育免許の保有を要しないこと」としていた規定について、答申では「新たな特別支援学校教諭免許状(仮称)の普及状況等を見極めた上で、当該免許状の保有率向上のための方策とともに、時限を設けて廃止することが適当である。」としている。これを受けて、文科省は、今回の学校教育法等の改正において、全国の免許保有率が70-80%に向上した時点で、第16項の規定を廃止する方針を示した。

以上から、高知県のこれまでの取り組みについては、免許保有率が低い水準に留まっている点を反省し、将来的な第16項の規定の廃止を前提とした施策が必要である。そのために、県全体の免許保有率の向上目標となる数値を示す必要がある。5ないし6年の中期計画としての目標値を掲げ、年度計画としてそれぞれの学校に割り当てを決めて、非保有者に認定講習を業務として受講させることを提案する。特別支援学校教員の新規採用では、「免許保有」を採用の判断基準のうちで優先順位を高くすること、できれば受験資格にすることも提案したい。文科省は、今後の教員養成・研修制度改革として、全国の国立大学法人の教育学部の改革に着手している。その改革の柱の一つに、県の研修機関との一体化が俟上に挙げられている。この点で、高知大学教育学部との連携協議会に特別支援教育専門部会を立ち上げ、特別支援教育課・県教育センターとともに専門性向上に向けた研修の在り方について施策立案を行っていくことが重要ではなからうか。

(イ) 県教委は部署間を横断して学校教育法第75条の改正に明確な方針を立てられるか

今回の学校教育法等の改正において、学校教育法第75条については、現行の「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。」という、特殊学級を設置して障害を有する児童生徒の教育を行う「場」による教育から、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒および幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児(学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自

閉症等)に対し、文部科学大臣の定めるところ(学習指導要領)により、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育(通常の学級での指導、特別支援学級、通級による指導すべて)を行うものとする。」に変更された。カッコ内は、平成18年3月17日に行われた文科省による法案説明会での解説である。この改正は、平成19年4月1日に施行される。

この第75条の改正は、大きな変更である。従来は、特殊学級という場において担当教員によって指導がなされていたものが、通常の学級の担当教員も「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育」が義務づけられることになったからである。この第75条の改正に対して、小中学校課はどのような方針で、全小・中学校の通常の学級の担当教員に、「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育」を行う力量の形成を行っていくのであろうか。また、教職員課や教育センターは、小・中学校の通常の学級担当教員を対象として特別支援教育に対する研修をどう組んでいくのであろうか。

また、中央教育審議会の平成17年12月8日の答申『特別支援教育を推進するための制度の在り方について』の中で、「現職研修の充実に関しては、盲・聾・養護学校だけでなく、小・中学校等の教員についても特別支援教育に関する知識の修得が期待されるとともに、特殊学級等の担当教員については、特別支援教育に関する現職研修を一層充実し、特別支援学校教諭免許状(仮称)の取得を促進することが重要である。」とされている。

盲・聾・養護学校においても免許保有率が低い水準に留まっている状況において、小・中学校の特別支援学級担当教員の免許保有率の促進は、どのような実効性のある施策が立案できるのであろうか。

この点では、県教委の部署間でプロジェクトチームを組み、本腰を入れて特別支援教育に向き合うことを期待したい。学校教育法の新第75条に沿うためには、とりわけ通常の学級を担当する教員の特別支援教育に関する研修の充実を望みたい。

(ウ)小・中学校と特別支援学校との連携・接続

a 巡回指導

盲・聾・養護学校は、現在、センター機能を充実させるために、積極的に小・中学校の障害児学級への助言や支援を行っている。しかしながら、当該の障害の学級が設置されている全学校を巡回してはいない。巡回の日程等の打合せが当該学級を設置している学校との個別の交渉となっていることが、一因と考えられる。障害児学級の専門性の向上のためには、少なくとも年に1回は、当該の障害の専門家である盲・聾・養護学校の教育相談担当者と在籍する児童生徒の実態把握ならびに指導計画について話し合う機会をつくる必要がある。したがって、盲・聾・養護学校の教育相談担当が、各市町村教育委員会と打合せ、当該の障害の学級が設置されている全学校を巡回することを義務づける必要があると考える。盲・聾・養護学校と市町村教育委員会との連携を図るためには、教育事務所の特別支援教育担当者に必ず障害児教育経験者を充てることが必要であり、地域コーディネーター養成として愛媛大学に派遣される教員の研修後の処遇としても考えられる。

b 小・中学校卒業者の特別支援学校での教育課程

1994年以降、盲・聾・養護学校の児童・生徒数は増加している。これは、中学部・高等部の就学者数の増加によるとみられる。就学前の在籍校は、小・中学校の障害児学級が

大半であると考えられる。

このことは、近年の保護者の希望する就学形態の一つとして、小学校までは近隣の小学校の障害児学級に就学し、中学校または高等学校の段階で盲・聾・養護学校(次年度以降「特別支援学校」)へ就学し、就労に向けた専門性の高い指導を求める傾向が増加してきていると考えられる。これは、中央教育審議会答申で示されている配置の視点である「地域性」と「専門性」の両視点を満たす形態といえよう。

したがって、就学の選択肢の一つとして、小学校段階までは地域の小学校に就学し、中・高のいずれかの段階で盲・聾・養護学校に就学する形態を構築しておくことが大切であろう。そのためには、盲・聾・養護学校中学部・高等部において受け入れられる収容施設・教員数の確保と、小学部から進学した比較的重度の生徒とは異なる教育課程の編成が求められる。

また、教育課程に関していえば、知的障害養護学校の就学児童・生徒に占める自閉症の割合は増加している。知的障害と自閉症との障害特性の違いは多くの研究で明らかにされてきている。それを受けて、自閉症教育の在り方については、全国知的障害養護学校長会が2003年に『自閉症児の教育と支援』を刊行し、知的障害とは異なる教育課程を提唱している。本県においても、自閉症児への適切な教育課程を編成することが求められている。

(エ) 部局を超えた課題に答えることができるか

知事部局である障害福祉課が設置する『高知県発達障害児・者支援体制整備検討委員会』と、教育委員会の特別支援教育課が設置する『高知県広域特別支援連携協議会』が、合同会議として開催されている。第1回は平成17年11月9日に開催され、平成19年3月まで、高知県の発達障害児・者(教委としては他の障害を含め)の生涯にわたる支援体制を検討することとなっている。部局を超えた取り組みとして、以下の提案をしたい。

高知県の東西に長い地理的条件を前提として、養護学校の現在の配置から特別支援教育への対応を考えると、安芸圏域に関しては、短期的には、センター機能を有する高知県で最東に位置する県立山田養護学校のサテライト教室の設置が望まれる。小学校段階までは、地域の小学校の知的障害学級に就学し、その支援をサテライト教室が担う。中・高のいずれかの段階では本校へ就学する。長期的には、地域の学校への就学を支援するために、サテライト教室を地域教育・支援センターとして、障害福祉課の協力のもとショートステイやレスパイトステイといった教育・緊急入舎を行える生活教育・支援施設を併設し、下記の生活教育・支援を行う。

発達障害：対人関係に障害をもつ軽度発達障害児にとって、同年齢児との集団共同生活によって、対人関係スキルの獲得を目指す。

強度行動障害：重度の知的障害を伴う自閉症等の示す強度行動障害は、家庭生活の中でのパニック、昼夜逆転といった問題をおこし、家庭の機能を疲弊させ、家庭崩壊を生じている現状があるため、基本的な生活能力を獲得させることを目指す。

不登校：昼夜逆転・生活の乱れ等を矯正し、日中の集団活動を展開することによって、学校での集団活動への不安を低減することを目指す。

このような地域教育・支援センターは、高幡圏域にも必要と考える。

以上、免許保有率が低い水準に留まっていることに象徴される教員の専門性向上問題や、大きな改革である特別支援教育体制の整備問題が課題となっている。これらの課題は、特別支援教育課単独で解決することはできず、今後は教育センター、小中学校課、知事部局である障害福祉課、高知大学との密接な連携によって課題を解決していく必要がある。

(6) いじめ、校内暴力、不登校、中途退学等の教育課題について

～ 成果指標による教育課題の数量的評価 ～

東京理科大学理学部
教授 八並 光俊

< 要約 >

いじめの学校発生率は、全国平均を下回っているが、今後も目標値の0%に近づける努力が必要である。特に、高等学校のいじめ発生率は中学校以上に高く、早期解決が望まれる。校内暴力行為の校種別学校発生率は、小学校においてはほぼ目標値の0%に近づきつつあるが、中学校と高等学校は依然高い発生率である。いじめ同様に、高等学校での校内暴力行為発生率は、中学校以上であり、早期の解決が望まれる。不登校児童生徒数の割合は、小学校ではほぼ目標値を達成している。中学校においては、目標値よりやや高く今後の継続的な努力を要する。病気等を含む長期欠席者数が、非常に多いので長期欠席者への対策が必要であろう。公立全日制高等学校における中途退学率は、全国平均を上回っており、目標値は達成していない。

ア はじめに

いじめ、校内暴力、不登校、中途退学の4つの教育課題は、教育改革の「豊かな心を育む教育の推進」の中核に位置づけられている。担当部署は、児童生徒支援課と心の教育センターである。本項では、児童生徒支援課が公開している数量データに基づき4つの課題に関して評価を行う。数量データは、児童生徒支援課が調査作成した平成7度か16年度までの10年間のデータ（以下、10年データと略記）ならびに平成14年度から平成16年度の直近データ（以下、3年直近データと略記）を使用している。また、成果指標の記述に関しては、第2期土佐の教育改革フォローアップ委員会（平成17年12月）の資料（以下、フォローアップ資料と略記）を参考にしている。

イ いじめ

いじめの成果指標と平成18年度までの達成目標値（以下、目標値と略記）は、次のように示されている。

（ア）いじめの指標、基準、算出式、平成18年度の目標値は、以下のとおりである。

a 指標名

いじめの学校発生率（公立学校）

b 指標の基準

自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

c 算出式

いじめの発生した公立学校数 / 全公立学校数

d 平成18年度目標値

0 に近づける

(イ) いじめの学校発生率からみた評価と今後の課題

表 2 - 1 には、いじめの学校発生率の県内および全国平均の 10 年間の推移が示されている。この平均は、小学校・中学校・高等学校の全校種の合計の平均値である。また、表中の特化係数（評価者が算出）は、県内のいじめの学校発生率を全国平均で除算している。特化係数値が 1 の場合は、県内のいじめ学校発生率は、当該年度の全国平均と等しく、1 を超えた場合は全国平均を上回り、逆に 1 より小さい場合は、全国平均を下回っていることを示す。

a 目標値の達成度

平成 16 年度はいじめの学校発生率は 12.7 % であり、0 % に近づけるといふ目標達成は実現されていない。

b いじめの特色

いじめの学校発生率を、10 年データと 3 年直近データからみると本県はいじめの特色が明確にわかる。このデータから、次のようなことがわかる。

(a) 表 2 - 1 の 10 年データより、平成 7 年から平成 11 年までは、特化係数が 0.5 であるため、県内のいじめ学校発生率は全国平均の半分と非常に低いことがわかる。また、平成 12 年以降も 0.6 から 0.8 と全国平均より低い。

(b) 表 2 - 2 は、いじめの 3 年直近データを校種別に示したものである。校種別に 3 年間の全国平均値と本県の平均値を比較すると、小学校は、全国平均 11.6 % に対して本県 6.8 % と全国平均を 4.8 % 下回っている。中学校は、全国平均 37.2 % に対して本県 24.3 % と全国平均を 12.9 % 下回っている。高等学校は、全国平均 26.2 % に対して本県 42.3 % と全国平均を 16.1 % 上回っている。特殊教育諸学校は、全国平均 4.5 % に対して本県 2.6 % と全国平均を 1.9 % 下回っている。したがって、本県の場合、いじめ問題は中学校のみならず、高等学校における深刻な問題だといえる。

(c) 本県の (b) で示した小学校はいじめ 6.8 % を基準とすると、中学校はいじめ学校発生件数は小学校の 3.6 倍、高等学校は小学校の実に 6.2 倍となっている。

c 今後の課題

いじめは、重大な人権侵害であり、不登校や暴力行為へのきっかけにもなりうる。いじめの学校発生率は、全国平均よりかなり低いものの、今後いじめゼロに向けた継続的努力が必要である。特に、本県の場合、高等学校におけるいじめの発生率が中学校の 1.7 倍と高いことから、高等学校段階におけるいじめ防止教育の徹底や早期対応による問題解決の体制づくりが必要である。

ウ 校内暴力行為

校内暴力行為の成果指標と平成 18 年度までの達成目標値は、次のように示されている。なお、文部科学省の調査では、平成 9 年度から暴力行為の算出方法が変更されている。

(ア) 校内暴力行為の指標、基準、算出式、平成 18 年度の目標値は、以下のとおりである。

a 指標名

校内暴力行為の学校発生率（公立学校）

b 指標の基準

「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の4形態をいう

c 算出式

校内暴力の発生した公立学校数 / 全公立学校数

d 平成18年度目標値

0に近づける

(イ) 校内暴力行為の学校発生率からみた評価と今後の課題

表2-3は、校内暴力行為の学校発生率の県内の小学校・中学校・高等学校・全校種別の10年データが示されている。

a 目標値の達成度

平成16年度の校内暴力の校種別学校発生率は、小学校が1.3%、中学校が30.1%、高等学校が70.7%となっている。したがって、小学校においては0%に近づけるといふ目標達成は、ほぼ実現されているといえる。しかし、中学校と高等学校は、校内暴力発生率が高く、共に目標達成がなされていない。特に、高等学校は、全国平均の42.4%を1.7倍も高い。(表2-4を参照)

b 校内暴力行為の特色

文部科学省の調査方式が変わった平成9年以降のデータから、次のような校内暴力行為の特色が明確にわかる。

(a) 表2-3の10年データより、平成9年のデータと平成16年のデータを比較すると、小学校では平成9年の3.4%に対して平成16年は1.3%と2.1%の減少となっている。中学校では平成9年の21.4%に対して平成16年は30.1%と8.7%の増加となっている。高等学校では平成9年の2.2%に対して平成16年は70.7%と68.5%の大幅な増加となっている。特に、高等学校では、平成10年から急激な増加傾向が始まっている。

(b) 表2-4の3年直近データから、校種別に全国平均値と本県の平均値を比較すると、小学校は、全国平均2.6%に対して本県1.7%と全国平均を0.9%下回っている。中学校は、全国平均32.6%に対して本県25.6%と全国平均を7.0%下回っている。高等学校は、全国平均43.4%に対して本県70.7%と全国平均を27.3%上回っている。したがって、本県の場合、校内暴力行為は、いじめと同様に中学校ならびに高等学校における深刻な問題だといえる。

(c) 本県の(b)で示した小学校の校内暴力行為発生率の1.7%を基準とすると、中学校の校内暴力の学校発生件数は小学校の15.1倍、高等学校は小学校の41.6倍と極めて高い発生率を示している。

c 今後の課題

校内暴力行為は、決して容認されない行為である。本県の場合発達段階が高くなるしたがって、暴力行為発生率は急激な増加傾向を示している。いじめには、暴力を伴うケースも多数見られるので、どのような小さいいじめや暴力行為も許容しない対応が必要であろう。いじめの評価と同様に、高等学校における暴力行為の防止と根絶が緊急の課題であると考えられる。

エ 不登校

不登校の成果指標と平成 18 年度までの達成目標値(以下、目標値と略記)は、次のように示されている。

(ア) 不登校の指標、基準、算出式、平成 18 年度の目標値は、以下のとおりである。

a 指標名

不登校児童生徒の割合(全小中学校)

b 指標の基準

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくなくともできない状況にあること(30 日以上欠席)

c 算出式

不登校になった小中学校の児童生徒数 / 全小中学校児童生徒数

d 平成 18 年度目標値

小学校 0.36 %、中学校 2.81 % (全国平均と同程度)

(イ) 不登校児童生徒の割合からみた評価と今後の課題

表 2 - 5 は、県内の校種別不登校児童生徒の割合の 10 年データである。全国平均は、記載されていない。また、表 2 - 6 は、県内および全国平均の校種別年直近データが示されている。

a 目標値の達成度

表 2 - 5 および表 2 - 6 より、平成 16 年度の本県の不登校児童生徒の割合は、小学校が 0.45 %、中学校が 3.15 % である。それに対して、全国平均は、小学校が 0.32 %、中学校が 2.73 % となっている。両者を比較すると、小学校においては全国平均を 0.13 % 上回り、中学校においては、0.42 % 上回っている。したがって、目標達成は、小学校においてはほぼ実現されているといえる。しかし、中学校においては、目標達成度はやや低いと考える。

b 不登校の特色

不登校児童生徒の割合の直近データから、次のようなことがわかる。

(a) 表 2 - 5 より、小学校では平成 10 年頃から増加傾向がみられ、平成 15 年から減少傾向に転じていることがわかる。他方、中学校では平成 12 年から 3 % を超えるようになり、その傾向が持続している。

(b) 表 2 - 6 より、校種別に全国平均値と本県の平均値を比較すると、小学校は、全国平均 0.34 % に対して本県 0.55 % と全国平均を 0.21 % 上回っている。中学校は、全国平均 2.73 % に対して本県 3.25 % と全国平均を 0.52 % 上回っている。したがって、本県の過去 3 年の不登校児童生徒の割合は、全国平均と大きく異なるものではない。

(c) 本県の (b) で示した小学校の不登校率 0.55 % を基準とすると、中学校の不登校児童生徒の割合は小学校の 5.9 倍となり、中学校で不登校が多発していることがわかる。

c 今後の課題

不登校については、スクールカウンセラーの配置をはじめ様々な対策を講じてきているため、一定の効果があったと思われる。しかし、本県の場合、データだけを見れば

目標達成度は高いように感じるが、忘れてはならない大きな問題が横たわっている。それは、フォローアップ資料の参考資料として、不登校の児童生徒数の割合の他に長期欠席者数が示されている（表2 - 7を参照）。長期欠席者は、理由の如何を問わずに30日以上欠席をした者である。データは割合でなく、実数で示されているものの、表2 - 7より小学校・中学校とも長期欠席者数が、不登校児童生徒数を大きく上回っていることがわかる。小学校の場合、長期欠席者数は不登校児童数の1.7倍、中学校の場合、同様に1.2倍となっている。また、中学校の長期欠席生徒数は、小学校の長期欠席児童数の2.2倍である。したがって、本県の不登校問題への対応を考える場合に、長期欠席者への対応が重要課題であるといえよう。

オ 高校中退

高校中退の成果指標と平成18年度までの達成目標値（以下、目標値と略記）は、次のように示されている。

（ア）高校中退の指標、基準、算出式、平成18年度の目標値は、以下のとおりである。

a 指標名

高校中途退学率（公立全日制高校）

b 指標の基準

明記なし

c 算出式

公立全日制高校中途退学者数 / 全公立全日制生徒数

d 平成18年度目標値

2.00%（全国平均を下回る）

（イ）高校中途退学率からみた評価と今後の課題

表2 - 8には、公立全日制高等学校における高校中途退学率の県内および全国平均の10年間の推移が示されている。また、表中の特化係数（評価者が算出）は、前出と同様である。特化係数値が1の場合は、県内の高校中途退学率は、当該年度の全国平均と等しく、1を超えた場合は全国平均を上回り、逆に1より小さい場合は、全国平均を下回っていることを示す。

a 目標値の達成度

平成16年度の県内高校中途退学率（公立全日制）は1.7%であり、全国平均は1.5%である。したがって、目標値の全国平均を上回っていることから、目標達成されていない。

b 高校中退の特色

表2 - 8より、過去10年の公立全日制高等学校における中途退学率は、おおむね全国平均を下回っている。全国平均と同等であったのは、平成14年・15年の2年間のみである。中途退学の理由に関するデータは、公立全日制高等学校のみのデータはないが、参考として表2 - 9に直近3年データを示している。これより、本県の場合、「進路変更」も多いが、「不本意入学等」・「学校生活不適應」・「学業不振」が全国平均をやや上回っていることがわかる。

c 今後の課題

今後の高校教育を考えた場合、中学校段階での基礎学力の定着や向上が重要であろう。また、不本意入学については、高校入試制度上の制約があるものの、やはり中学校段階での進路指導やキャリア教育による主体的な進路の選択・決定ができるように段階的・計画的な指導が必要であろう。

カ 総合的考察

本県のいじめと校内暴力に関しては、校種を合計した平均でみると全国平均よりもやや低い傾向にあるが、校種を区別してみると高等学校の問題性が指摘された。一般的にいじめや校内暴力は、中学校段階で多発する傾向にあり、高等学校では低下する傾向にある。しかし、本県では高等学校でのいじめや校内暴力の多発傾向が確認された。特に、校内暴力では、平成10年から激増し、翌年11年から16年の間6割から7割と非常に高い発生率を維持している。安心・安全な学校づくりや人権侵害のない学校づくりは、生徒指導や学校経営の基本である。したがって、今後の教育改革において、高等学校のいじめや校内暴力の背景や要因を分析すると共に、生徒指導体制の見直しや対応方法の研究開発が必要であろう。

不登校に関しては、全国的傾向と同様に、中学校段階での不登校が多い。また、本県の場合、文部科学省の調査基準とは別の長期欠席者数調査において、小学校・中学校ともに長期欠席者数が高いことが明らかとなった。したがって、今後の不登校対策を考える際には、長期欠席者への対応を含めた総合的な不登校対策を講ずる必要があると思われる。高校中退に関しては、過去10年全国平均をほぼ上回ってきた。高等学校段階でのいじめや校内暴力の高い発生率からすると、「学校生活不適應」を理由とする中退率が全国平均よりも高いのは学校環境の影響を受けているとも考えられる。また、「学業不振」による中退も全国平均よりも高い。「不本意入学等」も多いため、中退率の短期での減少は入試制度上難しいことが予想されるが、今後授業や生徒指導の継続的な改善による学習意欲の向上や学校環境の安定化を図ることが重要である。

表 2 - 1 いじめの学校発生率の県内および全国平均の推移(10年データ)

	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
高知県	19.7	16.3	13.2	14.0	11.1	13.7	12.3	14.8	14.8	12.7
全 国	40.6	34.4	29.1	25.5	22.9	23.7	20.6	19.5	20.3	19.7
特化係数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.8	0.7	0.6

表 2 - 2 いじめの校種別の学校発生率の県内および全国平均の推移(3年直近データ)

区分	年度	全 国				高知県			
		発生 学校数	学校の 発生率	発生件数	1校の発 生件数	発生 学校数	学校の 発生率	発生件数	1校の発 生件数
小学校	14年度	2,675	11.4	5,659	0.2	22	6.8	36	0.1
	15年度	2,787	11.9	6,051	0.3	27	8.4	45	0.1
	16年度	2,671	11.5	5,551	0.2	16	5.1	31	0.1
中学校	14年度	3,852	37.1	14,562	1.4	35	25.9	91	0.7
	15年度	3,934	38.0	15,159	1.5	33	24.4	94	0.7
	16年度	3,774	36.6	13,915	1.3	30	22.6	85	0.6
高校	14年度	1,029	24.9	1,906	0.5	19	46.3	36	0.9
	15年度	1,094	26.6	2,070	0.5	16	39.0	47	1.1
	16年度	1,115	27.2	2,121	0.5	17	41.5	60	1.5
特殊 諸学校	14年度	43	4.6	78	0.1	0	0.0	0	0.0
	15年度	45	4.8	71	0.1	0	0.0	0	0.0
	16年度	39	4.2	84	0.1	1	7.7	1	0.1
合計	14年度	7,599	19.5	22,205	0.6	76	14.8	163	0.3
	15年度	7,860	20.3	23,351	0.6	76	14.8	186	0.4
	16年度	7,599	19.7	21,671	0.6	64	12.7	177	0.4

表 2 - 3 校内暴力の学校発生率(10年データ)(%)

年度	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
小	*	*	3.4	2.1	2.2	2.5	2.2	2.2	1.5	1.3
中	10.6	13.6	21.4	25.7	28.5	24.1	25.8	23.7	23.0	30.1
高	11.4	0.0	2.2	48.9	66.7	75.6	63.4	70.7	70.7	70.7
全校種	10.8	10.3	8.2	12.6	14.3	14.3	13.5	13.6	13.0	14.9

*は国が調査を実施せず

表 2 - 4 暴力行為の発生学校数・発生件数(3年直近データ)

区分	年度	全 国					高知県				
		発生学校数		発生件数			発生学校数		発生件数		
		校内	発生率	校内	校外	合計	校内	発生率	校内	校外	合計
小学校	14年度	548	2.3	1,253	140	1,393	7	2.2	15	0	15
	15年度	620	2.7	1,600	177	1,777	5	1.5	21	2	23
	16年度	665	2.9	1,890	210	2,100	4	1.3	27	1	28
中学校	14年度	3,317	31.9	23,199	3,096	26,295	32	23.7	537	23	560
	15年度	3,446	33.3	24,463	2,951	27,414	32	23.0	378	38	416
	16年度	3,366	32.6	23,110	2,874	25,984	40	30.1	663	18	681
高校	14年度	1,809	43.7	5,002	1,075	6,077	29	70.7	115	10	125
	15年度	1,819	44.2	5,215	986	6,201	29	70.7	123	11	134
	16年度	1,734	42.4	5,022	916	5,938	29	70.7	68	8	76
合計	14年度	5,674	14.9	29,454	4,311	33,765	68	13.6	667	33	700
	15年度	5,885	15.5	31,278	4,114	35,392	66	13.0	522	51	573
	16年度	5,765	15.3	30,022	4,000	34,022	73	14.9	758	27	785

表2 - 5 県内の不登校児童生徒の割合（10年データ）

年度	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
小学校	0.29	0.39	0.41	0.56	0.57	0.60	0.62	0.63	0.58	0.45
中学校	1.21	1.72	1.89	2.74	2.78	3.15	3.31	3.20	3.40	3.15

表2 - 6 不登校児童生徒数および割合（人数は国・公・私立、学校数は公立、3年直近データ）

区分	年度	全 国				高知県			
		人数	率 (%)	学校数	率 (%)	人数	率 (%)	学校数	率 (%)
小学校	1 4年度	25,869	0.36	10,462	44.4	280	0.63	91	28.0
	1 5年度	24,077	0.33	10,141	43.4	257	0.58	88	27.2
	1 6年度	23,318	0.32	9,857	42.6	196	0.45	75	23.8
中学校	1 4年度	105,383	2.73	8,963	86.2	769	3.20	88	65.2
	1 5年度	102,149	2.73	8,866	85.6	786	3.40	90	66.7
	1 6年度	100,040	2.73	8,866	85.9	705	3.15	94	70.7
合計	1 4年度	131,252	1.18	19,425	57.2	1,049	1.53	179	38.9
	1 5年度	126,226	1.15	19,007	56.3	1,043	1.55	178	39.1
	1 6年度	123,358	1.14	18,723	55.9	901	1.37	169	37.7

表2 - 7 高知県の長期欠席者数（3年直近データ）

区分	年度	高知県	
		不登校	長欠
小学校	1 4年度	280	441
	1 5年度	257	398
	1 6年度	196	409
中学校	1 4年度	769	870
	1 5年度	786	915
	1 6年度	705	939

表2 - 8 公立全日制高等学校における中途退学率の推移（10年データ）

	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
高知県	1.7	2.0	2.2	2.4	2.0	2.4	2.2	2.3	2.2	1.7
全 国	1.6	1.9	2.0	2.1	2.0	2.0	2.0	1.7	1.5	1.5
特化係数	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.2	1.1	1.4	1.5	1.1

表 2 - 9 中途退学者数の中退理由の推移（公立全日制・定時制，3年直近データ）

		中退理由内訳（％）								
		学業不振	不本意入学等	学業不適應	学校生活不適應	進路変更	病気・けが	家庭の事情等	問題行動等	その他
高知県	14年度	10.7	18.6	6.4	11.5	32.2	3.0	5.3	2.4	9.9
	15年度	10.4	16.6	8.0	15.7	26.9	3.2	5.2	2.8	11.2
	16年度	10.1	19.4	7.8	16.1	24.4	3.5	7.1	3.3	8.3
	平均	10.4	18.2	7.4	14.4	27.8	3.2	5.9	2.8	9.8
全国	14年度	6.7	16.5	7.9	10.8	36.6	2.9	7.1	3.3	8.2
	15年度	7.3	15.5	7.6	10.8	37.1	3.1	7.0	3.7	7.9
	16年度	7.3	16.5	7.6	11.4	35.4	3.2	7.1	3.6	7.9
	平均	7.1	16.2	7.7	11.0	36.4	3.1	7.1	3.5	8.0

(7) いじめ、校内暴力、不登校、中途退学等の教育課題について
～ 予防的・長期的な視点から～

島根大学教育学部
教授 肥後 功一

< 要約 >

いじめ・不登校などの教育課題への取り組みが教育の本質に関わる重要課題であることの意味を中・長期的な視点から指摘することから出発し、「学校評価」アンケート調査の結果にみられる課題、「心の教育センター」での取り組み、連携教育の課題、豊かな心を育む教育の推進などを順次取り上げて考察した。特に心 ことばの力 学力の関連や、心の問題に対する予防的・長期的な視点から「生活者教育」の重要性について述べた。

< 本文 >

A. はじめに

「土佐の教育改革」においては、その当初より、いじめ、校内暴力、不登校、中途退学といった教育課題への取り組みが重点的に成されてきた。このような教育課題への取り組みが何よりも必要かつ重要である理由は、たとえば高知県における不登校の割合が全国平均に比べて高めであったといった数値的な実態からではなく、教育の本質にかかわる次のような視点を含んでいるからである。

子どもに対して...学力、身体機能、社会性など、子どもが学校教育の中で身につけていくべきさまざまな能力を、個々の子どもの特性に応じて十分に発達することのできるよう、われわれは「健全な教育の場」を提供できているか。

保護者に対して...学校教育の場は、保護者が安心と信頼の下に子どもを預け、保護者をはじめとする地域住民の支持と協力を得られる「地域の文化・教育の拠り所」となりえているか。

次世代に対して...同一年代に生まれた子ども集団(コホート)は、各地域でどのような学習集団を形成しながら育ち合い、それが次の段階の学習集団に再編され、それを数回繰り返しながら、どのような「次の時代の空気(次世代の教育についての人的環境)」を作りつつあるか。

このような中・長期的な捉え方は、たとえば10年の教育改革期間を特段に設けても、直ちにその効果が目に見えて現れてくるようなものではないかもしれない。けれども往々にしてさまざまな教育施策にはこうした中・長期的視点が希薄である。たとえば2～3年間の重点化によって予算がつき、それに依りて立ち上げられた事業が、事業年度内の「報告書効果検証」のみで打ち切りとなり、また次の施策が繰り出され予算化され効果と課題が報告され...といったことが繰り返される。そのような循環的施策疲弊ともいえるべき流れの中で、われわれの教育問題は解決するどころか、深刻の度を増してきているように感じられてならない。

そのような意味で高知県において10年間という比較的長い中期のスパンでこうしたこうした教育課題に取り組まれたということは、そのこと自体に大きな意味があり、評価さ

れるべきことである。その「効果」についてはさらに大きな関心が寄せられるのも当然のことであろう。具体的な政策の数値的評価については別に記述され分析されるとのことであるので、ここでは「いじめ、校内暴力、不登校、中途退学等の教育課題」へのこの10年間の取り組みについてその一つ一つを具体的に取り上げて分析することではなく、先に掲げた中・長期的な視点から全体的に検証し、今後の進むべき方向性について、予防的・長期的な視点から考察してみたい。

B.「学校評価」についての一つの分析からー子どもの内面をとらえる学校・教師の“アンテナ”は大丈夫だろうかー

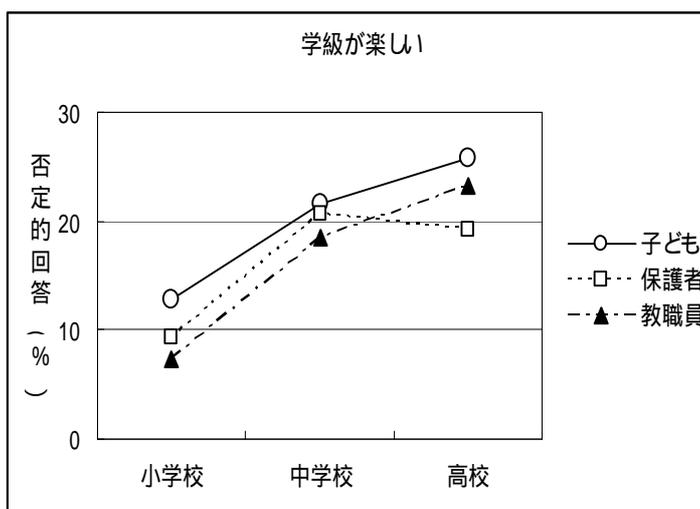
まず「土佐の教育改革」の評価にかかって平成17年度に実施された学校評価のうち、本稿にかかわる基本的な部分についてふれておきたい。この学校評価では4つの共通評価項目（学校への満足度 子どもの元気度 学校の開かれ度 学校教育への期待）が取り上げられている。「子どもの元気度」にかかわるもののうち、できるだけ学校種に共通しており、かつ子ども自身 保護者 教職員の3者の比較が可能であるという視点から、2つの項目を取り上げて、その結果について考えてみたい。回答はいずれの場合も、肯定的な2段階（1. そう思う 2. ややそう思う）と否定的な2段階（3. あまり思わない 4. 思わない）の4段階であるが、ここでは否定的な2段階（段階3および4）の合計%を用いて検討した。

「学級を楽しいと感じているか」について否定的な回答の割合

子ども自身“学級を楽しい”と感じている者の割合、また“子どもが学級を楽しいと感じているであろう”と推測する保護者や教職員の割合が、全学校種を通じて7割を超え、学級は総じて楽しい場になっていると評価されていたと言える。

しかし学級を楽しい場として感じられない子どもの割合が年齢とともに増えていくこともまた一方の事実である。さらにそのことをめぐる子どもと保護者と教職員との「感受性」に若干のズレがあることにも注目しなければならない。ここに示した図はそのことを示している。

小学校（4～6年生）時代に比べ、高校生では自分の学級を楽しいと感じられなくなる子どもの割合は倍増する。保護者や教職員が日々子どもたちの様子を見ながら、子どもたちのそうした気持ちを押し量りつつ評価したその割合も、



ほぼ子どもの比率の上昇に添う形となっているが、いずれの学校種においても、大人の把握は子どもを下回る。とりわけ義務教育段階（小学校および中学校）における教職員の“感

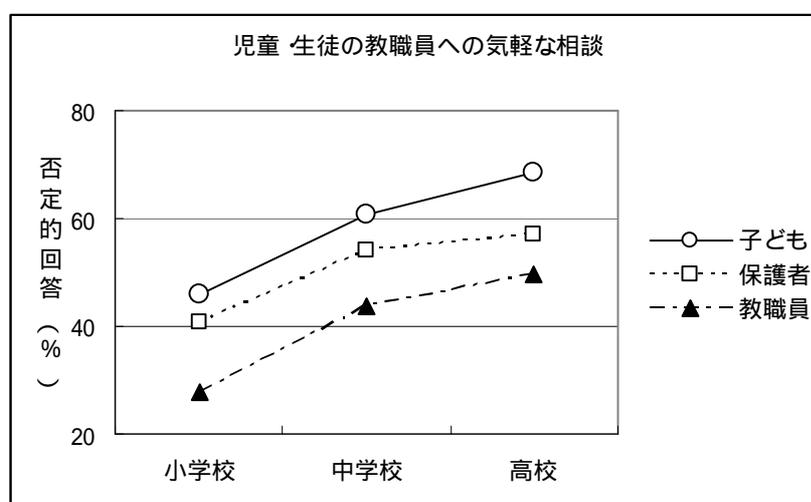
受性”が保護者を下回っているのはなぜだろうか。小・中学校段階の保護者は心配性であり、逆に高校になると保護者の子どもの様子に対する感受性は鈍るのだろうか。

このデータだけでは結論が出せないが、こうした“子どもの感じている学級の空気”と、大人たちが捉えている子どもの内面との間にどのようなズレがあるのかを、きめ細かく見ていく作業を継続していくことが、生徒指導・教育相談の方策を考える上で欠かせないデータであろう。

「悩みや困ったことを教職員に気軽に相談できるか」についての否定的な回答の割合
学級や学校を楽しみと感じられないとき、子どもの中には具体的な悩みや問題があったり、あるいは何かモヤモヤとした不全感を抱えていることが多い。それを実際に話すかどうかは別として、「話そうと思ったら話せる相手、そしてもし話せばきっと一生懸命に聞いてくれて自分のことをわかろうとしてくれたり自分の味方になってくれたりする、そんな相手が、自分にはいるのだ」と思えるかどうか、それがピンチに陥る手前の子どもの学校での適応を支えている。

そういう観点からすれば、この評価項目は本稿にとって非常に重要なものといえる。端的に言えば、子どもは、そして保護者は、いざというときにどのくらい担当が頼りになると思っているのか...ということの一端を伺うことができるものであり、生徒指導や教育相談がほんとうに子どもに届いているかどうかを検討する際にもっとも重要な視点ともいえよう。結果は図に示したとおりである。

小学校高学年から中・高生を対象としているので、この時期の子どもたちにとっての悩み事の相談相手が必ずしも教師ではなくするという事情は勘案しなければならないが、それにしても、ここに示された子どもたちの否定的回答の割合



(特に小学生での否定的回答が45.8%)は、少し深刻に受け止めてられもよいのではないだろうか。もちろん一方で、「学校や先生はあなたたちの意見や希望を聞いてくれますか」といった質問への肯定的回答は小学生で77.5%、高校生でも50%近くと高く、子どもと教師との対話的關係がまったく悪いというわけでもないであろう。

しかしながらこうした「気軽な相談相手としての教師」という位置づけが子どもにおいてやや否定的であるという傾向に加え、図からはもう一つの重要な傾向が読み取れる。そうした子どもの内面については同じように高い割合で保護者も教師も認知しているが、教師自身のこの傾向に関する“感受性”は保護者よりかなり低いという傾向である。この傾向も先に「学級を楽しみと感じているか」で指摘したように、義務教育段階における

方が顕著である。

たった2つのアンケートデータから極論することは避けたいが、「子どもたちの発するサインを見落とさない体制づくり」や「温かい雰囲気のある学級・学校づくり」という取り組みが実のあるものとなるためには、子どもたちや保護者が学級をどのように感じ、先生をどのような存在として見ているかを捉える感覚を鍛えることがまず必要である。子どもの内面に関わる、そして学級経営の根幹に関わるそのような感受性について、学校や教師の側のアンテナを点検・評価しながら取り組みを継続していく必要があるだろう。

C.「土佐の教育改革（ 期）取り組み一覧表」の関連施策について（その1）

不登校への対応（いじめ・不登校などへの対応）を中心に

「不登校への対応（いじめ・不登校などへの対応）」にかかる具体的項目として「教育相談体制の充実」が掲げられており、県教委の具体的な取り組みの対応方針に、次の5つが挙がっている。

- (a) 教員研修の充実
- (b) 子どもたちによる相互支援活動の育成
- (c) 適応指導教室や民間活動への支援
- (d) 子どもたちの発するサインを見落とさない体制づくり
- (e) 相談体制の充実

これらの取り組みは児童生徒支援課および心の教育センターによって推進された。取り組みの具体的内容をみると、いずれも必要不可欠なものばかりであり、その実績・データについても、取り組み一覧表中に示されているとおり、多くの事業で量的な拡大段階を経て、精選・洗練の上、質的充実をめざす段階に入ったといえよう。

平成12年度に教育センターを改組して開設され、平成15年度より分離独立して設置された「高知県心の教育センター」の活動は特色あるものであり、県内の「心の教育」を推進する中心機関として位置づけられていることは、全国的にも先進的な在り方であり高く評価できる。開設当初から「対処的な視点」と「予防的な視点」をもち、さまざまな研修講座を開催するほか、本課と連携し、前者については「教育相談の充実」「ネットワークの充実」をめざした諸事業を展開し、後者については「温かい雰囲気のある学校づくり」「サインを見落とさない体制づくり」を実施してきたようだ。

これだけ広範な事業展開を一元的に運営できることは大きな魅力でありメリットであるが、その実現可能性がスタッフの人員体制にかかっていることは言を待たない。特に予防的視点を充実させるためには、教育現場との緊密な連絡・連携体制 幼稚園・保育所から高校までを含んだ幅広い年齢への対応 点としてのイベント的の事業を超えて継続性のある線あるいは面としての事業展開 が必要となろう。そのためにはセンタースタッフの充実とともに、非常勤の専門スタッフ、ボランティアスタッフなどさまざまなスタッフの層的展開やネットワーク形成が不可欠である。高度な専門性をもって対処的視点からの対応を恒常的にあるいは緊急的に行うスタッフとしてのカウンセラー・臨床心理士の充実が不可欠である。同時に予防的視点からの支援を充実させていくためには、ピア・サポー

ト活動で取り組んできたように、子どもたち自身をピア・サポーターとして養成したり、大学生や市民ボランティア・スタッフを充実させたり、あるいはそうした活動に保護者を積極的に巻き込んでいったり...といった活動をさらに進めていくことが必要であり有効であろう。

心の冒険教育活動もユニークな取り組みであり、より多くの学校が新学期のオリエンテーション等で活用することによってグループエンカウターの効果を期待することができるだろう。特に「ことば」で自己開示することが困難であったり抵抗があったりする子どもたちに、「身体」を通じた“ふれあい”をきちんとした枠組の中で経験させることは、現代的に重要な意味をもっている。もちろんそのことは体育祭やクラス対抗の競技会等の行事でも可能なわけであるが、その前段階として、冒険活動のメニューが有する「新奇性(経験したことの無さ)」を活用し、専門的な指導を行うことによって、カウンセリングの原理の中で仲間関係が促進される効果が期待される。

最後に「いじめ・不登校等への対応」にかかる施策の中で、養護教諭に関する記述が少ないことが気にかかる。「心の教育センター」による教育指導資料においては保健室は「心と体のターミナル」と位置づけられており、その実践的活用例等も紹介されている(平成13年度「心の教育指導資料」、平成14年度「心の教育実践事例集」)。平成16年度には養護教諭を対象とした相談活動研修講座も開催されている。大切なことは、心の教育に関する養護教諭の独自の専門性を高めていくことと同時に、その専門性を十分に認識し活用し連携していく視点と力量を管理職はじめ教職員集団全体がもつということである。折りしも食育や生活習慣の確立が、心の安定や学習態度の基盤形成に重要であることが認識され始めたところである。予防的・対処的の両視点から、養護教諭の専門性の向上、校内理解、連携、配置の充実が望まれるところである。

D.「土佐の教育改革(〃 期)取り組み一覧表」の関連施策について(その2)

その他の中・長期的視点の取り組みを中心に

この項では「土佐の教育改革」において実施された取り組みのうち、生徒指導・教育相談に中・長期的に関連すると考えられる施策を取り上げて考察する。本報告書の他の部分においてふれられ重複している項目もあると思われるが、ここではあくまで「心の教育」の視点から検討してみたい。

幼(保)・小・中・高の連携教育について

生徒指導・教育相談に関わっていつも感じることは、現在問題となった事例に関わる教師が、これまでその子どもに関わった出身校(園)の担任等と「本気で話をする」ということがあまりに少ないという事実である。単に情報収集ということだけではなく、その子どもに本気で関わろうとする者として、それまでその子を間近で見てきた複数の人々と、その子に関する「物語」を共有しようとする努力は、指導上、たいへん有効な方法である。

一人の子どもを継続的に見ていくということだけで考えると、転勤というシステムはたいへん不都合であるが、そういう不利な状況を超えてこうした学校種間の連携が図られるためには、そしてまた、問題を抱えてしまった事例への対処的視点だけではなく、各地域

で一貫してサポートティブな生徒指導・教育相談体制が図られていくという予防的視点のためにも、連携教育は重要な意味をもっている。

しかしながら「土佐の教育」では、連携教育は主に学力向上という視点から取り込まれたように見受けられる。異校種間の合同研修などの機会も設定されたようだが、具体的な取り組みの前段階として意識改革がまず図られたのであろう。とりわけ幼（保） - 小というところが具体的に見えてこない。小 - 中では、その取り組み例の中に「小中連携個人カルテの作成」といったものもあるが、生徒指導・教育相談という観点からの取り組みではなさそうである。

こうした幅広い年齢の教育的連携は、要するに「長期にわたる子どもの人格形成」に関わる視点からの事業の中に含まれるとも言えるので、次の「豊かな心を育む教育の推進」という柱の中で中心的に実践されていると思われるが、生徒指導や教育相談にかかる予防的な視点が施策的に最初から意識されていることが必要であると考ええる。

豊かな心を育む教育の推進について一心の教育と「ことば」

この柱の中では、文化・自然・社会体験活動を通じた「生きる力」の養成、体験活動における社会との交流（コミュニケーション）を重視する観点からのキャリア教育あるいはインターンシップの重視、「文化浴」など芸術文化に早期からふれるアート・スタート的な情操教育事業、読書を通じた親子ふれあい活動など、多くの試みがなされている。

道徳教育、人権教育の試みも充実した内容で実施されており、これも心の教育における「予防的視点」から非常に重要な施策であったといえる。その大きな理由は、道徳あるいは人権といったものは、いずれも“目に見えない”ものであり、「ことばによって在らしめる」ものだからである。したがってこれを育てるということになれば、何よりも「ことばが届く」子どもであることが前提となる。昨今、生徒指導上の問題を抱えている中高生の指導担当者からよく聞かれる悩みは「子どもに（指導の）ことばが届かない」ということである。

ことばは、現実には目の前に無いものや、抽象的にしか存在し得ないものを概念として頭の中に出現させ、これに現実味を与える力をもつものである。そういう意味でことばの力はいわばファンタジーの力である。このファンタジーとしてのことばは、遠感覚である視覚や聴覚と深い関係をもっており、それゆえに学校教育は、視聴覚的な教材世界をフルに活用しながら、それを言葉でもって繋ぎ合わせ、子どもを次第に具象の世界から抽象の世界へと導くように進められてきたはずである。図はそのような言語がどのような感覚世界との関連で発達的に出現し、それゆえに子どもの言語の「質」が何によって支えられているかについて仮説的に示したものである。（肥後(2003)を改変）。

ここでいう遠感覚である視覚や聴覚は、刺激源とその受容器が比較的離れていても感覚情報を受け取ることができ、逆に近感覚である嗅覚や触覚あるいは味覚は、自分の身体を近寄せて感覚情報を取得するという側面を持っている。発達の順番として考えるならば、子どもは上の近感覚型から下の遠感覚型へ向かって発達する。この二つの世界が交わるころに言語発達、つまり、音声言語が出現することになる。近感覚型の世界はリアリティーすなわち「実の世界」に根ざしており、遠感覚型の世界は、先に述べたように虚、つまりファンタジーの世界に開かれている。子どもの能力はこの実の力から虚の力まで及んで

いるわけで、教育の中ではその両方の世界の力を育てる必要がある。しかし発達の順序性ということからいえば、リアリティーの世界を基礎にして生まれてきた音声言語が、やがてファンタジーの力の源泉となってその後の学習の世界を支えていくということになる。



「このごろの子どもはパソコンなどのバーチャルな力(ファンタジーの力)は強くなったけれども、実際に何かをする力(リアリティーの世界)が育たない。だから、生きる力を育てることをしなければならない」とよく言われるが、それは本当だろうか。今、起きている教育問題の相当部分は「リアリティーが弱ったことによって、ファンタジーも弱っている」ことを指し示している。「こんな事件が本当に起こるのか」と私たちが驚くような事件は、リアリティーとファンタジーが混同されたところにその特異性があるように思われる。中学のころ仲がよいと思っていた女の子に、高校に入ってから冷たくされたように思って、その子を刺してしまうといった事件では、彼の中で作り上げたファンタジーの世界がリアリティーの世界に流れ込んで、そこで事件が起こってしまったのではないだろうか。よく言われるところの学力低下の問題も、ファンタジーの世界の弱体化として考えることができる。学力の世界は先に述べたように抽象的、概念的な世界を常に志向している。小学校段階でもたとえば「時速 30 キロで 60 キロの道のりを行くと何時間かかるでしょう」という問題は、一見リアリティーの世界を扱っているようでありながら、 $60 \div 30 = 2$ という式では、走り始めた途端に時速 30 キロ出しており、着いたときも時速 30 キロ出ているという「架空の世界」の出来事を数式化していることになる。

言われているように、今の子どもたちのバーチャルな力=ファンタジーだけが伸びるといことはありそうもないことだ。ファンタジーはリアリティーの世界に根差し、そこを母体として生まれてくるからである。リアリティーを欠いた日々の生活から生まれた中途半端なファンタジーが、ファンタジーとリアリティーの混同したような問題を引き起こす

ようになった、それは学力低下の問題とも実は通底している...そう捉えるのが、恐らく現状の教育問題を考えたとき、よりの確な視点になるのではないだろうか。

本稿のテーマである子どもの心の健康、心の安定もこうした「言葉の出現を支えている土台」からもたらされるものである。このように、心の問題 ことばの問題 学力の問題は繋がっている。次期の学習指導要領の柱となる「ことばの力」を実施していくことの意味は、このような文脈において生徒指導・教育相談の問題と関連させて理解されなければならない。そうでないと、「実」の伴わない「虚」の言語力だけがますます膨らんでいくことになり、子どもの心の問題についての明るい見通しがもてなくなるばかりか、真の学力もやはり伸びていかないという結果を招きかねない。

E. おわりにー生活者教育を基盤にした「心の教育」を

「土佐の教育改革」の取り組みの中では、生涯学習課や幼保支援課を中心に家庭教育相談研修講座、家庭教育サポーターの委嘱、子育て支援センター事業の推進、などが実施されている。これらは非常に重要な取り組みであるが、ともすると「講座開設型」の事業になりがちでもある。また当然のことであるが、現在の対象者（妊娠中、子育て中の親や家庭）を中心とした事業となる。中・長期的に重要な問題は、中学生や高校生に対して、思春期以降に「親となっていく自分」についての教育があまり重視されているようには見受けられないことであろう。ここに高校教育の取り組みが無い限り、こうした問題は本質的に変わっていかない。現代の学校教育は、いや家庭教育さえも、子どもたちにいつまでも「学習者」であるかのような錯覚を与え続けてきた。子どもたちは「生活者」になっていくことができないでいる。Neet と名づけられたものも、要するに「生活する者」としての育ちの機会を失ったまま「学習者」として行き詰ってしまった状態を指すのではなからうか。その責任は子どもにあるのではない。

このような視点に立つとき、「土佐の教育改革」において「生活リズム改善」の取り組みが成されたことは注目に値する。これは親子を巻き込んだ「生活者教育」の基本として位置づけられるからである。そこには失われた生活文化や生活習慣、暮らしの「共有」の問題への道筋が見えるからである。もう一度、乳幼児期から、親子が、家族が、地域の人々が、食事を共にする(先の図で言えば食事に含まれる近感覚の共有から出発する)というごく単純な「当たり前」を大切にすること、そのような取り組みに象徴される教育施策が、遠回りのようでありながら実はもっとも中・長期的かつ予防的に重要な教育の基盤であり、これを造りなおすことがとりもなおさず学校教育における子どもの心の問題を解決に導く近道なのだと考える。都会的には一時的な流行であるかもしれない「スローフード」的な要素が、まだまだ実際に生きており活用可能な地域であることを十分に認識しながら教育資源あるいは風土として活用したいものだと考える。

参考文献 肥後功一「通じ合うことの心理臨床」(同成社 2003)

(8) 高知県の子どもたちを取りまく教育の環境について
 ~ 地域ぐるみ教育の観点から ~

高知大学教育学部
 助教授 内田 純一

< 要約 >

全国に比して県民の深刻な生活状況は、子どもたちの教育環境に好ましくない影響を及ぼしている。この中であって「土佐の教育改革」は、それを留める一定の貢献を果たしてきた。その成果をさらに発展させる方策として、「学校間格差・地域間格差を乗り越える実践への注目」「子どもたちの生活・環境を支える専門職（家）のネットワークづくり」「地域ぐるみ教育の担い手養成に留まらないフォローアップの実施」「地域をつなぐ職員・機能の維持・発展」などを提案した。

ア 学校間格差・地域間格差を乗り越える実践への注目を

次の表は、高知県内A市におけるB小学校とC小学校、X中学校とY中学校のCRT結果及び就学援助割合を示したものである。

算数	B小	C小
3年生	89	77
5年生	91	71
6年生	89	66
就学援助率	22.5%	47.1%

数学	X中	Y中
1年生	62	49
2年生	55	48
3年生	47	44
就学援助率	32.2%	51.9%

この表から推察できることは、学力に関する学校間の格差が生じていることと、就学援助率の高低にみられる学習環境条件が、学校間格差にとっての何らかの要因又は背景として無視できないということである。

高知県において、就学援助（学用品費、医療費、学校給食費等）を受けている児童・生徒の延べ数及び一人あたりの補助金推移は、右表の通りである。

ここからは、就学援助を受ける児童生徒延べ数が年々増加傾向にある一方で、一人あたりの補助金額は、年々減少していく傾向を見ることができる。こうした数値をみる限り、子どもたちを取り巻く教育環境は年々その厳しさを増していると推察することができる。

高知県における就学援助児童生徒の延べ数及び一人あたりの補助金額の推移		
平成12年度	19,447人	6,421円
平成13年度	20,345人	5,866円
平成14年度	21,876人	5,351円
平成15年度	23,198人	4,674円
平成16年度	24,784人	4,357円

一般に就学援助の問題は、保護者の経済状態の反映でもある。経済力を示す指標である「県民所得」「県民総生産額」（いずれも平成14年度）は、全国比で43位、46位と奮わない。一方で「生活保護被保護実人員」（平成14年度）の割合は、人口1000人あたり17.8人、全国3位と高率となっている。さらに、昨今発表された県内有効求人倍率は0.49で、全国的には景気回復が叫ばれている中であって、その値は全国の半分にとどまっている。加えて自治体の力を示すと言われる「財

政力指数」(平成15年度)は全国最下位である。

全国水準でみても極めて下位に位置する県内・県民の生活状況が、社会的・経済的に弱い立場にあり発達途上の子どもたちの教育環境に深刻な影響を及ぼすことは、容易に察しのつくところである。

ところが、教育に関するいくつかの指標を検討してみると、高知県の特徴は、全国的にみれば決して上位にあるとは言えないが、おおむね平均か少し下ぐらいに位置していることが分かる。例えば、県小中学校課が実施した「学力定着状況調査」(16年度)の結果では、国語教科総合得点率について「小学5年生までは全国と同じかやや上回っている。小学6年から中学3年までは全国を下回っているが、全国との差はほとんどなく、全国とほぼ同等で推移する」と述べられている。「生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)の不登校児童生徒数の割合をみても、全国平均を僅かに上回っているものの、小学校・中学校ともに年を追ってその割合が下がってきている。このような見方は、やや楽観的過ぎるかもしれないが、生活・教育環境における劣悪さを考えてみたときに、教育に関するこのような指標が、この程度で留まっているのは、「土佐の教育改革」をはじめ、教員、保護者、地域住民の努力の賜ではないかと考える。

このように考えたとき、「土佐の教育改革」の今後の方向性の一つは、学校間格差や地域格差とその克服に注目していく必要があるということである。生活・教育環境の悪さを抱えながらも、それを補って、教育の成果を生みだしてきている実践を深く検討(ケーススタディ)していく中に、多くのヒントがあるように思う。

例えば、室戸市は、生活保護法に基づく生活保護率(年度平均保護人員/人口×1000)が実に45%に及ぶ(平成15年度)地域であるが、子どもたちの学力調査等の結果については、年々上昇傾向にあるということであった。室戸市では、「土佐の教育改革」当初から常に学校と地域・家庭が一体となった教育環境づくりが目指されてきた(『実践事例集』:佐喜浜中学校「人づくりは、町・地域づくり」、市内中学校及び県立室戸高等学校「連携教育で地域の発展に貢献できる人材の育成を」、室戸岬中学校「学力向上に向けて～課題別選択学習～」、日南小学校「ゆたかな心もち、進んで実践する子を育てる」、室戸東中学校「地域の人材を活用した授業づくり」など)。そこでは、子どもたちが地域や暮らしをベースにしながら基礎・基本と体験を一体的に学習していくとともに、保護者や地域住民、行政職員自らも、学校での取組と関わることや公民館等での取組を通して、教育について参加し、考える機会を数多く持っている。そうした中で、教員も、単に一般的な方法で資質を高めていくだけでなく、子どもや地域の実態を理解し、それに即して教育実践を展開していく省察型の資質を地域の中で自ずから高めていっている。「土佐の教育改革」の重点の一つは、教員の資質向上ということであり、冒頭に示したA市のX中学校とY中学校の数値からは、学年が上がるにつれて数値が下がっている点、そこに教員側の問題があると言えるが、室戸の実践を検討することは、教員の資質向上を考える上でも有益だと考える。

また、教育委員会としても、地域教育推進協議会の中に、家・学・社連携部会、学校教育部会、社会教育部会を設置するなど、地域ぐるみの教育条件(社会関係資本の蓄積)を組織していったと言える。県内で最も高い生活保護率を抱えながらも、子どもたちをとりまく教育環境を悪化させない秘訣はどこにあったのか。その秘訣を掘り起こす広げていく施策はまだ十分とは言えない。

イ 子どもたちの生活・環境を支える専門職（家）のネットワークづくりの必要

佐川町では、2000年度から、教員資格をもっている住民を学校に派遣するティーチャーズヘルパー事業が開始されている。この事業は、職員会議で対象の生徒について話し合い、共通理解を図る。対象生徒及び保護者の承認を得て、別教室で学習する。教材は、学年団の教員とヘルパーが相談して準備する。学習内容は「四則計算の力、書く力、読む力」等を主としている。

こうした取り組みが始まる背景として、「地域の子どもは地域で育てる」自覚を高めた活動として「子ども支援ネットワーク」の存在がある。ネットワークのメンバーは、民生児童委員・主任児童委員や保健士・福祉関係者・或いは福祉事務所・児童相談所・警察の補導職員または教育委員会・保育園・学校等で、子どもの生活・環境を支える専門家で構成されている。そこではそれぞれが連携し情報交換をしながら、学校の問題だけでなく、子どもたちの抱えている生活・環境問題に対して地域全体で対応している。

実際にサポートに携わっているメンバーの話によれば、児童虐待や不登校などの学習会を地域住民向けに組織していく一方で、自分たち自身は、カンファレンスやケース検討会を生活現実や地域の間人関係などを含めてきめ細かく実施することで、「サポートする側が常に自身を高める努力をしていないと、真のサポートは生まれない。様々な困難を乗り越え、受け身の人生から主体的な人生の創造にむけて援助していくことこそが、サポートの本来の姿だ」と考えるようになったということだった。ここには、サポートする人される人という固定的で受動的な関係性を乗り越え、地域で暮らしづらい思いをしている人々に関わりながら、地域ならではの当たり前前の暮らしづくりをめざす活動を通して、人間理解、人間関係理解を深め広げるための内発的な教育実践が生み出されてきていることを確認することができる。

子どもたちをとりまく教育環境を悪化させない取り組みは、「土佐の教育改革」をきっかけとして県内各地に様々な形で登場してきている。総じてそれは、単に悪化させないという現状維持型の取り組みに留まらず、もっと良くしようという創造型の発想に至ったときに、より大きな力となってあらわれてくるように思われる。

ウ 地域ぐるみ教育の担い手の養成に留まらないフォローアップの必要性

佐川町同様、中土佐町久礼における「家庭教育サポーター」の活動も同様に広がりを持ってきている。久礼地域を中心として活動するサポーターたちは、子どもたちへの読み聞かせ活動などを実践する一方で、小学校における母親委員を励ましたり、中学校における生徒のさまざまな相談者として活動するなど、「子どもの心に寄り添えるまちづくり」「一人一人が大切にされるまちづくり」を目指し、より深刻な家庭環境に置かれた子どもたちの支えとなって親身に活動している。

昨年度には、日頃の活動をもっと多くの人々に知ってもらい、地域ぐるみのよりよい家庭教育サポートのあり方を探るためのシンポジウム『なかとさの子育ては今どうなっっちゃうろう』を2回開催するなど、地域に広がりを作ってきている。このシンポジウムでは、町長もシンポジストとして発言したり、保育所の園長、PTA会長、子どもの居場所づくり活動に取り組んでいる住民など、多くの人々が、日頃の悩みも出し合いながら、自分が目指す中土佐町久礼地域の姿を語り合った。子育てや教育問題に関する講演会や学習会を

実施すると、「こういう会に参加して来ない人に問題がある」といった発言を耳にすることが少なくないが、今回のシンポジウムでは、そのような発言は全く出ることがなく、地域で子どもを育てるということを一人一人が自分自身の問題として（反省も含めて）考える機会になっていた。まさに、家庭教育サポーターたちの取り組み姿勢が現れた取り組みであった。

「家庭教育サポーター」の養成は、「土佐の教育改革」を呼び水とした県教育委員会の事業である。中土佐町久礼地域の実例に見られるように、サポーターたちは、一定の役割を果たしていると思われるが、少し辛口に言えば、養成はしたものの、その後のフォローアップという点では、十分でないように思われる。実際に活動の交流や意見交換を望んでいるサポーターは多いと推察される。中土佐町久礼地域の活動が、広がりを見せているのは、佐川町での実践と同様に、サポーター自身が常に学ぶ姿勢、活動のふり返りに対して自覚的であるからであり、その意味で、養成のみに留まらないその後の取り組みが、これからの大きな課題であるといえる。

エ 地域をつなぐ職員・機能の維持・発展させる必要性

佐川町における専門職（家）集団のネットワークづくりにしても、中土佐町の家庭教育サポーターの活動にしても、そうした活動を支えるために、地域教育指導主事の果たす役割にはたいへん大きなものがあつた。とりわけ中土佐町では、家庭教育サポーターが行う個別の活動（小さな事実）を、学校をはじめ、子どもたちの教育環境を悪化させまいと活動する人々に結びつけ、解決していく上で、地域教育指導主事の存在は不可欠であつた。

地域教育指導主事制度に関するある先行研究は、「学校と家庭・地域の連携施策をそれぞれの地域の実状に即して具体化する際の推進役（リーダー）として機能していると言える」と述べているが、中土佐町の事例を見る限り、推進役以上に、引き立て役の機能を果たしていたのではないかと思われる。それは、個々バラバラに行われていることや、一見関係ないと思われることを横につないで、公共的な課題へと引き上げ、どれだけ多くの人を巻き込みながら、その問題解決を図っていくか。その仕組みを作っていく機能である。こうした機能は、本来、社会教育行政や公民館等の社会教育施設、社会教育関係団体やNPOなどが担っているものであり、地域教育指導主事制度が廃止された今、それを引き継ぐものとして、あらためて社会教育関連施策への重点が置かれる必要があると思われる。

オ 中央部の課題に応える

本報告では、室戸市、佐川町、中土佐町を例に挙げた。もちろん、子どもたちの教育環境において深刻な課題を抱えているのは、高知市をはじめとする中央周辺部であることは言うまでもない。「土佐の教育改革」は、この地域の教育問題の解決なしに完結しない。その意味で、今回提示した「学校間格差・地域間格差を乗り越える実践への注目」「子どもたちの生活・環境を支える専門職（家）のネットワークづくりの必要」「地域ぐるみ教育の担い手養成に留まらないフォローアップの実施」「地域をつなぐ職員・機能の維持・発展」への取り組みは、単にある地域の事例として検討するのではなく、中央部の課題解決を見据えて計画・実施されていく必要があると考える。

(9) 高知県の子どもたちを取りまく教育の環境について

～子どもたちの生活の現状から～

子どもたちの生活課題と問題改善の提言

1点突破、全面改善の知恵

早稲田大学 人間科学学術院

教授 前橋 明

<要 約>

わが国では、子どもたちの学力低下や体力低下、心の問題の顕在化が顕著となり、各方面でその対策が論じられ、教育現場では悪戦苦闘している。子どもたちの脳・自律神経機能低下、不登校や引きこもりに加えて、非行・少年犯罪などの問題も顕在化しており、それらの問題の背景には、幼少児期からの「生活リズムの乱れ」や「親子のきずなの乏しさ」が見受けられ、心配している。

高知県の子どもたちが抱えるさまざまな問題も、生活実態を分析すると、幼少児期からの「生活習慣の悪さとそのリズムの乱れ」や「家族のコミュニケーションの弱さ」が浮き彫りになった。結局、子どもたちの睡眠リズムが乱れると、摂食のリズムが崩れて朝食の欠食・排便の無さへとつながる。その結果、朝からねむけやだるさを訴えて午前中の活動力が低下し、昼夜の体温リズムが乱れてくる。そして、ホルモンリズムが乱れて体調不良になり、さらに、精神不安定に陥りやすくなって、行き着くところ、学力低下、体力低下、心の問題を抱える子どもたちが増えていく。

それらの問題の改善には、ズバリ言って、大人たちがもっと真剣に「乳幼児期からの子ども本来の生活」を大切にしていけることが必要である。(1)夜型の生活を送らせているのは、子どもたちが朝から眠気やだるさを訴えるのは当然である。(2)睡眠不足だと、注意集中ができず、また、朝食を欠食させているとイライラ感が高まるのは当たり前である。授業中にじっとしていられず、歩き回っても仕方がない。(3)幼いときから、保護者から離れての生活が多いと、愛情に飢えるのもわかる。親の方も、子どもから離れすぎると、愛情が維持できなくなり、子を愛おしく思えなくなっていく。(4)便利さや時間の効率性を重視するあまり、徒歩通園から車通園に変え、親子のふれあいや歩くという運動量確保の時間が減っていき、コミュニケーションが少なくなり、体力低下や外界環境に対する適応力が低下していく。(5)テレビやビデオの使いすぎも、対人関係能力や言葉の発達を遅らせ、コミュニケーションのとれない子どもにしていく。とくに、午後の運動あそびの減少、ゲームの実施やテレビ視聴の激増が生活リズムの調整をできなくしている。

それらの点を改善していかないと、高知県の子どもたちの学力向上や体力強化は図れないであろう。キレル子どもや問題行動をとる子どもが現れても不思議ではない。ここは、腰を据えて、乳幼児期から親子のふれあいがしっかり持てて、かつ、身体的にも、知的面にも良いことを努めて実践していかなばならないだろう。

<本 文>

ア はじめに

一見すると、子どもたちの生活は豊かになったように見えるが、その実、生体バランスは大きく崩壊し、自然の流れに反する形で生活のリズムが刻まれていくのを見過ごすことはできない。心とからだには密接な関係があって、身体の異常は精神の不調へと直結して

いく。だから、現代の子どもの問題は、心とからだの両面をケアして、できうところから解決していかねばならない。こういう点を疎かにしてきた大人には、猛省が必要である。

なかでも、休養面（睡眠）の乱れの問題は深刻な問題である。短時間睡眠の子どもは、翌日に注意集中ができないという精神的な疲労症状を訴えることが明らかにされている。幼児期には、夜間に少なくとも10時間以上の睡眠時間を確保させることが欠かせない。子どもは、夜眠っている間に、脳内の温度を下げて身体を休めるホルモン「メラトニン」や、成長や細胞の新生を助ける成長ホルモンが分泌されるが、今日では、夜型化した大人社会の影響を受け、子どもたちの生体のリズムは狂いを生じている。そして、不規則な生活になると、カーッとしたり、イライラして集中力が欠如し、対人関係に問題を生じて、気力が感じられなくなる。つまり、生活リズムの崩れは、子どもたちの体を壊し、それが心の問題にまで影響してくるのである。

そこで、高知県の子どもたちの生活習慣とそのリズムの実態をみて、問題と思われる点を抽出し、それらの改善策を考えて、子どもたちの心身の健全育成のための提案をしてみたい。

イ 高知県幼児の生活実態

夜型の社会・遅寝遅起きの生活のせい、睡眠不足で、毎日、朝から疲労症状を訴えている子どもたちが増えてきた。夜の11時を過ぎてファミリーレストランに行くと、幼児の姿をしばしば見かけるようになった。居酒屋やカラオケボックス等でも、また、夜中のコンビニエンスストアでも、さらに、夜間のレクリエーションやスポーツ活動の場にも、保護者に連れられている多くの幼子が目につくようになった。

親が、子どもを夜型の生活に巻き込むと、子どものからだや心にその影響が出てくる。朝から疲れている子、ねむけとだるさを訴える子、元気がなくて外で遊べない子、あるいは、部屋の隅でフニャーとしている子など、あまりにも疲れている子がたくさん出てきた。育児の基本である「早寝」が、大変困難になっている。

2004年・2005年の調査では、高知市内の5歳児で、保育園の子どもの平均就寝時刻は午後9時46分と午後10時に近い状態であった。ちなみに、午後8時台に就寝している幼児は23.1%、全体で2割程度しかいなかった。また、日本全体でみると、4割を超える幼児が午後10時を過ぎてから就寝しているなか、高知市内では61.5%（5歳男児）、野市町では49.4%（5歳男児）、室戸市では40.0%（5歳女児）が該当し、ますますの夜型化が懸念された。たとえ、夜型社会になったといえども、幼児であれば、午後9時頃までには就寝できるよう、保護者の配慮が望まれるところである。なかでも、午後10時以降の活動で、テレビ・ビデオ視聴が最も多かったことより、子どもを夜間のテレビから離すことが必要であるといえよう。

睡眠時間をみると、5歳でいえば、室戸市男児が平均9時間14分と極端に短い。次いで、高知市と佐賀町の男児の9時間24分、芸西村男児では9時間25分、室戸市女児では9時間26分、香我美町男児は9時間27分と睡眠時間は短かった。先行研究において、「9時間程度の短時間睡眠の幼児は、翌日に精神的な疲労症状を訴える」ことが明らかにされていることから、睡眠不足が続くと、子どもに精神的な疲労や情緒面・对人的な問題を生じてくることが懸念された。

毎日、朝食を食べている5歳児は、高知市男児でわずか69.2%、高知市女児で76.9%、

芸西村女児で77.8%、野市町男児で77.9%、室戸市女児で80.0%、室戸市男児と佐賀町女児が83.3%、大方町女児84.6%であった。また、朝食の開始時刻が遅いことと食事が少ないことから、朝に排便をすませて登園する子どもが2割を切っている地区は、佐賀町（男女）、大方町（男女）、香我美町（女児）、芸西村（男女）、高知市（男女）、土佐山田町（女児）、室戸市（男児）、野市町（男女）であり、ちなみに、県内の約3割の幼児は、登園前に朝の排便はしていないという結果であった。食事をしても、テレビを見ながらの食事や1人での食事になっており、この習慣は、食事のマナーの悪さや栄養面の偏り、集中力のなさ、咀嚼回数の減少のみならず、家族とのふれあい時間の短縮へとつながっていた。

朝食時のテレビ視聴は、約6割の幼児が行っており、保護者が気にかかる心配事は、「わが子がテレビを見ながら食べること」であり、最多であった。保護者の意識として、テレビを消して食事をすることや、可能であればテレビのない部屋で食事をするといった努力も必要であろう。また、保護者の悩みとしては、共通して「子どもの就寝が遅い」や「朝、起きられない」という睡眠の不足の他に、肥満や偏食、疲労、運動不足を挙げていた。これらは、いずれも生活の中に戸外あそびや運動を積極的に取り入れることで解決できる。つまり、子どもの運動量を増すことで、睡眠のリズムを整えて食欲を増し、それらを習慣化することにより、摂食リズムを改善し、朝、登園してからの心身のコンディションは良好に維持されて生活は充実し、豊かな生活体験の実現につながっていく。

要は、起床時刻や朝食開始の遅れを防止するためには、就寝時刻を現状よりも少しずつ早めていく努力をすることであろう。これによって、前日の疲労を回復し、朝の食欲増進と朝の排便が可能となり、登園後、子どもたちは情緒の安定と対人関係のより一層の充実を図って、活動的に生活を営むことができるようになる。

ウ 幼児・児童・生徒の生活状況とその課題 土佐山田町を取り上げて

土佐山田町の幼児316名（男児158名、女児158名）の保護者と、小学校児童888名（男子441名、女子447名）、中学校生徒402名（男子204名、女子198名）を対象に行われたアンケート調査結果の一部を、図1～図8に示した。

加齢とともに状況が悪くなる項目は、起床時の気持ち（女子）、朝の疲労症状、朝食をいっしょに食べる人の有無、朝食時のTV視聴、夕食時刻であった。幼児期からすでに状況の悪い項目は、就寝時刻、起床時刻、朝食時刻、帰宅後の戸外での運動時間、夕食前のおやつ摂取状況であった。

就寝時刻については、幼児期において午後9時以降の就寝がほとんどであり、午後11時以降の幼児もみられ、起床時刻や朝食時刻の遅延の誘因となっていた（図1）。また、加齢に伴って、平均就寝時刻は遅延していくとともに、小学生以上では、女子は「起床時に気持ちのよい時の方が多い」割合はほぼ減少し、男子は「気持ちが悪い時の方が多い」者の割合が顕著に増加した（図3）。

朝の疲労症状については、幼児では「ねむい」が最も多く、児童・生徒では「ねむい」「あくびがでる」「横になりたい」が多い訴えであった（図4）ことから、睡眠不足や睡眠の質の悪さが推察された。

朝食をいっしょに食べる人がいない者の割合は、小学生以降で学年が進むにつれて増加していったが、すでに幼児においても、いっしょに食べる人がいない者がみられていた（図

5) また、いつもテレビを見ながら朝食を食べている者の割合についても、小学生以降で学年が進むとともに増加したことから、家族でのコミュニケーションの機会が少なくなり、保護者が子どもの朝の体調や気分などを観察したり、確認する機会も減少している近年の状況が懸念された。

帰宅後の戸外運動の時間が全くない者の割合は、幼児期と中学生期が小学生より多く、とくに中学生女子では3割以上であった。また、幼児においても、女兒は約2割の者が戸外での運動を全くしておらず、また、通園方法は車がほとんどであることから体力の低下が危惧され、園や学校での運動時間確保が今後より一層必要であり、そのためにも、運動の重要性についての保護者の理解と協力が必要となろう。

土佐山田町の調査結果からも言えるように、高知県の子どもたちの生き生きとした暮らしづくりのためには、基本として、幼少児期から、子どもたちの就寝時刻を早め、睡眠時間の確保や質のよい睡眠をとる工夫をすること、食事をひとりで食べる回数を減らし、家族とのコミュニケーションの機会を確保すること、戸外での運動時間を増やすこと等が求められた。

エ 生活のリズム

原始の時代においては、地球のリズム、いわゆる太陽のリズムが、即、社会のリズムであった。人びとは、太陽の日が昇る みんな起きて活動し始める 日が沈む ゆっくり休み始めるとい生活をしており、太陽のリズムに合わせて日中に活動していた。言い換えれば、人間は、太陽が出ているときにしっかり活動ができるという生活を送っていた。したがって、太陽のリズムに合わせて効率よく活動できるようからだができあがっていったわけである。

その後、文明が進み、電灯が普及し、活動時間が延びると、社会のリズムが地球や太陽のリズムと合致しない部分が増えてきた。現代では、昼夜を問わずさまざまな勤務体制の仕事が増え、人間の生活のリズムは、この社会のリズムの変化に応じて、さらに変わってきた。しかし、原始から形成されてきた人間の生体のリズムは、そう簡単には変わらない。

夜間のテレビやビデオ視聴に夢中になる高知県の子どもたち、両親の乱れた生活活動の悪い影響を受けている子どもたちは、睡眠のリズムが遅くずれて、生活のリズムと生体のリズムが合わなくなり、ますます歪みを生じて心身の健康が損なわれてきたのであろう。

私たちは、海外旅行へ行ったとき、当然のように時差を感じ、疲れが出て、起きられないという状態になる。遅寝・短時間睡眠の幼児は、時差ボケと同じような不快な感覚を持ちながら、毎日を過ごし、やがて、就学・進学を迎えていく。実際、生活のリズムが悪いと、「日中の活動時に、元気がない」「昼寝の時に、眠れない」「みんなが起きる頃に、寝始める」等の様子がみられ、結果的に、友だちとのかかわりやあそび・生活への意欲、自主性などの面で問題を生じていく。問題は、低体温や高体温という体温異常としても現れてくる。それは、自律神経の調節が適切に行われていないことを物語っている。

また、ヒトが夜に眠り、朝に起きて活動を行うためには、ホルモンの働きがしっかりしていなければならない。夜中には、眠るためのホルモン(メラトニン)が脳内に分泌され、朝には活動に備え、意欲や元気を引き出すホルモン(コルチゾールや エンドルフィン等)が分泌されなければ、眠ることや元気に活動することはできない。これらホルモンの分泌時間のリズムや量が乱れると、脳の温度調節もできず、時差ぼけと同じような症状

を訴え、何をしても全く意欲がわかなくなる。

健康な状態では、睡眠を促すメラトニンの分泌が、午前0時頃にピークとなり、脳内温度（深部体温）を下げてくれるので、神経細胞の休養が得られ、子どもたちは良好な睡眠がとれる。しかし、遅寝遅起きが続くと、睡眠と覚醒のリズムが乱れ、メラトニンやコルチゾール、エンドルフィンの分泌がバラバラになり、体温調節ができなくなる。したがって、朝起きられなかったり、いくら長く寝てもすっきりしなかったりが続く。そして、午後になって、やっとコルチゾールや - エンドルフィンの分泌が盛んとなり、少し元気が出てくる。もちろん、能力としては極端に低下しており、結果的には、疲れやすさや持久力・集中力の低下、疲労感の高まり、ぼんやり、いらいら、無気力、不安、うつ状態を引き起こす。

幼児期には、それらの悪循環の結果が、即、現れないので、保護者の理解がなかなか得られず、難しいところとなっているのが現状である。また、子どもの生活習慣には、保護者自身の生き方や育児の姿勢が表れていることも忘れてはならない。今こそ、子どもの慢性疲労や生活リズムの悪化に歯止めをかける時である。子どもの生活環境を整えて、規則正しい生活リズムを作り、子どもの精神的安定を取り戻すことが急務である。

オ 子どもの体温研究からの知見

子どもは、生まれてから3日間ぐらいは、比較的高温の時期が見られ、だんだん下降して、100日を過ぎると、およそ37 からそれ以下となり、120日ぐらいで安定する。そして、2歳頃より、生理的な日内変動が見られるようになる。もちろん、個人差はあるが、3歳頃になると、多くの子どもは体温調節がうまくなって、その後、集団での活動や教育の場に参加できるようになる。

また、体温は、生体リズムにしたがって1日のうちに0.6~1.0の変動を示し、日常生活では、一般に、午前2時~4時の夜中に最も低く、午後3時~5時の昼間に最高となる一定のサイクルがある。このような日内変動は、ヒトが長年にわたって獲得した生体リズムの1つである。つまり、体温が低いときは、ぐっすり眠っている状態で、逆に高いときは、活動力が旺盛で、いろいろなことに挑戦できる時間帯である。昼の午後3時~5時頃、この時間帯は、体温が高く、ウォーミングアップができていて、いろいろなことに挑戦できる時間帯である。つまり、活動力が旺盛なのだ。

今、この午後3時頃からの時間帯で、「あそび場（空間）がない」「あそび仲間（仲間）がない」「あそび時間（時間）がない」という子どもたちが多くなった。空間・仲間・時間ということばには、すべて「間（マ）」という文字が使われているが、この3つの「間」（サンマ）がないと、あそびが成立しない。「みんな忙しくて時間がない」、「友だちもいない」、「あそび場もない」である。これら3つの間の1つでも欠けると、「間抜け現象」と呼んでいる。せっかく体温が高まり、ウォーミングアップができて、からだにとっていちばん調子の良い時間帯に、今の子どもたちは十分に遊べなくなっている。自然豊かな高知県の山村地域でも、一度家に帰ると、友だちと遊べなく、テレビやビデオ視聴、おやつ摂取の多さがとくに目立った。田舎だから、健康に良いことをしているのではない。バスや車での送り迎えが増加し、運動量も激減している。

よって、最終下校時刻までの間、学校に残って異年齢で遊んだり、活動したりできる機会を与えていくことも必要なのかも知れない。生活の中に運動あそびやスポーツを積極的

に取り入れることで、運動量が増して、子どもたちの睡眠のリズムは整い、その結果、食欲は旺盛になる。健康的な生活のリズムの習慣化によって、子どもたちの心身のコンディションも良好に維持されて、心も落ち着き、勉強にも取り組み、さらに、カーッとキレることなく、情緒も安定していく。

カ 短時間睡眠とイライラ感・精神的疲労症状の発現ならびに親子体操のススメ

睡眠時間については、室戸市保育園5歳児で平均9時間14分、芸西村の幼稚園5歳児で、平均9時間25分であった。本来、夜間に連続して、少なくとも10時間以上の睡眠が必要であるが、9時間程度の短い睡眠しかとれていない子どもは、注意力や集中力がなく、イライラし、じっとしてられない。物事が気にかかり、落ち着いた行動がとれなくなる。睡眠不足の子どもには、このような症状にチェックが入る。また、子どもの生活の中で情報量が増加している一方で、情報を処理するために必要な睡眠時間は反比例して減少し、脳のオーバ-ヒート状態を生じている。つまり、持続的な緊張状態をつくって、子どもたちのストレスとなっているといえよう。

短時間睡眠の子どもたちは、このようなストレスを感じながら、精神的な疲労を訴える幼児期を過ごしているといえる。これでは、小学校へ上がっても、授業で注意力や集中力に欠け、45分の授業はもたず、衝動的に歩き回っても不思議ではない。そして、時差ぼけのような症状が現れ、子どもたちの脳・副交感神経に機能不全が起こっていく。

この状態がさらに慢性化すれば、日常生活をリズムカルに営むために生体リズムを支えてくれている脳機能にマイナスの変化が生じて疲労が回復できず、能力は極端に低下していく。そして、将来、小学校・中学校・高校へと進む過程の中で、勉強に全く集中できず、何も頭に入らなくなり、日常生活も困難となっていくことさえある。

四万十市立中村小学校の児童を対象に、「からだがだるい」「ねむい」「イライラする」「やる気がしない」「頭が痛い」「気持ちが悪い」という、疲労に関する6症状を、始業前の朝の会時に養護教諭によって調査をされたところ、4年生(54名)の平均が2.98症状、5年生(44名)は平均2.50症状、6年(51名)は平均2.52症状を訴えており、朝からねむけとだるさ症状を半数の者が訴え、授業への導入が難しい背景が提示されたとともに、睡眠リズムの改善が急務であることが提案されている。

高知県の子どもの抱える大きな問題は、幼少児期からの夜型の生活と生体のリズムの乱れを背景にして、自律神経機能の低下やエネルギー代謝異常などが複雑に絡んで、活気のない、疲れた状況に追いやっているものと考えられる。

これらのことより、自律神経を鍛え、子どもたちがより快適な生活を営むことができるように援助するためには、次の2点が大切である。

生活に規則正しいリズムを持たせること。

戸外での積極的な運動や運動あそびの実践を取り入れた自律神経の調整(体温調節)のトレーニングを行うこと。

つまり、今の子どもたちには運動が絶対に必要で、日中に運動の機会を意識的に設けていく努力が、大人たちに求められているといえる。

ここは、腰を据えて、乳幼児期から親子のふれあいがしっかり持てて、かつ、からだや知的面の向上にも良いことを実践していかなければならない。そこで、提案がある。それは、「親子体操」の実践である。まず、親子で遊んだり、体操をしたりする機会を積極的に設

けるとよい。保護者の方には、子どもさんといっしょに汗をかいてもらいたい。子どもに、お父さんやお母さんを独り占めにできる時間を持たせてもらいたい。親の方も、子どもの動きを見て、成長を感じ、喜びを感じてくれることだろう。他の家族がおもしろい運動をしていたら、参考にしよう。子どもががんばっていることをしっかりほめて、自信を持たせよう。子どもにも、動きを考えさせて創造性を培おう。動くことで、お腹がすき、食事が進む。夜には、心地よい疲れをもたらしてくれ、精神が安定した状態でぐっすり眠れる。親子体操の実践は、食事や睡眠の問題改善にしっかりつながっていく。

親子体操は、これまで、いろいろなところで、取り組まれている内容ではあるが、行事での利用だけにとどまっていたのではない。それらをみんなでも本気で実践するために、地域や社会が、町や県が、本気で動いて、大きな健康づくりのムーブメントを作るとよい。こんな体験を持たせてもらった子どもは、きっと勉強や運動にも楽しく取り組んで、さらに家族や社会の人々とのコミュニケーションがしっかりとれる若者に成長していくはずである。急がば回れ、乳幼児期からの生活やふれあい体験を大切にしていこうではないか。

キ 子どもと保護者の生活調査や生活リズム研究からの知見

幼児と保護者の生活調査や生活リズム研究を通して、わかってきたことを、以下にまとめて示す。

(1) 年齢が低く、体力の弱い子どもは、午前中のあそびだけで、夜には疲れを誘発し、はやく眠くなるが、加齢に伴って体力がついてくると、午前中のあそびだけでは疲れをもたさず、遅くまで起きていられる。もう1つ、午後のあそびが必要である。とりわけ、午後3時頃からの積極的な運動あそびで、しっかり運動エネルギーを発散させ、情緒の解放を図っておくことが、夜の入眠を早める秘訣である。

(2) 夕食の開始が午後7時を過ぎると、就寝が午後10時をまわる確率が高くなる。幼児には、午後6時～7時頃までに夕食を始めさせるのがお勧めである。

(3) 朝、疲れている子どもは、テレビやビデオの視聴時間が長く、夜、寝るのが遅い($r = 0.82 \sim 0.84$)。そして、睡眠時間が短く、日中の運動量が少ない。その母親のメールの実施時間は長い($r = 0.79$)。ともに、物(機械)とのかかわりが多く、親子のふれあい時間が少ないのが特徴である。

(4) 夜8時になったら、環境を暗くし、夜を感じさせて、眠りへと導く。テレビのついた部屋は、光刺激が入るので眠れない。電気を消して部屋を暗くすることが大切である。

(5) 朝になったら、カーテンをあげる習慣を作る。朝には、陽光を感じさせ、光刺激で目覚めさせる。

生活は、1日のサイクルでつながっているので、1つが悪くなると、どんどん崩れていく。しかし、生活の節目の1つが改善できると、次第にほかのことも良くなっていくというロマンがある。これら5項の知恵を参考にして、幼少児期からの生活改善の作戦を立ててみてはどうだろうか。あきらめないで、問題改善の目標を1つに絞り、1つずつ改善に向けて取り組んでいこう。必ずよくなっていく。

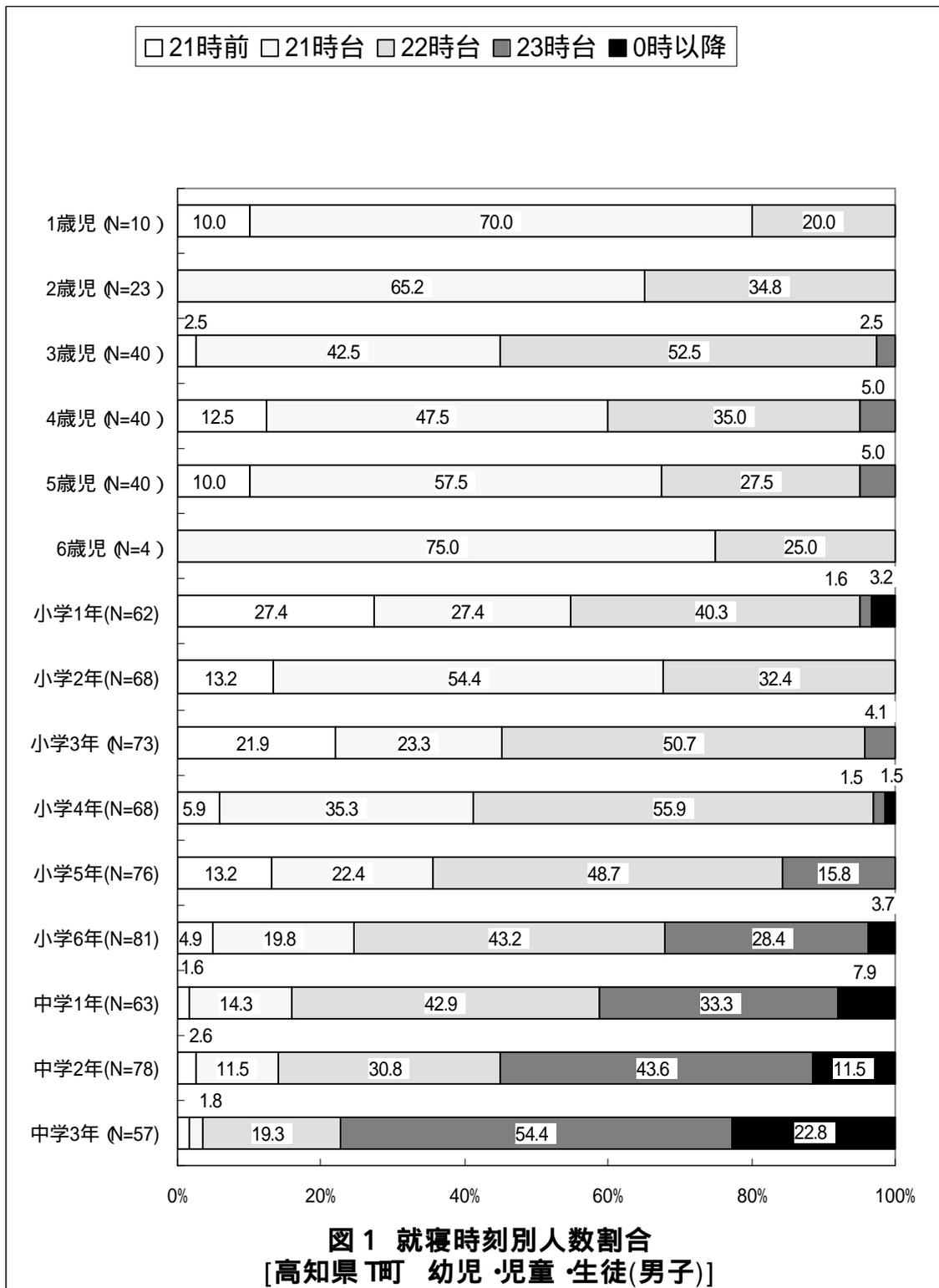
ク おわりに

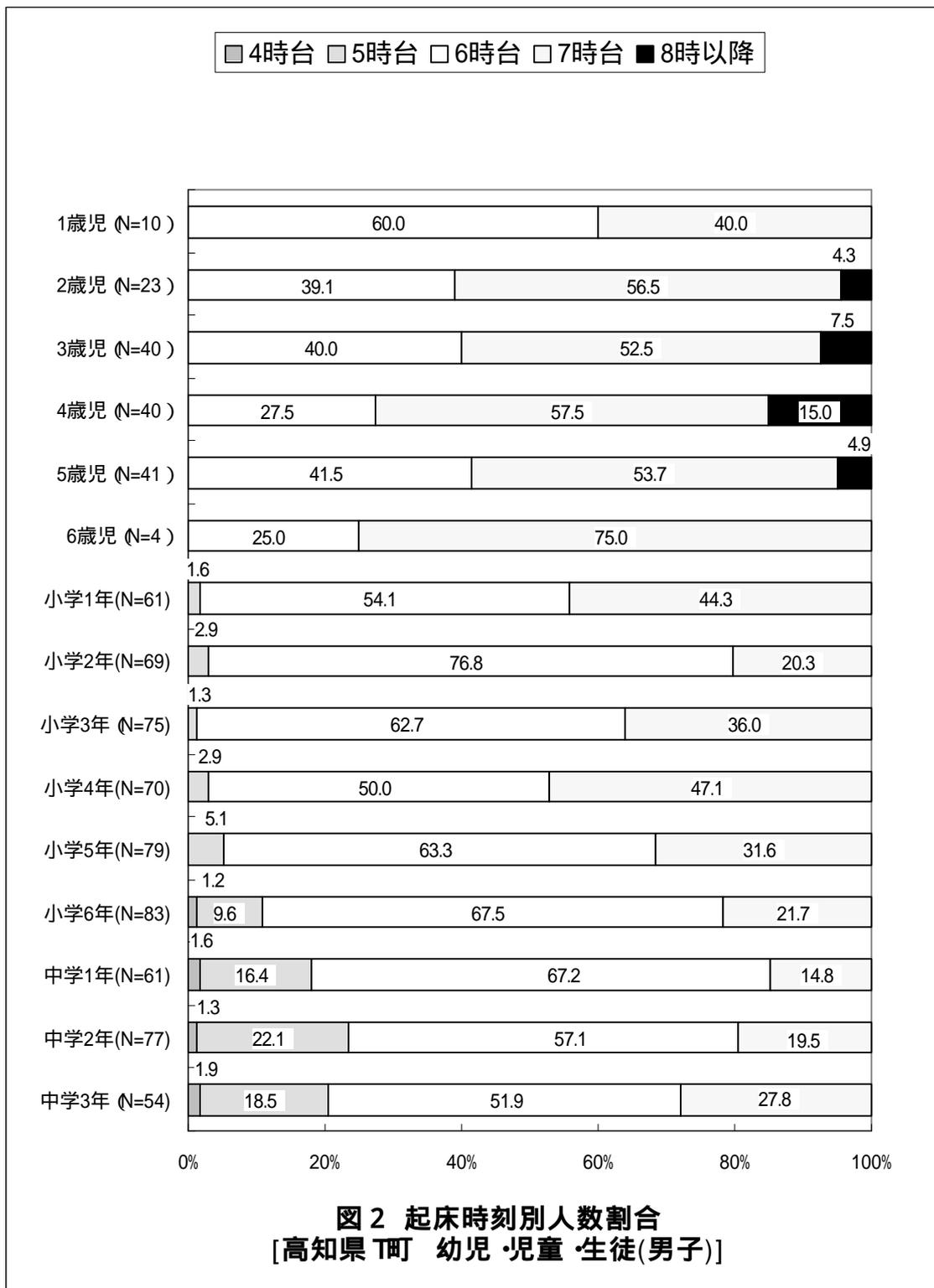
成長期の子どもたちが健全に育っていくためには、「時間」「空間」「仲間」という、三つの「間」を整えることと、日中に運動エネルギーを発散し、情緒の解放を図る機会や場を与えることの重要性を見逃してはならない。そのためにも、とくに幼少児期には、2時

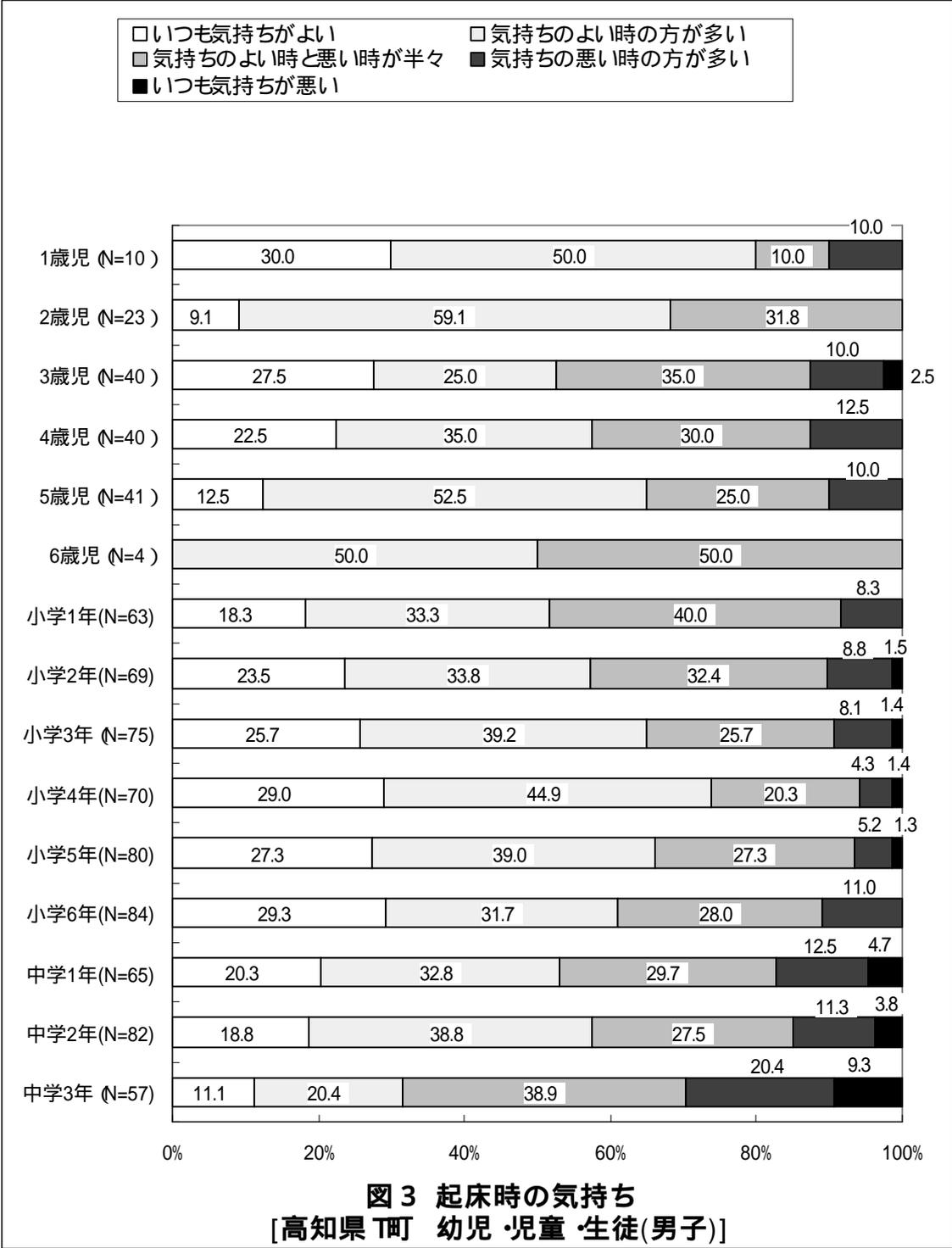
間程度の午後あそびが非常に大切となる。

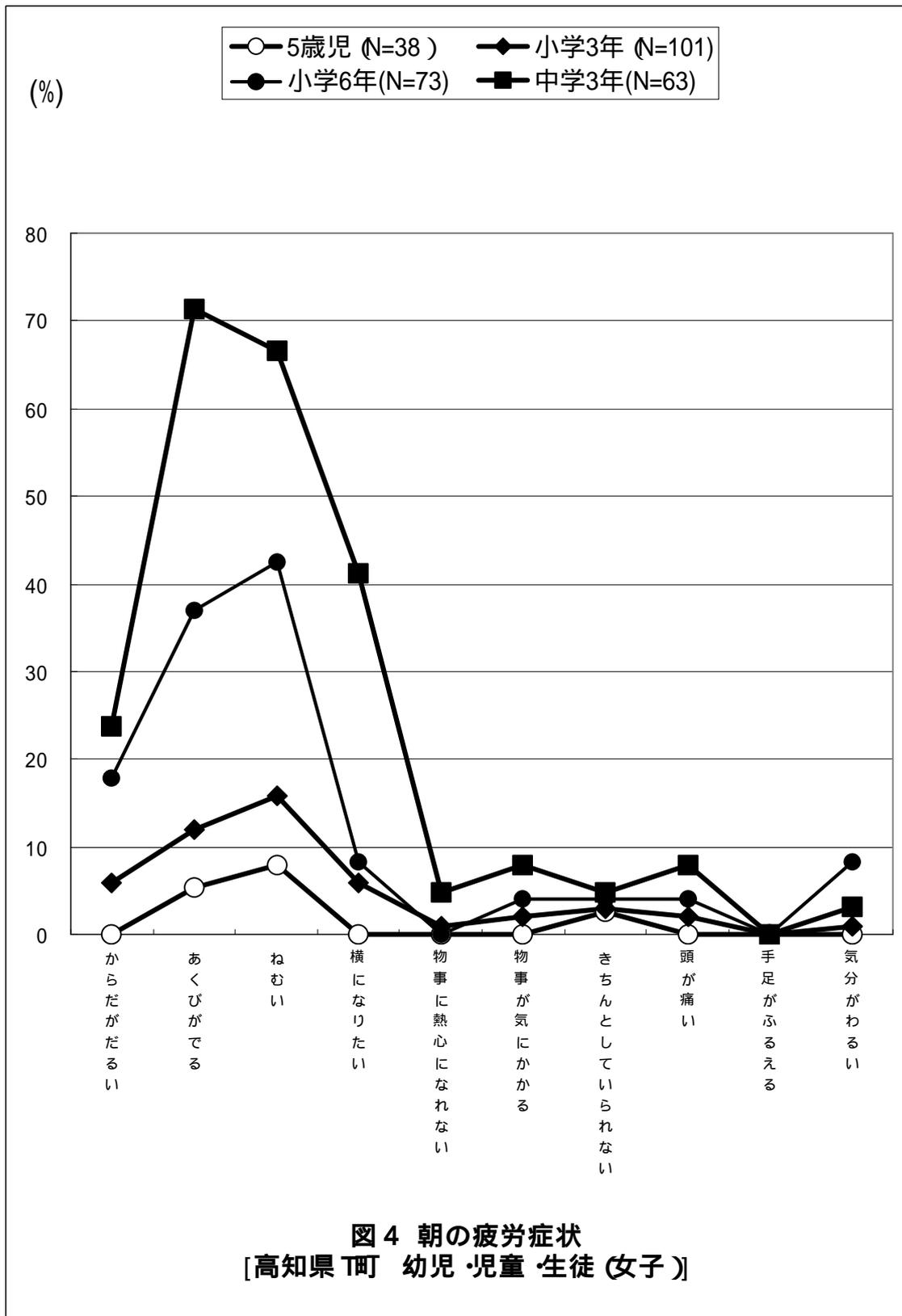
要は、生活の中に運動あそびやスポーツを積極的に取り入れることで、運動量が増して、子どもたちの睡眠のリズムは整い、その結果、食欲は旺盛になる。この健康的な生活のリズムの習慣化によって、子どもたちの心身のコンディションは良好に維持されて、心も落ち着き、勉強にも取り組み、さらに、カーッとキレることなく、情緒も安定していく。

運動とかあそびというものは、体力づくりだけでなく、基礎代謝の向上や体温調節、あるいは脳・神経系の働きに重要な役割を担っている。生活リズムの改善・整調や創造力・知的能力の開発、精神的な落ち着き、社会性づくり等に運動刺激は極めて有効である。ときが経つのを忘れて、あそびに熱中できる環境を保障していくことで、子どもたちは安心して成長していけるのである。この部分を真剣に何とかしていくことが、私たち大人に与えられた緊急課題であろう。子どもたちに、日中のあそび、とくに戸外での運動あそび、放課後あそび、クラブ活動を楽しく実践させて、生活改善の作戦を立ててみよう。









□朝食をいっしょに食べる人がある ■朝食をいっしょに食べる人がいない

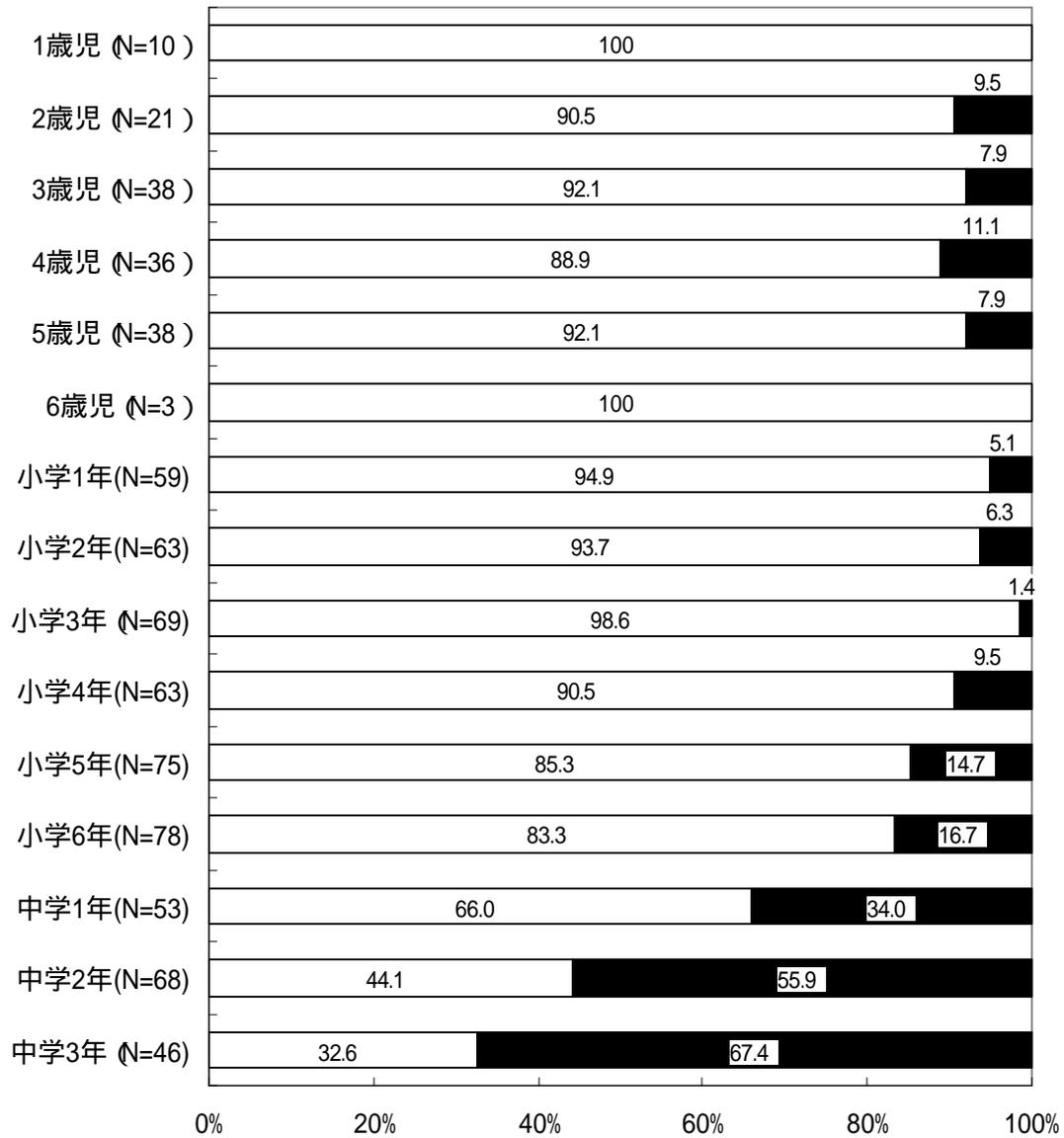


図5 朝食をいっしょに食べる人の有無
[高知県T町 幼児・児童・生徒(男子)]

□ 毎朝する □ 朝する時の方が多い
 □ 朝する時としない時が半々 □ 朝しない時の方が多い
 ■ 朝しない

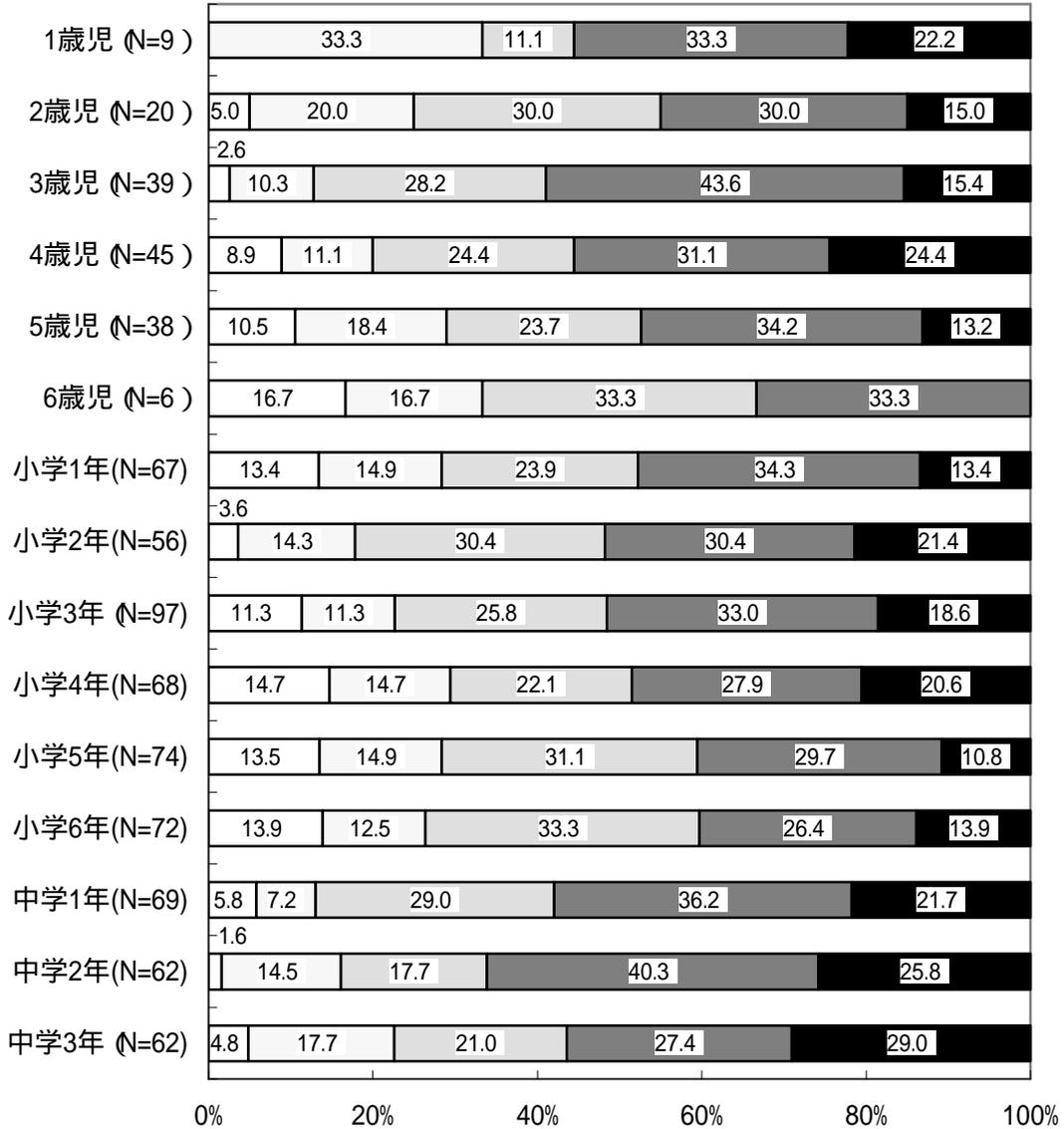


図6 排便状況
[高知県T町 幼児・児童 生徒(女子)]

□ほとんど外で遊ぶ
 □家の中と外と同じくらい
 ■ほとんど家の中で遊ぶ
 □どちらかといえば、外に出て遊ぶ
 ■どちらかといえば、家の中で遊ぶ

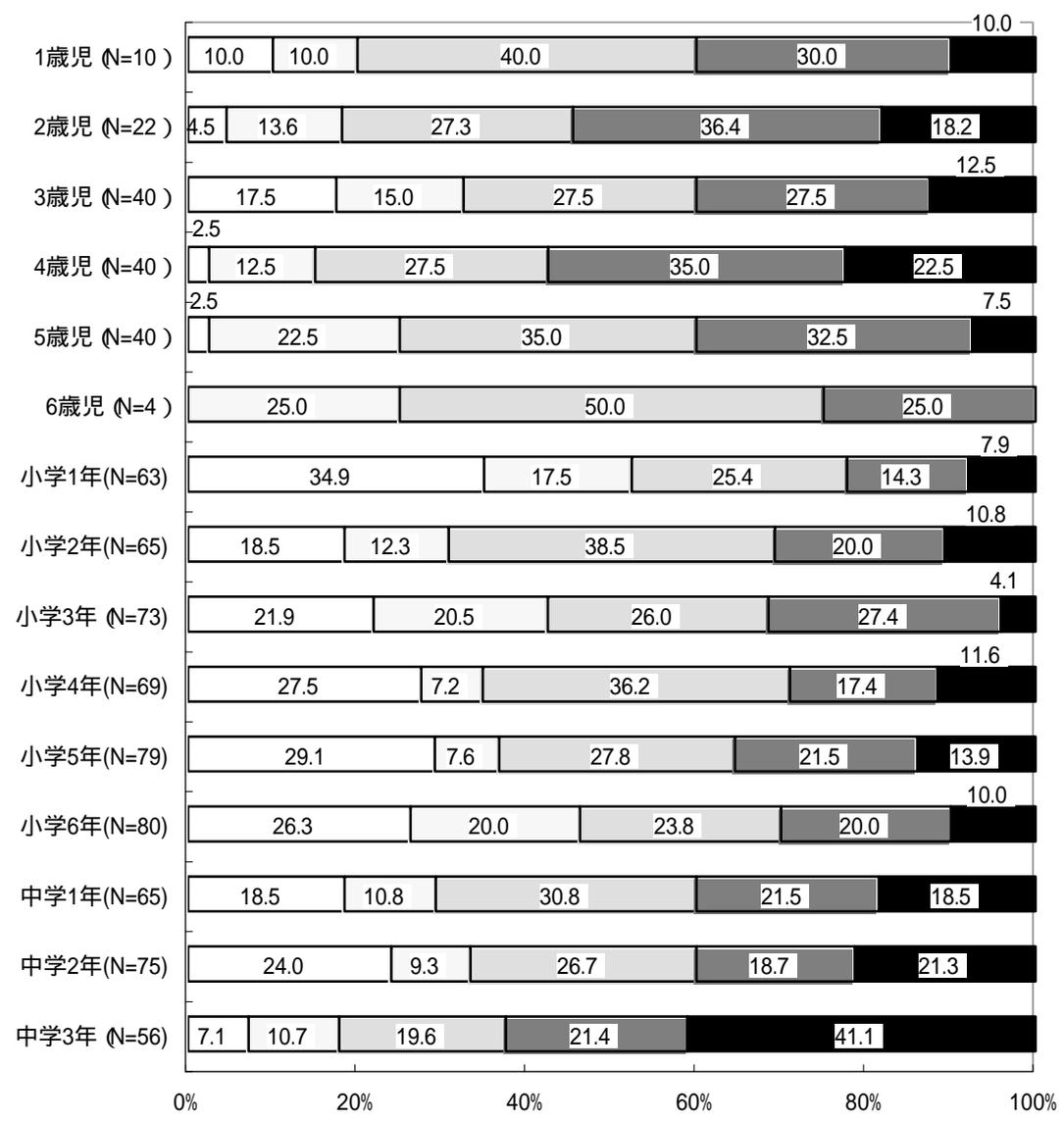


図7 遊ぶ場所:屋内・屋外
 [高知県T町 幼児・児童・生徒(男子)]

